

令和 6 年 6 月 5 日（水）

（第 1 日目）

令和6年第3回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和6年第3回苓北町議会定例会は、令和6年6月5日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めまして、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達していますので、只今から令和6年第3回
苓北町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、田崎稔君。
7番、倉田明君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月7日までの3日間にしたいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月7日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは私から諸般の報告を申し上げます。

4月7日、天草市民センターで開催された天草戦没者追悼式に参列しました。

4月14日、陸上自衛隊第8師団創隊62周年及び北熊本駐屯地開設67周年記念行
事に出席しました。

4月18日、苓北町体育センターで開催された令和6年度苓北町戦没者追悼式に高戸
副議長、山口総務文教厚生常任委員長とともに参列しました。

4月19日、熊本県民体育祭天草大会実行委員会総会に、山口総務文教厚生常任委員
長とともに出席しました。

4月28日、長崎市で開催されました長崎苓北会に、山口議員、浜口議員とともに出
席し、交流を深めてまいりました。

5月9日、町村議会議長会として、県当局、県議会、自民党県連への要望実行運動を

行いました。天草郡は、昨年に引き続き、「熊本天草幹線道路の早期整備」について要望しております。

5月14日、県市町村自治会館で開催された議長研修会に出席し、「地域公共交通政策の今後」について研修を受けてきました。また、研修会終了後、町村議会議長会臨時総会に出席しました。臨時総会では、幹事1名の補欠選挙が行われ、津奈木町の柳迫好則議長が幹事に選出されました。臨時総会終了後、理事会にも出席しております。

5月16日、天草広域連合で開催された、令和6年度島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席しました。

5月18・19日、唐津市・苓北町姉妹都市締結30周年記念事業に、高戸副議長、総務文教厚生常任委員会委員とともに出席しました。

5月21日、東京国際フォーラムで開催された、全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会に高戸副議長とともに出席し、自治体議員のハラスメント、町村議会議員のなり手不足の問題などについて研修を受けてきました。

翌5月22日、県町村議会議長会による県関係国会議員への要望活動に高戸副議長とともに出席しました。

5月27日、天草広域連合で開催されました令和6年第3回天草広域連合議会臨時会に出席し、「小型水槽付消防ポンプ車」「高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材」2件の財産取得について、また、令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第1号）について審議してまいりました。補正予算につきましては、予算の組み替えによるもので、歳入歳出の総額に変更はございませんでした。財産の取得、補正予算ともに原案可決されました。

苓北町監査委員から、令和5年度2月分、3月分、4月分、令和6年度4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○4番（松本良人君） 議長。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ちょっとお尋ねしてよかですか。

○議長（野崎幸洋君） どうぞ。

○4番（松本良人君） 広域連合関係で今、いろんなことで報告がなされた以外に、契約関係でいろいろ揉めとるというのを聞きました。そこら辺の事情の説明をお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（野崎幸洋君） そのことについては、2日目の全員協議会の中で町長より、副連合長としての説明がございますので、そのときに質疑応答をお願いしたいと思います。

松本良人君。

○4番（松本良人君） これまで副連合長として町長からはいろいろ私、一般質問しておりますので、尋ねておりましたけれども、私たち代表として出席しておられる議長からの報告はあまりなかったもので、ぜひそのときですね、議長の見解も併せて、議長の見解は我々の見解に同調しとらばいいかなですからですね、そこら辺を併せてご報告をよろしくをお願いします。

○議長（野崎幸洋君） わかりました。それでは2日目の全員協議会の中で質疑をしていただければ、応答したいと思います。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。それでは行政報告をさせていただきます。

まず役場内の組織体制、能登半島地震に伴う石川県輪島市への職員派遣、表彰受賞についての報告でございます。荅北町が抱える「人口減少と少子高齢化」に伴う最重要課題に全庁的に取り組むとともに、関係機関等との連携を図りながら、課題解決に向けた施策の企画立案と検討実践を行うため、本年4月1日から総務課内に「まちづくり戦略室」を設置いたしました。

次に、5月3日（金曜日）から5月12日（月曜日）までの10日間、能登半島地震により被災を受けている石川県輪島市に、熊本県職員及び県内の市町村職員、計26名と一緒に、町からは総務課防災担当職員1名を支援派遣いたしました。輪島市では「住宅被害認定調査」の支援活動業務を行ってまいりました。天草も同じ半島地域でありますので、今回の災害派遣並びに検証を踏まえ、引き続き災害に備えてまいります。

次に昨年度、国立公園をシェアリングした周遊旅行の活性化を推進する取り組みとして整備しました「RVパークスマートれいほく富岡海域公園」設備が、全国172自治体が参加するシェアリングシティ推進協議会が主催する、「第1回全国シェアリングシティ大賞」において、応募総数95件の中から特別賞を受賞いたしました。なお、本施設は今年4月より、Webサイトで予約受付を開始し、4月27日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中には、11組の利用がっております。

次に、4月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

令和6年度の町内小中学校の入学式が4月9日（火曜日）にそれぞれ開催をされました。今年度の入学者数は、小学校が、坂瀬川小学校9名、志岐小学校13名、富岡小学校5名、都呂々小学校1名の合計28名。荅北中学校の入学者数は58名でした。

次に、消防団辞令交付式を4月14日（日曜日）、農村運動広場で開催いたしました。今年度の消防団員は、団長以下235名でございます。

次に、4月18日（木曜日）には、苓北町コミュニティセンターにおいて、ご遺族の方々をはじめ、町内各機関・団体の代表者の方々のご出席をいただき、苓北町戦没者追悼式を開催いたしました。

次に、4月28日（日曜日）には、長崎市内におきまして、長崎苓北会の総会及び懇親会があり、私と野崎議長、浜口・山口両議員、地域間交流事業推進委員の皆様、岩下商工会会長、松野苓北観光汽船社長、町職員合わせて、苓北町より総勢12名が出席をいたしました。

次に、5月2日（木曜日）から5月6日（月曜日）までのゴールデンウィーク期間中、苓北町5つの窯元、天草市天草町2つの窯元による、天草西海岸春の窯元めぐりが開催をされました。町内の5つの窯元には、期間中4,183名の来場者がありました。

次に、5月4日（みどりの日）には、富岡港船客待合所「きずなステーション」を主会場として、第6回春の行楽みなとオアシス富岡フェアが開催され、富岡港周遊イルカウォッチングや、富岡城及び富岡町歩き、きずなマルシェなどの催しで、町内外からの来場者でにぎわいました。

次に5月18日（土曜日）には、唐津市において、唐津市・苓北町姉妹都市締結30周年記念式典が開催され、私と野崎議長、高戸副議長、総務文教厚生常任委員会から山口・錦戸・浜口議員、地域間交流事業推進委員の皆様、区長会代表の皆様、濱石苓北町農協組合長、岩下苓北町商工会会長、町職員合わせて、苓北町より総勢23名が出席をいたしました。

次に、5月19日（日曜日）には、苓北中学校体育大会が、5月26日（日曜日）に、坂瀬川小学校、志岐小学校、都呂々小学校、6月2日（日曜日）には、富岡小学校の運動会がそれぞれ開催をされました。なお、都呂々小学校は、昨年度から地区住民との合同開催による、都呂々地区ふれあい運動会として開催をされております。

次に5月29日（水曜日）、富岡海水浴場において海水浴場、白岩崎キャンプ場、ペーロン船利用者並びにペーロン大会の安全祈願祭を開催をいたしました。

次に、6月1日（土曜日）には、あまくさ苓北観光協会主催の、OPPAI ROCKマルシェ&ふれあい動物園が西川内漁港一帯で開催され、あじさいの咲く西川内周遊散策などで多くの皆様の参加のもと、にぎわいを見せておりました。

次に、今後の諸行事についてでございます。

苓北さわやかクリーン作戦を6月9日（日曜日）、午前7時から8時まで実施いたします。なお、当日悪天候の場合は中止となります。当日中止の場合は、防災行政無線並びに各家庭に配備しているIP告知端末にてお知らせをいたします。

次に6月29日(土曜日)には、体験型マリンスポーツの普及を目的に、富岡海水浴場で、「SUP体験会 in とみおか」があまくさ苓北観光協会主催により開催をされます。

次に、苓北じゃっと祭を7月20日(土曜日)、21日(日曜日)に開催をいたします。1日目は花火大会を、2日目はペーロン大会を開催いたしますので、議員皆様方におかれましても、応援のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、学校関係では、1学期の終業式が7月19日(金曜日)、夏休みが7月20日から8月28日まで、2学期の始業式は8月29日となっております。

なお、今後の諸行事等のうち、従来6月に開催をされておりました関西ふるさと苓北会総会の中止が決定をされております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長(野崎幸洋君) これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長(野崎幸洋君) 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりました、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が「0」(ゼロ)となった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

それでは通告1番、廣田幸英君。

○3番(廣田幸英君) おはようございます。

通告1番、3番議員、廣田でございます。今回、3点について、町長にご質問したいと思っております。

まず第1に、学校給食費の無償化について。2番、おたふくかぜワクチンの公費助成について。3番、2025年保育問題についてということで、いずれも山崎町長にご質問させていただきます。

まず、1番。1番、2番に入る前に、前段で説明をさせていただきたいと思っております。

令和6年度苓北町一般会計予算が、令和6年3月議会で可決されました。その中で、歳入となる個人町民税現年課税分、2億195万1,000円、固定資産税現年課税分9億6,042万7,000円となっておりますが、税務住民課として、令和5年分個人所得の申告、個人・法人の償却資産の申告を終えられて、その当初調定額はいかほどになっているのでしょうか。知りたいのは、予算額と調定額の差額です。今年度に限り、個人町民税現年課税分については、定額減税前で捉えてください。その差額次第とはなりますが、令和6年2学期からの管内小学校における給食費の無償化について。

令和6年度の当初予算、財源としては、小学校給食費1,549万9,000円、中学校給食費1,012万2,000円が、保護者からの教育費負担金の歳入となっています。合計で2,562万1,000円となりますが、国の方策が講じられるまでの間、地方自治体として、苓北町としてこのことに早急に取り組む必要があるのではないかと考えますが、町長にお伺いいたします。

次に、おたふくかぜワクチンの公費助成開始について、町長にお伺いします。

冒頭、前段となりますが、帯状疱疹予防接種への公的助成が、令和6年度から苓北町においても開始されたことを大変嬉しく思い、感謝申し上げます。

さて、本題となりますが、ウイルス感染症の1つであるおたふくかぜ（流行性耳下腺炎）を発症すると、耳の下が腫れたり、難聴や無菌性髄膜炎などの重大な合併症を引き起こすことがあるとのこと。予防にはワクチン接種が効果的のようですが、希望者が自己負担で受ける「任意接種」のため、接種率は低いのが現状のようです。国は、公費負担で無料化できる「定期接種化」へ議論を進めているように聞き及んでおります。発症予防に有効なワクチンは、国内では2種類のワクチンが薬事承認され、免疫獲得にはどちらを選んでも2回の接種が必要、予防効果は9割と高く、日本小児科学会は、1歳と、就学前の時期のタイミングで接種することを推奨しています。しかし、一部自治体を除き、費用は全額自己負担となっているようです。医療機関で異なるようですが、1回あたり、4,000円から6,000円程度かかると言います。経済的負担から、その接種を控える保護者もおられるようです。苓北町における子育て負担、経済的負担軽減の一環としてのおたふくかぜワクチンの公費助成開始を望みます。

自主財源となる町税額が増減すると、地方交付税の額に影響があることは承知していますが、自治体として、子育て支援に傾注するのは近い未来ではなく、まさに今だと考えます。山崎町長に見解をお伺いいたします。

3番目、保育の2025年問題、山崎町長にお伺いいたします。

ご存じの方ばかりかと思いますが、厚生労働省の試算データでは、令和7年の保育施設の利用者数が300万人でピークを迎え、そこから緩やかに減少に転じるというものです。これは全国的なデータとなりますので、少子高齢化が顕著な地方では、定員割れが顕在化してきており、2025年から問題が深刻化するというのではなく、今そこにある課題と言えるのではないのでしょうか。苓北町も例外ではないはずです。

令和6年3月議会定例会の予算審査特別委員会時に、町内6認可保育所の今後の運営に係る件で質疑させていただきましたが、今後、協議をする予定である、との答弁をいただいております。「保育の実施者」は、自治体の長である山崎町長です。先に述べた協議の場を開催されたのであれば、内容、方向性等、山崎町長の見解をお伺いいたします。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

1項目目の「学校給食の無償化」、2項目目の「おたふくかぜワクチンの公費助成開始」のご質問にお答えする前に、令和6年度の個人町民税現年課税分、並びに固定資産税現年課税分についてのご質問がございましたので、この件につきまして、まず答えさせていただきます。

令和6年度の個人町民税現年課税分におきましては、予算額2億195万1,000円に対し、2億1,160万4,000円で調定を行いました。予算との比較では、965万3,000円の増額調定となっております。なお、先程の質問にもありますとおり、調定額は特別減税前の数値にて算出をしております。

次に固定資産税現年課税分におきましては、予算額9億6,042万7,000円に対し、9億9,583万円で調定を行っております。予算との比較では、3,540万3,000円の増額調定となっております。

次に、1点目の令和6年2学期からの管内小中学校における給食費の無償化の要望についてでございますが、学校給食費につきましては、ご承知のとおり令和6年度から、これまでの私会計方式を町の予算に位置付ける、公会計化へ移行したところでございます。これに伴い、議員ご指摘のとおり、令和6年度当初予算におきまして、学校給食法第11条第2項に規定する、学校給食の保護者負担金として、小学校給食費1,549万9,000円。中学校給食費1,012万2,000円。その他給食費110万円の合計2,672万1,000円を教育費負担金に計上したところでございます。また、学校給食の賄材料費は、3,052万4,000円を計上しております。社会情勢の影響による食材価格の高騰が続く中で、給食の質や量を維持できるよう、児童生徒の給食費を据え置くこととし、不足する分380万3,000円は、公費により対応することといたしております。

なお、学校給食費の無償化につきましては、本年3月議会での浜口議員の質問に対し、お答えをしたところでもありますが、本年度から、保育料の完全無償化を始めとして、出会いから結婚、妊娠、出産、保育、教育、住まい対策まで、総合的な子育て支援対策を講じていくこととした結果、所要の財源が必要となりました。今年度上乗せをした一般財源の額は、1,550万円あまりとなっております。その上で、学校給食費の無償化にあたっては、年間約3,000万円程度の一般財源が毎年必要となっておりますので、今後における財源確保等の課題もございます。国の少子化対策の動向を踏まえながら、令和7年度以降において、状況を見ながら判断させていただきたいと考えているところでございます。

次に、2項目目の「おたふくかぜワクチンの公費助成開始」についてのご質問でございます。まず、おたふくかぜの症状であります、ムンプスウイルスによる全身感染症で、飛沫感染、接触感染後に、増殖したウイルスが全身に広がり、各臓器に病変を起こすもので、ウイルスの潜伏期間は、2～3週間とのことでございます。

次に、おたふくかぜワクチンについてであります、ムンプスウイルスを弱毒化した生ワクチンで、1歳以上が対象となり、1回接種の任意接種となっておりますが、日本小児科学会では2回接種を推奨をされているようであります。なおワクチンの効果は、80%程度と考えられております。

ご質問のワクチン接種の公費助成についてであります、町におきまして、県内自治体の助成状況を確認いたしましたところ、現在公費助成を行っているのは6自治体で、1回の接種に対しまして、3,000円から6,000円程度を限度に実施されているとのことであります。

荅北町といたしましては、現在、国におきまして、おたふくかぜワクチンの定期接種化について検討が続けられておりますので、国の動向にも注視しながら、今後の対応について検討を重ねつつ、適切に予防接種業務を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3項目目の保育の2025年問題についてのご質問でございます。

まず1点目の、令和6年4月1日現在の町内6認可保育所の入所児童数であります、坂瀬川保育園には、定員30人に対し26人、宮原保育園には、定員50人に対し32人、志岐保育園には、定員40人に対し37人、国照寺保育園には、定員20人に対し8人、富岡保育園には、定員40人に対し41人、都呂々保育園には、定員20人に対し21人が入所しております、町内全体の合計で、定員200人に対し165人の入所となっております。

次に、2点目の今後の保育所のあり方についての保育所との協議における内容と、今後の方向性等についてのお尋ねの件でございますが、3月18日に、荅北町保育所連絡協議会の臨時園長会議が開催をされましたので、その際、意見交換の時間を設定させていただきました。会議の協議事項といたしましては、まず、令和6年度から始めました荅北町の子育て支援施策等について、町の担当者から内容説明を行いました。その後、現状の保育園の運営状況と、今後の運営のあり方等について意見交換を行ったところでございます。園長先生方からは、出生数の減少という現状を踏まえた中で、町内における結婚数が少ない、男女の出会いの場が少ないなど、少子化に関するご意見が多く出されたところであります。

荅北町といたしましては、出生数の減少に伴い、入所児童数が減少しますと、保育所の運営自体にも影響を及ぼすことから、都呂々保育園で実施をされておられます、高齢

者と児童の交流によって、生きがいづくりにつながる、苓北町地域ふれあい支援通所事業の実施のお話などもさせていただきました。その結果、早速、坂瀬川保育園においても、令和6年度から新たに地域ふれあい支援通所事業を実施したいとの申し出があったところでございます。今後もこのような機会を設けながら、保育所関係者の皆様と意見交換などを行い、苓北町の子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 学校給食の完全無償化、令和7年度以降において、状況を見ながら判断されるということでした。財源確保の観点から、令和6年度の町税の予算現額、調定額を質問、答弁をいただきました。苓北町は10億円を超える基金も保有されていると思います。基金を取り崩せとは申しません。子育て環境整備、とりわけ令和6年度2学期からの学校給食無償化の実現こそ、苓北町にとっての急務ではないかと考えたところでした。もう一言、町長お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 子育て支援の充実に向けては、私も学校給食の一部減免、あるいは無償化については、十分承知をしているところでございます。ただ先程申しましたように、やはり財源が必要な部分もございますので、そういった中では、今特にふるさと納税の寄附金につきましては努力をしております、令和4年度の2千数百万円から、令和5年度は1億円近くまでふるさと寄附金を伸ばすことができしております。今年度の予算におきましても、1億5,000万円という目標を立てて取り組んでいるところでございますので、こういった財源確保に努めながら、ぜひ7年度から、学校給食の無償化、あるいは一部減免化についても取り組めるように、私たちも努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。ぜひ令和7年度以降、このことを優先順位の高い施策と位置付けられ、予算編成時にその財源確保をお願いしたいと思っております。国においても少子化対策につき、子ども・子育て支援金制度を含め、引き続き議論がなされると思いますが、その間、地方自治体である苓北町として、速やかに支援することが重要だと思っております。給食費につきましては以上で終わります。

次に、ワクチン接種につきまして、適切に予防接種を行ってまいり、との答弁をいただきました。国において、おたふくかぜワクチンの定期接種化が検討され続けています。国において議論の途中にあるわけですが、自治体の長として、子育て環境をより良いものとするためにも、助成開始するのは今だと考えます。接種したいけど、経済的な側面

でためらっている保護者がおられれば、なおさらのことです。強制的に接種させるわけではありません。接種させたい保護者が経済的側面でためらっておられる、そのような保護者のために補助をお願いしたいところです。ぜひ前向きに、速やかなる助成開始をお願いします。先程答弁いただいた、自主財源となる町税の予算現額と調定額の関係からしても、できるのではないかと考えているんですが、いかがでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この件につきましては、ご承知のとおり、国の方で子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律、本日の国会で成立するような状況になっておりまして、本年10月から児童手当が拡充をされます。それと低所得者に向けたですね、助成金の創設あたりも国においてもですね、検討されているところでありますので、こういった国の子育て支援の状況も見ながら、検討させていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。

それでは3番目の保育所問題、2025年問題は、保育において就学前児童の減少により、保育所の利用児童数が2025年にピークを迎えるといったものです。

先程、苓北町の令和6年度当初の各認可保育所の定員数と、入所児童数をお知らせいただきました。それぞれ園長さんたち大変だと思います。本日、令和6年6月5日です。各認可保育所の入所児童数に増減はありませんでしたか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町内の保育園の方で、今回答弁したのが4月1日現在で165人でございまして、それから、1名の減があっているようでございます。すいません、1人増です。ですから166人というところで、入所児童が増えております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 増と減では大きな差でございます。確かに、また、令和6年度の年長クラスの児童、来春、小学校に入学する児童は何人でしょうか。教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 答弁できますか。教育課長。

○教育課長（吉本英明君） すいませんお待たせしました。40名になっています。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 40名はどうにかいるようでございます。私も坂瀬川小学校、富岡小学校の運動会に見学に行きましたけれども、本当、なんとか、子どもたちが1日中、本当できるような運動会にならんかなと思いますけれども、本当にもう大変ですね、先生たちも。それを踏まえて、確かに地域との連携を図る、異世代間交流となる福祉サービスの展開も必要だとは思いますが、やはり児童福祉施設である保育所としての今後の運営について、保育の実施者となる自治体の長として、各認可保育所とともに考えて

いくことが責務であると考えます。引き続き、定期的な意見交換の場の設定をお願いしたいと思います。一言お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程お答えしましたように、園長先生方の協議会の中でもですね、本当に深刻な状況でございます。そういった中で、お話が出た中で、その働き口としましては、苓北町にこだわらず、天草圏域、上天草市・天草市も選んでもらっても結構だということで、ただ、住まいの場、保育の場として、苓北を選んでいただくような対策を町としても実施をしていかなければならないという思いでありましたし、園長先生方もいろんな取り組みを通じてそういった保育をですね、苓北でしていただけるような環境を作りたいということでございました。その一環として先程申しましたように、高齢者の方との地域ふれあい支援事業、これをやってみようというようなことでですね、お話がありまして、早速坂瀬川保育園の方が新たに加わって実施をしていただくということになりました。

こういった取り組みを通じて苓北町の保育のあり方をですね、PRをしていければと思っているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。もう本当に難題続きで大変ですけども、これからもまた子どもたちのためによりしくお願いをしたいと思い、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

通告2番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 通告2番、1番議員、田嶋健司が一般質問をさせていただきます。

私が一般質問するのは2点。「れいほくよかナビ」の活用提案についてと、2、旧郷土資料館サテライトオフィスの周辺の整備についての2点で一般質問をさせていただきます。

まず1番。「れいほくよかナビ」の活用提案について。

山崎町政がスタートし、6つの重点施策のうちの1つであるデジタル化の推進による行政サービスで、「れいほくよかナビ」が運用を令和5年の4月1日から開始して早1年が経ちました。65歳以上の単身者か、70歳以上夫婦の条件を満たした世帯に配布されたタブレット端末の配布率が64%で、スマートフォンを含めたダウンロード数が2,712件で、ダウンロード数だけでいくと苓北町の約4割の人が利用していることとなります。「れいほくよかナビ」の中には、マップや広報れいほく、町内のおくやみ情報のお知らせや、防災情報等の暮らしに役立つ情報が数多く得られます。

しかし、「れいほくよかナビ」の中のコンテンツには、一度も使用されていないコンテンツがあります。そのうちの1つの、アンケート機能を利用して、町民の皆様の意見や考えを調査してみたいはいかがでしょうか。

経済界の有志らでつくる民間組織「人口戦略会議」が2050年までの地方自治体の持続可能性を分析した報告書が発表されました。その中で、全国の4割にあたる744自治体を人口が大幅に減少する「消滅可能性自治体」と位置付け、熊本県内では18市町村が該当し、ここ苓北町も該当しています。地方の人口減少に歯止めをかけるためには、若い世代が「ここで子どもを育てたい」、ここで生まれた子どもたちが「ここに帰ってきて住みたい」と思う町づくりが大切です。

現在も町独自の保育料無償化等のいろいろな政策がなされていますが、その評価を受けるツールとして利用してみたいはいかがでしょうか。小中学校の給食費無料化や、小中学校の統合と一貫教育等の意向調査も可能ではないでしょうか。

また、先程触れたタブレット端末の配布率64%とありますが、65歳以上の単身者か、70歳以上夫婦のみの条件を満たしていない世帯の方でも、使用したいという声もあります。まだ余裕があるのなら、もう少し条件を緩和してもいいのではないのでしょうか。高額なタブレット端末の在庫数が30%以上もあるのは非常にもったいないと思います。山崎町長のお考えをお伺いします。

次に、旧郷土資料館のサテライトオフィス周辺の整備について質問いたします。

白木尾にある町営管理施設の旧郷土資料館サテライトオフィスは、改修工事を経て令和5年2月から事務所2部屋の募集を開始し、令和5年4月から令和6年4月まで、ふるさと納税の代行業者、令和5年11月から令和6年3月まで、統合型GIS及び公開型GIS構築事業受託業者が入居されていました。その後、令和6年5月1日から、福岡市に本社がある事業者が2部屋とも使用されています。

また、隣接している公園や白木尾海岸には、家族連れや県内外から多くのサーファーたちが訪れています。しかし、旧郷土資料館サテライトオフィスの周辺の草木の管理が不十分で、施設前や公園までの道路は傷んでいます。せっかく誘致した企業や、県内外から来町された人に悪い印象を与えています。これらの施設は、観光の面においても十分に利用できる可能性を秘めていると思います。整備を検討してみたいはいかがでしょうか。山崎町長のお考えをお伺いします。

これで質問を終わります。答弁により、自席で再質問させていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の「れいほくよかナビ」の活用提案についての1点目、アンケート機能を利用して、町民の皆様の考えを調査してはどうかとのご提案でございますが、議員の

ご質問にありますとおり、今後荅北町の人口減少に歯止めをかけるための政策を検討・検証するためには、子育て世代を対象としたアンケート調査や町民の皆様方の意向確認、これは非常に有効であると考えております。これまで子育て世代へのアンケート調査につきましては、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたりまして、平成31年4月から、令和元年5月にかけて、町内未就学児並びに小学生の保護者に対して実施をしており、有効回収率はそれぞれ93.5%と94.9%でございました。それから5年が経過をし、しかも、各種施策を推進する中、それ以降においても出生数が減少傾向にある状況でございます。このようなことから、本年度、令和6年度において策定を計画をしております「第3期子ども・子育て支援事業計画」においても、子育て中の保護者世帯や、今後、結婚し子どもを産み育てていく若者世代の意見を聞くこともとても大事なことでございます。幸い、荅北町においては昨年、よかナビを整備し、またスマートフォンやパソコンを使って子育て関連など各種申請やアンケート調査を行うことができる、県内市町村共同のシステムを導入しておりますので、これらを活用しながら、町民の皆様のご意見等を今後の子育て施策に活かしてまいります。

次に、2点目のタブレットの配布要件の緩和のご提案についてであります。昨年3月の事業開始時は、議員ご指摘のとおり、65歳以上独居高齢者と、70歳以上高齢者のみの世帯を優先してタブレット端末を配布しておりましたが、それ以外にも様々な事情を抱えるご家庭もあることから、現在では新たに3つの要件を定めております。1つ目は若い世代も含め、世帯内に誰1人スマートフォンをお持ちでない世帯。2つ目は住民票上は若い世代と同居となっておりますが、実際は別々に住んでおられる世帯。3つ目は、スマートフォンをお持ちの若い世代と同居されておられますけれども、昼間は若い方が仕事等で不在のため、スマートフォンをお持ちの方がいなくなる世帯。こういったこれらの要件に合致する場合は、その地区の区長さんと連携しながら、個別に状況の聞き取りを行い、配布を行っているところでございます。

現在のタブレット端末の配布率は64%程度ですが、これは65歳以上独居など、配布要件を満たしていても、スマートフォンを持っているからと、タブレット端末をお受け取りになられなかったり、また、新たにスマートフォンを購入されたり、死亡、転出、施設入所などにより返却されるケースも出ておまして、配布を進めている一方で、返却される方もあるため、配布率が伸び悩んでいるのが現状であります。

議員ご指摘のとおり、せっかくのタブレット端末でありますので、スマートフォンアプリの普及と合わせまして、タブレット端末の配布を進めまして、できるだけ多くの皆様によかナビを活用していただきますよう、努めてまいります。

なお、故障時の修理交換用や、大規模災害発生時の避難所設置用などの予備機のほか、

一部のタブレット端末につきましては、告知端末による音声放送が終了する、本年度末をめどに、病院や高齢者施設等への配置を計画しておりますので、配布先につきましても、引き続き研究をしてまいります。

次に、2項目目の「旧郷土資料館サテライトオフィス周辺の整備」についてでございますが、サテライトオフィス周辺並びに隣接する下の公園については、年度内予算の中で草木等の除草伐採を行っております。

令和5年度には、サテライトオフィス前の眺望を阻害しているフェンス横の樹木の一部伐採を行ったほか、下の公園につきましても年度内予算の中で除草等を行ったところでございます。また、トイレ周辺に植えてある樹木が台風等で、トイレ建物に影響の恐れがあったため、伐採と枝の除去、並びに景観保全のため老朽化した海底ケーブル表示灯と外灯も撤去をいたしたところであります。

ご質問がございました、周辺樹木及び旧郷土資料館周辺の道路の補修については、必要な予算を確保したのち、適正な維持管理に努めてまいります。なお本年5月1日付で福岡市の事業者が事務所を開設され、本町のサテライトオフィスを使用されることとなりましたので、地元住民の皆様や、この事業者の方のご意見、ご意向等もお聞きし、参考にしながら、公園等の新たな利活用についても、研究・検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私がですね、以前執行部の方にですね、アンケート機能について質問しましたが、執行部の方からですね、説明を受けた際に「アンケートは、はいかいいえの簡単な答えしかできない」とのことでした。町民の意見を表すのできる重要なツールと考えています。例えば、統合型GIS及び公開型GISの導入についての評価や、今年度から取り組む防災公園などの施設の評価、議員の期末手当の削減をすべきか、議会活性化等検討特別委員会で議論されている議会改修は必要かなど、一度、アンケートで調査してみてもいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今、アンケートによる調査につきましてはですね、内容等につきましては、特に議会に関わる部分は議員の皆さんとお話をしながらですね、設問内容等も決めた中で実施をしていければというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ぜひですね一度、町民の皆様の考えっていうのを、このアンケートをすることによってですね、ある程度の考えがですね、はい、いいえでも表れてくるのではないかと考えています。

またですね、今回この質問をしたのはですね、今年の令和6年4月16日よりですね、熊本県知事が新しく、木村敬氏が就任されました。4月18日からですね、県のホームページ上で、県への提案制度が早くも創設されました。これはですね、県民の意見を聞く場所が県のホームページの中にできたこととなります。木村新知事の行動の早さに大変感銘を受けたところでした。

私も第1回目の議員一般質問でですね、目安箱的なものがないかという質問をしましたが、やはりまず、こういうアンケートから始めてですね、そういうものが必要かとか、意見を聞いてみるのも1つの手段だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 町民の皆様のご意見を聞く場としてですね、苓北町の場合もホームページの中に今ご意見の提案という形で入れてるんですけども、なかなかうちのホームページの場合は、意見の欄に直接ヒットしないといいますか、行けないという状況もありまして、なかなか見つけにくいとか、検索がしにくいということもございませう。そういった中ではこのよかナビを使いますとスムーズにアンケートができるのかなというふうに思いますので、田嶋議員のご意見も参考にしながら研究してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） またですね、こちらの先程答弁ありましたように、小中学校の統合の件、保護者様方にアンケートをっていう意見もありますが、皆さんスマートフォンはお持ちだと思いますので、保育園、小学校、中学校の保護者の方にもアプリの普及を推薦していただければと思っています。

次にですね、タブレットの配布要項の件で再質問させていただきます。

本当にですね、私の周りの高齢者、中高年の方々からもですね、なかなかスマートフォンの扱いが分からないと。「タブレットの方が簡単みたいだから、タブレットが欲しいんだけど、条件が一致しなくてももらえない」という意見、お言葉をですね、結構耳にします。どうかですね、この新しく条件が緩和された内容の周知にですね、努めていただいて、できれば90%以上ですね、使用率をお願いしたいと思います。これはお願いです。

2番、旧郷土資料館サテライトオフィスの件について、再質問させていただきます。

こちらですね、サテライトオフィスは、なかなか前回の使用者の方はですね、なかなか利用頻度が少ないようで若干寂しい思いをしていましたが、今回質問にあたってですね、調査した結果、令和6年の5月1日からですね、新しい事業者が入られたってということで大変期待しています。それに向けてですね、公園の整備をと、ここで質問しましたが、本当にここの公園はですね、海の眺望もいいですし、本当はですね、私の考え

ではですね、防災公園の計画が上がる前はですね、ここに小さな公園でも遊具施設でもつけていただければ、町民の皆様の憩いの場になるのではないかっていう提案をしたいぐらいの場所でもあります。

また今回ですね、このサテライトオフィスに入られた事業者はですね、そういう場所のPRとかですね、そういうデジタル通信、SNS等ですね、プロフェッショナルでもある事業者と聞いています。その事業者も利用してですね、荅北町のよさをどんどん発信していただければと考えていますが、山崎町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今回の事業者におきましてはですね、実は昨日、役場に来庁されましたので、事業者の方とも意見交換を行いました。そういった中で色々なお知恵もお持ちでしたので、これからの活用の考え方についてもですね、再度意見交換をしながら、そしてまた、やはり地元の住民の皆様ですね、声もしっかり聞く必要がございますので、そういったところも踏まえて、今後、研究・検討してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 本当に私もですね、大いに期待していますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで田嶋健司君の一般質問を終わります。

通告3番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 通告3番、9番議員、高戸幸雄です。

議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従いまして質問を行いたいと思います。

6月。いよいよ梅雨本番の時期の到来でございます。本年は既に、国道389号で道路災害が発生しており、従前より増して、私たちは自然災害に立ち向かうべく襟を正し、各々が自助・共助に沿った行動・姿勢を再度見直す努力が必要と思うところでもございます。役場においては、災害に対し迅速な対応を図るため、4月17日早朝、参集訓練を実施されたとか。常日頃から職員として、町民に対するあるべくその姿に改めて敬意を表するところでもございます。

今回私は、1つ目に、新たになった下水道事業の運営、特に料金改定に伴う諸問題について。2つ目に、荅北町職員の採用試験と人事異動について。以上の2点について質問を行います。

まず第1点目の、新たになった下水道事業の運営、今回は特に料金改定に伴う諸問題について質問を行います。

ご承知のとおり、下水道会計が令和6年度から企業会計に移行いたしました。経営戦

略としてはあくまでも独立採算制となるわけではありますが、従来から私をはじめ、ほぼ全員の皆様が私たちのような地域には本制度は成り立たないと理解されていたと思うところがございます。しかしながら、今後、老朽化した施設の計画的な更新や、経営環境の変化における課題解決に適切に対応すべきことが求められる現状を踏まえ、条件整備として国から示された指針に沿った結果出したものが、この企業会計そのものではないかと、私は解するところでもございます。

また、あわせて令和6年度から企業会計に移行すると同時に、令和6年4月分から合併処理浄化槽使用料の算定方法が、従来設置してあります5人槽や7人槽といった定額の「人槽区分制」から、水道使用料を基準とした「従量制」へ変更されたものでございます。町民に対しては、広報れいほく令和6年1月及び2月号にそれぞれ続けて改正内容が掲載され、「家庭によっては今までより使用料が高くなる可能性があります。使用料金に関し、相談やお尋ねについては担当課にお問い合わせください」として周知が図られてきているようでございます。

さて、本町の汚水処理事業の事業区分設定については、特定環境保全公共下水道事業区域、いわゆる公共下水道区域、そして、鶴及び木場地区の農業集落排水処理事業区域、並びにその他の区域として、特定地域生活排水処理事業、つまり合併浄化槽設置区域に区分されているようでございます。しかしながら、家屋等の場所や諸条件から、合併浄化槽によって汚水の処理がされている家庭があると伺っているところでもございます。

令和6年度改正になった下水道4月分使用料金と同じく、4月分水道使用料金が各家庭に通知されました。水道使用料金につきましては、令和5年12月分から令和6年3月分まで、新型コロナウイルス感染症対策交付金を利用し、全世帯に対し基本料金の減免措置がされておりました。なお、従来の合併浄化槽使用料金については、70歳以上の世帯には、高齢者支援として減免措置がとられてもいたわけでございます。よって、合併浄化槽設置区域における高齢者世帯においては、2つの減免措置が同時になくなり、結果、3月分請求と比較すると、多額の納入通知となったわけでございます。

改正前の使用料と、改正後の使用料の比較状況について答弁を求めます。

また、一部の家庭では、公共下水道区域でありながら、諸条件によって除外区域となったとの意見もお伺いしているところでございます。なおご存じのとおり、合併浄化槽設置箇所は自己所有地であり、浄化槽稼働においてはブロワーの電源が必要のため、将来にわたって電気が伴うとした意見も出ているところでございます。それと同時に、浄化槽使用停止後の産廃処理についても今後対策を講じる必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。それについて答弁を求めます。

次に苓北町職員の採用試験と、人事異動についてお伺いをいたします。

まず最初に、苓北町職員の採用試験について。先月5月10日付け郷土紙に、「自治

体職員数 どう保つ」とし、全国の自治体の若手の退職者が年々増え続けているとした記事が掲載されています。

私たちの世代では、終身雇用が至極当然の時代であり、仕事というと、前例踏襲の手法・やり方を変えるなんて考えたことすら有り得ませんでした。ましてや思いもつかないといった状況の毎日でございました。私は以前、「1日は8時間と思うな。24時間ある。与えられた仕事が終わらないときには、土曜でも日曜でも出勤し、終わらせる。そのことが将来、自分に自信となって跳ね返ってくる。とにかく頑張って仕事を終わらせるように」と言ったことがございます。現在でいうと、長時間労働、長時間勤務の押しつけ、過剰な要求、まさに「タブー」の状況そのものではなかったかと思っているところでございます。

私は仕事において、自分の未経験な部分を職場の人たちの助けを借り、そして研修の場では他市町の担当者の助言を受け、どうにか成し遂げることができました。本当に世話になったと今改めて感謝しているところでもございます。

そして、それではまず本町の職員募集の現状について質問をいたします。

毎年度、まもなくすると広報及び苓北町ホームページによって、苓北町職員募集が町民及び幅広く周知に努められるようでございます。通常、熊本県町村会に職員採用共同試験を委託し、実施されているものと思います。その結果を受け、2次試験を本町で実施、採用するという手順であると私は理解をしているところでございます。

しかし昨年、苓北町職員二次募集を行いますとした記事が広報に記載されました。苓北町にとって将来にわたって組織を支え続けてくれる若手職員の補充は必要不可欠でございます。

経済界有志で作る民間組織「人口戦略会議」が公表した「消滅可能性自治体」の影響もあるかと思われますか。見解をお伺いいたします。

また、併せて令和3・4・5年の3年間に渡る採用予定者に対し、応募者の数をお尋ねをいたします。

次に令和6年度採用試験について質問をいたします。先月5月に発行された広報に、令和7年1月1日採用、苓北町職員（社会人経験者）採用試験を実施しますとした記事が掲載をされました。どのような理由によって社会人経験者の採用試験となったか、お伺いをいたします。

また、通常の県町村会委託の共同試験、若者を対象とした採用予定が分かっていたなら、併せてお伺いをいたしたいと思えます。

続いて、人材確保のため、苓北町奨学資金貸付制度の見直しとして、返還免除の国家資格等の保有・業務従事要件を撤廃の中で、業務の職種において、国や地方公共団体職員は除くとあります。私は先の説明会の折、なぜ除くのか、その理由について伺いまし

た。回答として、交付税措置があるためということですが、撤回の考えはありますか、お伺いをいたします。

次に、人事異動について。4月定例の人事異動が行われました。その中で、いろんな考えがあると思います。人事に関することですから、一般的な考え方についてだけ述べてみたいと思います。今回の異動で従来配置されておりました福祉保健課長と健康増進室長が兼務辞令となり、20名の所属職員を統括把握すること自体、大変だと思います。その上に新たな健康づくりの施策も実施の運びとなっております。

また、税務住民課長と会計課長にも兼務辞令が発令され、課長席自体も離れており、私は本来、課長がその席にて仕事に従事することによって課員が安心して仕事に励む姿が通常の在り方ではないかと考えますが、いかがですか。見解をお伺いいたします。

以上で私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得た後、一問一答方式により自席にて再質問を行います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

1項目目の、新たになった下水道事業の運営についてでございますが、下水道事業の企業会計への移行にあたりましては、令和5年第8回議会定例会におきまして、「苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を可決いただきました。その後、企業会計移行に伴い、同条例施行規則を改正させていただき、本年4月1日から公営企業会計事業として運営を行っております。

まず1点目の改正前の使用料と改正後の使用料の比較状況についてお答えをいたします。令和6年5月請求分をもとに、安くなったご家庭、高くなったご家庭の割合を算出したところ、419件の請求のうち、料金が高くなったご家庭が137件、安くなった、もしくは同額だったご家庭が282件、割合で申しますと、高くなったご家庭が33%、安くなった、もしくは同額だったご家庭が67%という状況であります。

次に、公共下水道の区域内にもかかわらず、地理的条件によって公共下水道に接続したくても接続できずに、合併処理浄化槽の設置を町からお願いした方々がいらっしゃることも承知をいたしておりますが、今回の改正は、下水道使用に伴う水利用量に応じて、公共下水道、農業集落排水事業、そして合併処理浄化槽全ての下水道に係る事業を平等で公平な料金体制としたものでありますので、この度料金が以前に比べて高くなってしまった方々に対しましても、ご理解をいただきたいと考えているところであります。

次に、合併処理浄化槽のプロウアーの電気料金についてのご質問に関してであります。浄化槽法でプロウアーは「排水設備等」に該当するとされております。浄化槽法の第12条の8第2項の条文中、「その清掃その他の維持は、当該建築物の占有者が行うものとする」と定められておりますので、従いまして、プロウアーの電気料につきましては、当

該建築物の占有者の方が、維持管理の一環としてお支払いいただくものと認識をしているところであります。

次に、浄化槽使用停止後の産廃処理についてであります。議員ご指摘のとおり、転居や転出等で使用済みとなった浄化槽は産業廃棄物となることから、今後その対策も検討していく必要がございます。

次に、2項目目の苓北町職員採用試験と人事異動についての、まず1点目、苓北町の職員募集の状況についてお答えをいたします。

苓北町では、退職者の有無にかかわらず、定員管理計画のもと、町内における雇用の場の確保と職員の年齢構成の平準化を図る上から、毎年職員を募集をしておりますが、近年は募集しても応募者そのものが少なく、また、応募者に比例して一次試験に合格される者も少ない状況にあります。そして、二次試験を合格し内定に至られた方であっても、国家公務員や他の自治体等を選ばれてしまい、最終的な採用には至っていないのが現状でございます。

近年の状況で申し上げますと、令和3年度は、一次募集では、一般事務、保健師、情報職員で計6名の募集に対し13名の応募があり、最終合格者は、一般事務で2名で、うち1名は辞退をされましたので採用は1名でございました。保健師も1名、情報職員が2名ということで合計4名、内定を出したところであります。その年の二次募集では、一般事務1名程度の募集に対して9名の応募がありましたが、最終的な採用は2名でしたので、令和3年度は、先程の4名と合わせまして、合計6名採用しているところであります。令和4年度は、一次募集では2名程度の募集に対し、3名の応募がございまして、最終的な採用は2名でありました。募集定員の2名を確保いたしましたので、二次募集はいたしておりません。令和5年度は、一次募集では2名程度の募集に対し、4名の応募があり、最終合格者は1名でしたが、この方が辞退されたためゼロとなりましたので、二次募集を行いました。二次募集では、若干名の募集に対して6名の応募がございまして、最終合格者2名を採用しているという状況でございます。

なお、「消滅可能性自治体」報道の影響もあるのかどうか分かりませんが、職員の中途退職や職員採用については、全国的にどこの地方自治体でも大変苦勞されていると聞いております。これにつきましては、現在いろんな意味で産業経済の発展が著しい県北都市圏の町においてもですね、やはり若い職員の途中退職が続いているということをごの前首長さんからもお聞きしたところございまして、全国的に公務員の採用については難しい状況が続いているということでございます。

次に、2点目の令和7年1月1日採用の社会人経験者の採用試験となった理由であります。昨年度の1年間で、定年退職者以外に死亡を含む普通退職者が6名おりました。しかしながら、4月1日付新規採用は2名しかおりませんでしたので、再任用職員を除

くと、職員数は前年より9名も減少をしております。

事務に従事する職員の負担を考えますと、年度途中でありましても即戦力になりうる職員を採用する必要がございますので、社会人経験者での採用試験を行うことといたしました。なお、社会人経験者につきましても、年齢の上限を上げてはおりますけれども、ある程度年齢構成を考えた中で採用をできればというふうに考えているところであります。

次に、3点目の例年実施しております通常の職員採用試験につきましては、本年度も例年どおりの実施を予定しているところであります。

次に、4点目の苓北町奨学資金貸付制度の見直しについてのご質問でございますが、令和6年3月議会におきまして、苓北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を可決いただいたところでございます。改正の内容としましては、人材確保のための返還免除制度拡充といたしまして、苓北町奨学資金貸付条例で定めます奨学生の資格要件を拡充し、また、他の奨学金制度との併給を可能といたしました。また一部改正条例の公布後には、同条例施行規則の一部改正を行いまして、奨学金の返還免除の規定中、返還免除の国家資格等の保有・業務従事者要件を撤廃し、就業先に応じた免除額の拡充の改正を行いまして、いずれも本年4月1日から施行することとしたところでございます。

今回の奨学資金貸付制度の見直しにつきましては、就職等により地域に定着する人材を確保するために、総務省から通知をされております「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」を基準としております。支援対象者の要件等の詳細につきましては、本要綱を踏まえて、市町村が地域の実情に応じて決定するものとされておりますが、大学・高校等の学生・生徒本人に貸与する奨学金を対象とすること、また、大学・高校等卒業後の居住地を当該市町村の区域内とすること、及びその居住期間を定めることなど、必要な要件を全て満たす場合は、奨学資金貸付制度の見直しの取り組みに対する市町村の経費につきまして、財政措置を講じるものとされておりますが、なおこの要綱におきまして、公務員として就職する者は支援対象としないものとされているところでございます。なお、苓北町奨学資金貸付制度の拡充とともに、新たに日本学生支援機構などが貸与する奨学金を返済中の若者で、町内居住町内就労を対象とした奨学資金支援制度であります、苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金を同時に創設をいたしておりますが、こちらも同様の理由により公務員は対象から現在除いているところでございます。

次に、5点目の福祉保健課長と健康増進室長、会計課長と税務住民課長の兼務についてのご質問でございますが、町の人口が減少していく中で、職員数の減少も避けられない状況でございます。先程申し上げたとおりでございます。その中で、管理職の数だけそのままというわけにもいかないような状況になってまいりました。そのようなことか

ら、昨年度それぞれの管理職へのヒアリングを行った上で、管理職の数をいくらか減らしても十分対応できるとの判断をいたしたところであります。その上で、今後数年かけて兼務を含む機構改革を進めていく予定でありましたが、先程ご説明しましたように、今回の職員数の急激な減少を受けまして、急遽、本年4月より2人の管理職に兼務をしてもらうこととなったわけであります。

なお、今年度に入りまして、先月、兼務している両課長を含め、全ての管理職のヒアリングを再度実施をいたしました。兼務している両課長とも、課長補佐の協力を得ながら、しっかりと業務を遂行していることを確認をいたしているところであります。

今後も人口減少に歯止めをかけるための政策を推進してまいりますとともに、デジタル技術を活用するなど、少ない職員でも効率よく業務を進めてまいりたいと考えているところでありまして、議員の皆様にもご理解とご協力をぜひお願いを申し上げたいと思います。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前10時55分
再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですけれども、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それでは早速、再質問を行いたいと思います。

まず、下水道事業の運営についてでございますけれども、当初でも述べましたが特定地域生活排水処理事業、特にですね、よく言う合併浄化槽の設置の箇所なんですけど、70歳以上の高齢者家庭については、2つの減免措置が廃止されたおかげで、いっぺんに料金が上がったということについては、私も心情的にはですね、やはり町に一言申し上げたいと思う、その家庭の心情は分かります。ですから、そしてまた、地理的条件によって、その近くまで管路が来ていながら、自分のところまでは来ていないという家庭、そして道路の高さと自分の家庭の道路差があるために、どうしても管路について、接ぐことができなかったという家庭、この家庭等についてはですね、質問されたときには丁寧な説明を課長、お願いしたいと思います。確かに、除外した家庭についてはなかなかこの言い訳っていうか、説明が大変だと思いますけれども、その点については執行部とよく話し合いをされながら、説明をよろしくお願いしたいと思います。

特に、特定地域合併浄化槽のブロワーの件についてお尋ねをいたします。従前のですね、公共下水道、農集、そして特排という処理の方法の中では、言われたブロワーは浄化槽でいう管理設備の適用、それは分かるんですよ私も。しかし、料金が3つの処理方法にて統一された以上は、やはりその必要な経費については町が負担するのが当然ではないかという、理論というか理屈というか、それも成り立つのではないかと私思いますけども、大体、一般的に5人槽の設置が多いわけですよ。でしたら、5人槽の設置で月どのくらいの金額になりますか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 合併処理浄化槽のブロワーの電気料についてお答えいたします。

5人槽設置型ですね、ブロワーの1ヶ月の電気料金ですが、5人槽ですと大体35ワットのブロワーを使用することになります。そうすると、個人で契約されておられます電力会社とか、あと、契約プランとかにもよりますが、大体、1ヶ月おおよそ600円程度になると考えております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 月額600円となると、1年間で12掛けると7,200円程度の金額になるかと思えます。下水道の経営をしていく上ではですね、あくまでも独立採算制ですから、一部の補助についてはいかなものかなと思えますけども、改めて、全世帯というわけにはいかないと思えますけど、せめて従前あった高齢者世帯に対する引き続きですね、定額で結構だと思うんですよ。例えば7,200円なら定額の5,000円程度の支援についてはいかが思われますか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 年間にしますと、高戸議員おっしゃるとおり7,200円程度になりますけれども、高齢者家庭に対する一部なりの補助金制度っていうことなんですけども、今後ちょっとですね、下水道事業の運営状況も厳しさを増しておりますので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 町長どうかですね、高齢者家庭だけでも結構だと思うんですよ。ですから再度検討方お願いしたいと思います。下水道事業については、下水道処理事業等ですね、運営も含めて、今後大変な運営が待っていると。そこで、まだ下水道にですね、未加入の家庭がいくらかあるかと思えます。加入促進についてですね、なお一層努力されることを願い、下水道事業に関する質問を終わりたいと思えます。

次に、苓北町職員の採用試験と人事異動について再質問に移りたいと思えます。

まず職員募集の中でですね、本町では、退職者の有無にかかわらず、町内における雇

用の場の確保と職員の年齢構成の平準化を図る上から毎年募集をしていると。しかしながら近年、二次試験に合格し内定に至っても、国家公務員や他の自治体を選ばれてしまい、最終的には採用に至っていない現状があると回答を得ました。国家公務員はともかくとして、他の自治体を選ぶと。あの、そんなにですね、本町、苓北町は魅力はないものでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 私としてはですね、苓北町については魅力があるというふうに思っておりますけれども、職員、今特に若い職員の方々はですね、いろいろこう考え方がございます。これは私たち自治体のみならず、例えば広域消防でありますとか、警察でありますとか、いろんなそういった公務員的なですね、施設においても、やはり中途退職が増えているという状況をお聞きしました。

1つお聞きしたところによると、やはり所得の問題もあるのではないかと。その折の、やっぱその年代ごとの所得はどうしても民間の方が若い世代が高いところがありますので、そこに流れていくという傾向もあるんじゃないかということでお聞きしたところでもあります。

公務員の場合は、地域に根ざした職員として活動、業務を行っていくわけありますので、当然ですね、町に思いを持った職員が採用試験を受けて採用されますので、そういった意味では期待しているところであるんですけども、やはりその職員が3年、4年と経つと他の職場に流れていってしまっているというのが現状でありますので、改めてですね、町としても町の魅力を再発信しながら、職員についてはですね、やはり地元苓北町に対してですね、根ざした職員となるようにですね、職員研修等も含めて取り組んでいければというふうに思っているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） よろしくお聞きしたいと思います。魅力ある苓北町づくりのために引き続き頑張ってもらいたいと思います。

それから、社会人経験者の採用についてはですね、職員の負担軽減を考えて即戦力の採用ということがあるようでございますけれども、述べられた中で、職員の平準化を考えると、その考えと少し矛盾するんじゃないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 現実的にですね、今の職員のうちの年齢構成を見ますと、50代、40代の方がやっぱ増えてきてます。若年層が減ってきているという状況でございますので、そういった中ではやはり30代、20代の採用を年次的にやっていかないと、将来的には逆ピラミッド的な職員採用になってしまうということございまして、定年

がですね、例えば1年1年、ある年度に5人、6人とあった場合は、それを平準化して、2人、3人、2人という形で分散をしながら採用する計画にしているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それでは次にですね、奨学資金の貸付のことなんですけれども、この中にただし書、「国や地方公共団体の職員は除く」について再度お伺いをしたいと思います。

ここに資料として私インターネットで調べた結果、奨学金を活用した若者の定着促進に関わる特別交付税措置についてということで、先程答弁を受けましたとおり、やはり、これを利用して、職員についてはその対象から外しているのかなと思いますけれども、この数字が特別交付税、特交ということでございますけれども、令和5年内でですね、どのぐらいの特交が減っているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 令和5年度の特交の措置額でございますけれども、対象が1名、金額で3万5,000円でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 1名で3万5,000円ということですが、確かにですね、財政の健全化は大切だと思うんですよ。しかしながら、あくまでも特交ですから、できるならですね、1項目入れることによって、やはり考えようかなあという若者がいた場合には、3万5,000円以上の効果といいますか、それがあるといえないかなと私個人としては思うわけでございます。最近の若者の募集、採用の状況を鑑みてですね、そして地元で就職し、地元に貢献しようとする若者をその対象からあえて外す施策については私いかがなものかなと思いますけれども、町長この点についていかがお考えですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） なかなかちょっと苦しい回答になると思うんですけども、実は役場職員については、公務員はですね、民間の企業と比較した中で、人事院勧告の中で給与が定められます。ただ民間給与にしましてもですね、やはり50名以上の事業所との比較によりまして、その比較で公務員の給与が決定されるわけですが、私ども地方の自治体においてはやはり、それ以下の事業所でありますとか農業でありますとか漁業者でありますとか、個人の事業主の方もいらっしゃるんですけども、そういった方々と公務員を比較しますとやはり、給料の差、所得の差がですね、やっぱりまだまだあるというふうに思っています。そういった中でやはり住民感情等をですね考えますと、やはりどうしても公務員までということは、今の時点ではですね、私はやれないんじゃないかなというふうに思っております中で、この総務省のほうもですね、そういった形で公務員を除外するという形になっておりますので、この補助要綱に従った中でですね、公務

員は外した中で、他の事業者の方についてはそういうものは全て撤廃して、償還金の免除をやるということにいたしましたので、その点はですね、ご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） くどいようでございますけども、この要件の撤廃についてはですね、その若者の、人に対する投資だということで、3万5,000円必要と思いますけれども、できるならば、撤廃方お願いしたいと願うところでございます。

次に課長、管理職の兼務の辞令が今回初めて出たわけでございます。先程、課長の紹介の中であつたように、会計課長と税務住民課長が兼務だと。健康増進室長と福祉保健課長兼務だということで、私はこの兼務についてはですね、やはり再度考えてほしいと思います。具体的に、会計課と税務住民課は離れておりますよね。それで、必ず会計課長については3時の1日の締めといいますか、それがあります。そういったことを考えると。従来会計課長は収入役という立場でした。収入役さんがそういった・・・、いろんな制度、いろんなシステムが改修されましたので、そこまでは考えなくていいのかなと思いますけども、そういったことを考えるといかがなものかなと思います。そして特に先程申しましたけど、福祉保健課長と健康増進室長兼務。20名の課員なんですよ。大変だと思いますよ。今ですらいろんな事業等をやっていく上で大変だと思いますけども、もう少しこの兼務については、言われるように、人口減少に対し、そしてまた職員の減少に対する1つの考え方はやっていかなきゃいけないという思い、それは分かります。しかしながら町長ご存じかと思えますけど、「地位は人を作る」ということわざがございます。1人の人間がある地位に就くと、その地位にふさわしい人間に自然と成長していくという意味を持っているようでございます。

また、先程の回答の中で、今後の政策推進のために、デジタル技術の活用も確かに必要だと思いますけれども、従前から対面でですね、お互い町民の方と話し合いの中で政策を進めるということも必要ですから、ぜひともその兼務辞令については再度考えていただきたいと思えます。

人事に関する事柄ですから、これ以上の質問は差し控えますが、最後に、荅北町の発展のためにですね、一生懸命尽くしている職員に対して今後ともですね、応分の人事面における配慮を願いたいと思えます。

以上をもって、私の今定例会における全ての一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

通告4番。山口利生君。

ここで、一般質問に係る参考資料の配付願いがっております。

著作権法など法令に違反する頒布物・参考資料でないことを確認しており、議長として許可するとともに、配付しております。

なお、議会は言論の府であり、言葉で説明すべきものと考えます。当該議員におかれましては、論理的・分かりやすい言葉での説明に十分配慮して発言されるよう申し添えます。

それでは、よろしく願いいたします。

○2番（山口利生君） それでは、通告4番。2番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、町長へ質問いたします。

まず最初に、苓北町堆肥センターの管理運営について質問をいたします。

国内の化学肥料は、原料となる尿素やリン酸アンモニウム、塩化カリウムのほか、ほぼ全量を輸入していることから、製造コストの6割を原材料費で占め、近年円安に加え、ロシアのウクライナ侵攻や中国の輸出規制強化といった海外情勢の影響で価格が高騰しております。国は、下水道汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大によりグリーン化を推進するとともに、肥料の国産化・安定供給を図るため、下水道汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会を設立し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に下水道汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力を挙げて取り組んでいます。

苓北町は、町内で発生した生ごみ、牛糞、下水道脱水汚泥を「資源」として位置づけ、優良な堆肥を生産し、農地の地力回復により、安全・安心な作物を作ることで、資源循環型社会の構築を目指すことを目的に、平成13年度に総事業費5億1,000万円余（国・県の補助が2億5,000万、町負担2億6,000万余）をかけ、全国に先駆けて堆肥センターを建設しました。牛糞・生ごみ・下水道脱水汚泥を原料にした「普通堆肥苓北ゆうき大地」と、牛糞・生ごみを原料にした「特殊堆肥苓北ゆうき大地」の2種類を生産し、普通堆肥苓北ゆうき大地は、苓北町の主要農産物であるレタスやみかん栽培の地力回復に積極的に活用されています。

今後、堆肥センターで生産している牛糞や下水道汚泥、一般家庭から出る生ごみをミックスした良質な完熟堆肥は、国が進める下水道汚泥資源を活用した国産肥料の拡大と、持続可能な社会実現にマッチした堆肥として、脚光を浴びるのではないかと大いに期待しております。しかしながら、堆肥センターの収支は平成14年度の稼働開始直後から多額の赤字が発生し、直近の令和5年度決算においても、1,700万円余の赤字となっており、今後も老朽化した施設や堆肥攪拌機等の修繕費用の増加に加え、電気代等の高騰により非常に厳しい経営状況にあります。堆肥センターは苓北町の資源循環型社会の構築を推進するために重要な役割を担っていることから、令和6年度

当初予算に農林水産省の「国内肥料資源利用拡大対策事業」を活用して、堆肥攪拌機や大型車両等の更新事業費7,500万円が計上されております。そこで今後の堆肥センターの運営管理について3点、町長へ質問いたします。

1点目は、堆肥生産量の増加対策についてお聞きいたします。堆肥の主原料である牛糞搬入量は、平成18年度約4,000トンあったのが、令和5年度には1,000トン余まで減少し、堆肥生産量も平成18年度、2,332トンだったのが、令和5年度は710トンに減少し、それに伴い、販売収入が大幅に低下しております。

本年度更新する堆肥攪拌機は、現在のプラント及びレーンを継続使用するために、同規模の機械を導入する予定となっております。施設の稼働率を高め、生産量を増加させるためには、牛糞や生ごみ等の収集量を増加させる必要があると思います。例えば、病院や介護施設等の生ごみの受け入れや、天草市から下水道汚泥や牛糞等を受け入れ、天草市と共同で普通堆肥を活用した循環型農業を推進する等の検討も必要と思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、堆肥販売価格の見直しについてお聞きいたします。近年、円安や輸入原料の価格高騰により、国内の肥料や堆肥は大幅に値上げされていますが、堆肥センターの堆肥価格は据え置いたままとなっております。生産コストに見合う価格への引き上げを検討すべきではないでしょうか。

普通堆肥のばら売りは、ふるいなしで1キロ3.8円、ふるいありで4.6円。特別堆肥のばら売りは、ふるいなしで1キロ5.2円、ふるいありで6.2円となっております。ふるいありで統一することで作業効率も上がり、フォーク等の危険物を完全に除去することで、安全・安心な堆肥づくりを目指すべきではないかと思っております。また、お手元のほうに資料を配付させていただきましたけれども、15キロ入りの袋詰めにつきましては、普通堆肥188円、特殊堆肥303円ですが、JAれいほくやコメリ等で販売されている牛糞堆肥は400円から500円程度で販売されており、堆肥センターの特殊堆肥も良質な製品ですので、値上げしても売れるのではないかと思います。普通堆肥は堆肥センターのみの販売となっておりますが、最近、天草市方面から堆肥センターを訪れ、価格の安い普通堆肥を購入される方が増えており、普通堆肥で育てた花や野菜は成長が早いとの評判が出ているとのことですので、交通の便がよい苓北町役場でも販売すれば、販売数量がさらに伸びるのではと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、老朽化した施設の早期改修についてお聞きいたします。お手元の方に写真を配付いたしておりますけれども、堆肥を製造しているドームの屋根が約50メートルにわたり10か所以上破損し、放置されたままとなっております。雨が降るとドーム内の通路に水が溜まり、作業に支障をきたすとともに、生産中の堆肥の水分量が変化することで、手戻りになるとのことです。また、破損した屋根の下に置かれている堆肥攪拌機

に水がかかると電気系統に故障が発生する恐れがあり、攪拌機の修理は地元で対応できず、長期間にわたり堆肥生産をストップさせる危険性があるとのことですので、破損した屋根の補修を早急に変更すべきと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

次に、小松宇土線の整備についてお聞きします。

去る5月6日夕方、都呂々萱の木の国道389号で道路東側の崖崩れが発生し、国道に長さ約10メートルにわたり岩や土砂が堆積したため全面通行止めとなりました。その後、熊本県天草広域本部と町内土木業者による迅速な土砂撤去と仮設防護柵の設置により、5月9日20時に片側通行が可能と判断され、通行止めは解除されました。今回の国道の通行止めにより、萱の木地区の皆様は大変不便な生活を強いられました。私も現場を確認するとともに、町道小松宇土線から林道萱の木線を経由して萱の木地区まで自動車を走らせましたが、小松地区から萱の木地区まで国道を使用すると通常5分程度で着くところが、30分程度かかりました。町道小松宇土線は、宇土橋から林道萱の木線までの区間が未改良のまま道幅が狭く、車の離合ができない状況にあり、林道萱の木線も猪が沿道を掘り返し、拳大の石が散乱している箇所があり、1台がやっと走行できる状況でした。農林水産課へ現状を通報しましたところ、その日のうちに職員の皆様は人力で除石作業を行っていただきました。ここに深く感謝を申し上げます。

これから梅雨に入り、大雨が降る時期を迎えます。国道の崩落箇所には応急対応の仮設防護柵が設置されていますが、再度崖崩れが発生した場合には長期間の通行止めとなり、町道小松宇土線と林道萱の木線を利用した迂回路は、地域住民にとって大変重要な路線となります。

また、苓北風力合同会社が都呂々地区において風力発電施設を建設するため、林道萱の木線を延伸する作業路の建設を現在行っておられます。今後、作業員の利用が増加する路線ともなりますので、離合箇所の早急な整備が必要と思いますが、未改良区間の整備方針を町長にお聞きいたします。

最後に、天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業補助金についてお聞きいたします。

天草拓心高校マリン校舎は、これまで苓北町と新商品開発の協定を結び、天草市のオーリーブと苓北町の特産品であるヒオウギガイを使ったアヒージョの商品化や、タイ、車エビの稚魚放流等を毎年実施するなど、苓北町の水産振興に多大な貢献をしています。最近では、苓北町の特産品の紫ウニの養殖にも取り組んでおり、苓北町の重要なパートナー的存在でもあります。私も、令和5年9月議会一般質問において、県内唯一の水産専門高校の天草拓心高校マリン校舎と協定を結び、水中ドローンやパソコン等を貸与し、これまで町が取り組んできた築いそや魚礁の状況を定期的に観測してもらい、新たな磯焼け対策事業に取り組まれてはいかがかと提案をいたしました。

今年度当初予算に、町長肝いりの新規事業として、天草拓心高校マリン校舎魅力化推

進事業補助金100万円が予算化され、議会も承認いたしておりますが、補助対象事業の内容と苓北にもたらす経済効果について、町長へお聞きいたします。

以上で、一般質問を終わります。町長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の堆肥センターの管理運営についてであります。その1点目の堆肥生産量の増加対策についてであります。議員ご指摘のとおり、平成18年と令和5年度の牛糞受入量及び堆肥生産量について比較いたしますと、牛糞受入量で75%、堆肥生産量で70%減少をしております。

堆肥センターの安定した経営を図るためには、施設の稼働率を高め、生産量を増加させる必要がございます。その改善策として、山口議員ご指摘のとおり、牛糞の収集量を増加させることや、下水道汚泥や生ごみの新たな配合率の研究、また試験運転をしながら、循環型農業を推進するための土づくりの土台として受け入れられるような研究を今後進めていく必要があると考えております。

その上で今後、広域循環による新たな堆肥のビジネスモデルを構築していくために、1つ目にJAや肥料メーカー、専門機関等と連携した肥料の特徴を踏まえた堆肥の製造。

2つ目に、近隣の天草市からの牛糞の受け入れや飲食店、病院などで発生する食品残渣の受け入れについても可能となるような、天草地域での広域循環の構築と展開。

3つ目に、耕種農家には「土づくり」や「化学肥料の削減」など堆肥利用のメリットを実感してもらい、地元から信頼を得られる堆肥の製造。

この3つを苓北町堆肥センターの目指していく方向性及び目標として、今後さらに研究を重ねながら取り組んでまいります。

ちなみに、昨年度は国土交通省水管理・国土保全局が実施する「下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けた重金属肥料成分等の分析支援事業」に採択を受け、取り組みを行いました。また、今年度も同じ国土交通省水管理・国土保全局が実施する、「令和6年度の下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業」の事業支援採択団体として苓北町が採択をいただきましたので、これにより引き続き取り組みを進めてまいります。この中で販路の拡大に向けた考えをまとめていきたいというふうに考えてるところであります。

次に2点目の、生産コストに見合う価格の見直しについては、まずは先程申し上げました牛糞等の受入量を増加させ、その上で価格単価の検討を実施していく必要があると考えております。ばら売りのふるいありと、ふるいなしの統一による安全・安心な堆肥の製造につきましては、ふるいありを製造する場合は、ふるいなしと違って、ふるいわ

けの機械への投入労務や、ふるいわけ機械の清掃などの作業労力が必要となりますので、その生産コスト分を販売価格に反映させているところがございます。ばら売りの4割ほどはふるいなし製品を購入されているのが実態であります。また、危険物を完全に除去した安全・安心な堆肥生産には、原因となる、家庭で使うフォーク等の金属類の混入防止対策が必要でありますので、まずは各家庭から出される際の生ごみの分別の徹底について広報等を使い、周知を続けてまいりたいと考えております。

また、普通堆肥の苓北町役場での販売につきましては、堆肥センター委託先のJAれいほくと早速協議を行い、今週6月3日（月曜日）からJAれいほく本所経済課で販売をいたしているところであります。今後も販路拡大に努めてまいります。

次に3点目の、老朽化した施設の改修につきましては、堆肥センターの施設の修繕につきましては年間の収支バランスを考慮しながら、必要最低限の補修を実施してきたところではありますが、先程資料でもいただいたとおり、ご指摘の天井部の雨漏りににつきましては、早急に補修を実施してまいります。

次に2項目目の「町道小松宇土線の整備について」であります。町道小松宇土1号線は、都呂々小松地区、国道389号との接続部を起点とし、林道萱の木線の終点へとつながる延長2,139メートルの町道でございます。議員ご指摘のとおり、宇土橋付近から終点までは道路幅員が狭く、車両同士の離合が困難な状況となっております。本路線に係る未改良区間の整備につきましては、現在、宇土橋から起点部へ向かって約120メートル付近から、小松宇土2号線との接続部付近までのおよそ380メートルの区間において、改良工事の計画がございます。計画区間全体について既に測量・設計を終えておきまして、宇土橋の下流部約80メートルの区間については、既に改良工事を実施済みでありまして、現在、計画に対する整備率は21％となっております。

令和6年度当初予算におきましても、工事請負費の予算を計上しており、今年度は、宇土橋付近において、延長約40メートルについて改良工事を行う予定といたしております。

今後は、計画区間の早期完成に向け、工事予算のさらなる確保に努めるとともに、現計画の先の区間、小松宇土2号線との接続部から林道萱の木線終点までの区間につきましても、整備計画の延長を検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3項目目の天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業補助金についてのご質問でございますが、現在、熊本県教育委員会では、令和3年3月の「県立高等学校あり方検討会」の提言を踏まえ、県立高校各校の魅力化に取り組んでおられるところがあります。提言の期間は令和6年度末までとなっております。提言期間中は魅力ある学校づくりに向けた取り組みを重視されております。

苓北町にも熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎が設置してございますが、少子高齢

化による人口減少に伴い、本校を含め、県内各地の高校が募集定員を確保することが年々厳しい状況となっております。このような中、県教育委員会では令和5年度に、令和7年度以降の方向性を検討するために、苓北町を含む関係市町村との今後の県立高等学校のあり方に関する首長との意見交換会や、県内中学校及び県立高等学校1、2年生の全生徒及び保護者へのアンケート調査などを実施されております。

苓北町としましては、これまで天草拓心高校マリン校舎への入学の奨励などを目的に、同校へ入学する苓北町の生徒1人について入学準備資金3万円を助成しているところですが、県立高等学校の今後のあり方については、学級減を伴う学科改編などを大変危惧しているところであります。

このような状況を踏まえ、天草拓心高校マリン校舎の魅力化を喫緊の課題と捉え、令和6年度から苓北町内の唯一の高等学校である天草拓心高校マリン校舎が、生徒や保護者から選ばれる魅力ある学校づくりを推進するための取り組みに対し、天草拓心高等学校マリン校舎魅力化推進事業補助金を交付することとしたところであります。

補助事業の内容につきましては、5月22日に事業計画ヒアリングを実施しておりまして、まず地域や小中学校、大学との協働による教育の推進に関する事業として、管内の中学生向けに熊本丸の船内見学や近海航海体験学習の実施、並びに苓北支援学校及び九州大学天草臨海実験所との交流費用として14万1,000円。次に観光振興や地域資源活用に関する事業として、町商工観光課と連携を図り、苓北町の魅力発信に向けた動画等を制作し、町や高校の公式SNS等を利用し情報発信を行い、観光資源の認知度を高める取り組み費用として6万円。次に、高校の魅力づくり又は魅力発信に関する事業として、熊本県教育委員会と関係市町村が合同で実施する、地域みらい留学事業を活用し、県外生徒にもマリン校舎の教育活動を知ってもらい、興味関心を高めた上で、まずは県外入学者5人を目指す取り組み費用41万6,000円。次に、これは通学支援を含めたところでありますけれども、入学生の確保に寄与する事業として、マリン校舎生徒の約7割が寮生でございまして、本年度から女子生徒の寮が本渡地区のみとなったことに伴う、3名の通学バス定期代の補助費用38万3,000円。合計100万円を今回の事業として計上したところであります。

また、苓北中学校におきましては本年度、天草拓心高校マリン校舎と生徒間交流、教職員間交流及び管理職交流の機会を設ける取り組みを推進する計画でございまして、5月8日に行われました熊本丸出港式には、3年生全生徒が当日、事前学習を行ったうえで出港式に参加をしております。参加した生徒の感想は、5月27日の熊日新聞読者ひろばの中の若者コーナーにも掲載をされてございまして、「地元高校の魅力を実感し、今後の進路選択に活かしていきたい」と紹介されていたところでもございます。

本事業によります苓北町にもたらす経済効果等としましては、高校存続が人口減少の

緩和に大きく寄与すること、県外入学者など、異なる文化や風習を持った地域から集まった人たちと過ごす学校生活を通じて、生徒同士の心の変化や成長が期待できること。また、生徒が町内の様々な団体や地域との関わりを通じて、町の魅力や課題に触れることによって、苓北町に将来も関わりたいとの想いが高くなり、定住や関係人口の創出に効果があることなどが挙げられます。

苓北町ではこれまでも、天草拓心高校マリン校舎の皆さんに、地域の課題を解決する様々な取り組みを行っていただきましたが、その中ではやはり高校生の皆さんだからこそ持つ発想力はとても参考になったところでもありますので、今後より魅力ある町づくりに活かせればと考えているところでもございます。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前11時50分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ではありますが、全員お揃いですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

その前に、浜口雅英議員から発議第3号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について、同じく浜口雅英議員から発議第4号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についての発議が6月4日提出されております。

議長として、同日付けでこれを受理、本定例会3日目となる6月7日（金曜日）の議事日程に発議第3号及び発議第4号を組み込むこととし、皆様方に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは一般質問を再開します。

山口利生君。

○2番（山口利生君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず始めに苓北町の堆肥センターの管理運営について質問いたします。今回町長答弁、非常に詳しく説明いただき本当にありがとうございます。だいぶ分からなかったところが、今現在の堆肥センターの今後の課題と目標というのが、詳しく書いていただき大変勉強になりました。その中で今年度、下水道汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業に採択されたというふうなことがありました。これは今回攪拌機とか大型機械の更新費用7,500万円がこれにあたるのでしょうか。補助金として。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今回の更新事業とは全く違う事業でございまして、実は昨年度からですね、その更新を行うにあたってやはりこの堆肥のですね、やっぱり活用促進を図っていかなければならないという思いがありました。それと、先程山口議員がおっしゃいましたように、国のほうでも国産堆肥のですね、活用をやっていこうという動きがありましたので、町としてはこれまでも早くから堆肥センターをですね、建設し、循環型農業の推進をしてきたわけですけども、先程説明しましたように、なかなかその活用が伸びないという状況がございましたので、ぜひですね、この機にそういった下水汚泥入りの堆肥でありますとか、牛糞を使った有機堆肥、こういったものの活用策を進めていきたいということで、実は昨年度からですね、国交省の事業がありましたので昨年度応募したところでありまして、昨年度ちょっと先程言いましたように、まず成分分析のほうはですね、採択をいただきましたので、成分の分析を国が指定した機関によって実施をしていただいております。

それを受けまして、今年度は先程申しましたように、肥料の利用拡大へ向けて、町内の関係者等の集まっていた中でですね、そういう協議も含めて、今後の販路拡大、それから生産量の拡大に向けてどのようにしていったらいいのか、また、それをどういう形で農地に還元していくのか、そういう利用方策をですね、広げていきたいという思いでこの事業に応募しまして、採択をしていただいたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） てっきり補助事業の2分の1かと思いました。非常に堆肥センターの普通堆肥、特別堆肥について、生産した後にいかにやっぱりその販売、使用していただくかというのが非常に大きな課題だと思いますので、そういう面で今回新しいスタートを切るという中でですね、ぜひ町内の農業の皆様、またJAの皆様との間でですね、それと堆肥センターの職員も含めて、これから先の堆肥づくりがどうあるべきかというのをまた一から十分考えていただいて、新たな堆肥をやっぱ作るというようなことに取り組んでいただけると、先程新しい、下水道汚泥に含まれる資源をさらに有効に活用するための配合率の研究であるとか、関係団体との打合せ等で、新しい広域循環による肥料のビジネスモデルを構築するための目標、また成果辺りを3点示していただいたこれらを考えていこうということを、交付金で実施されていくわけですね。

なんか聞くとところによると、今の堆肥センターで作る汚泥は水分調整のために木くずを入れているということで、木くずは非常に油性が高い。樫の木なんていうのは少ないけれども、杉・ヒノキっていうのは非常に、柱を使うときに、やっぱりできるだけ長期間もつというような利点もありますけれども、やっぱり撒くとなると、やっぱり水分を入れないというような、逆な面もあるというふうには聞いておりますので、これまでの

やっぱ堆肥センターの堆肥のあり方そのものからですね、じっくり聞いた上で、本当に農家の方が利用しやすいという堆肥づくりにぜひ邁進していただきたいとお願いします。本当にやっぱ使う方の気持ちになってですね、どうすればできるかというのに研究を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、生産コストの見直しという点でご質問いたしました。私はですね、ふるいあり・ふるいなしというのは、単純に袋詰めするときには当然ふるいありで全てしてしまうんだらうと思いますので、一貫して全てもうふるいありでしてしまったほうが効率的いかなというふうな観点から申し上げました。特にですね、私は普通堆肥と特別堆肥という区分けが、私もちょっといまいち理解できませんけれども、やっぱりその汚泥を入れた堆肥が普通堆肥って一般的に言われますが、これが今188円で売られております。やっぱりちょっと袋もですね、いかにも肥料といひますか、昔ながらの青と緑の袋に2種類は入れてありますけれども、一般の牛糞はもっと華麗な花がつけてあったりとか、これはきれいだなというふうな観点でですね、やっぱり買う方にも魅力ありますよというふうな仕組みづくりもあります。

ぜひそういう袋自体もですね、何かその、いいんだというふうなイメージを持たせるようなですね、やっぱり袋に改修をしながらお願ひをできればと。当然それに経費がかかりますので、今回新しい肥料をつくるというふうなことであればですね、それに合わせて、非常に清潔で、良い普通堆肥、下水の資源を使った新しいタイプの肥料ですと。確かにここに書いてありますが、牛糞だけ使ったのは堆肥ってありますけれども、普通堆肥そのものは肥料って書いてあるんですね。これ私初めて袋を十分見ましたところ、普通堆肥のほうは汚泥発酵肥料というふうな種類分けになってるみたいですので、今国がおっしゃってる、汚泥を使った肥料づくりのやっぱりこれは最先端な形、ただ肥料と違って成分が非常に少ない状況ではございましてけれども、これもやりようによってはもっともっと、本当に化学肥料が要らない肥料に近づくのは難しいけれども、家庭で作る分には化学肥料使わなくても十分できるような肥料が完成すればですね、非常に皆さん喜ぶんじゃないかと思ひます。本当によろしくお願ひいたします。

それで、188円自体は非常に安すぎるので、安かろう悪かろうというふうなイメージがですね、あるんじゃないかと思ひます。確かに平成13年度に下水道汚泥を使った堆肥っていったときには世にもないもので、やっぱりどうしたって人糞っていうのがイメージが付きまどった関係があるかもしれないけれども、今回人糞も有効な資源というものを国全体で考えようという機運が来てますから、そういう意味ではやっぱり堆肥センターで今まで培ってきた歴史的なものも含めてですね、よりよいものをまず茶北町が作り出すというふうなことをですね、ぜひ進めていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。これはもう、答弁は要りませんので。

次にですね、作業員の労務管理についてご質問をいたします。施設自体をですね、今回新しい、また大型機械を更新いたしますけれども、この施設を生かすも殺すもですね、やはりそこで働く人の力がなにより大切ではないかと思えます。機械自体のメンテナンスが人任せ、委託の業者任せとかじゃなくて、やっぱりそこに働く人が一生懸命機械を慈しんで、より良い性能を引き出すということも必要かと思えます。それができるところこそ、堆肥センターの再生にも繋がるんじゃないかというふうに思えます。

ただ1点ですね、職員の給与が苓北町農協の方に全額委託されております。そこで今現在、委託の算定にあたってですね、作業員の人3人、また、事務の人1人の、4人で体制されておりますが、どのような給与体系で、今平均年齢、また賃金がどのくらいなってるのか教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 詳細の部分は担当課長のほうから説明をいたさせますけれども、まず堆肥センターの委託料のですね、全体の当初予算ベースでありますと、令和5年度、昨年度が1,287万8,000円、これは人件費4名分でございます。本年度につきましては、今山口議員おっしゃったように更新等もございまして、そういった部分でですね、1名人員増で予算措置をしております、令和6年度が1,674万4,000円の計上をいたしているところでありまして、予算ベース全体でまいりますと1.3倍の予算という形にいたしております。そういった中で職員給につきましても、町の会計年度任用職員との号給等を基準としてですね、人件費の算定を行っております、昇給率を2%から4%アップした形でですね、予算計上はしているところでございます。詳しいことは担当課長のほうから説明申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 詳細につきましては、先程町長が答弁したとおりの内容でございまして、令和5年度の予算につきましては、1,287万8,000円で、平均4名として321万9,500円が1人あたりの給与として算定をしております。また令和6年度につきましては、1,674万4,000円の5名で、約334万8,800円ということで、ベース的に4%のアップをしながら先程議員が申されたとおり、働く人の力が必要になってきますので、そのような予算措置をしたところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 堆肥センター、これは町の直営施設ですよ。それで1回、前回質問したときに、指定管理に移行できないかというふうな質問したところなんですが、やっぱり指定管理にはなじまないというようなことで、現状のままでいきたいという前町長の回答があったところでございます。職員の皆様はですね、特に作業員の方ですけ

れども、春から秋にかけて温度が高くなると、ドームの中は絶えず40℃を超えるというふう聞いております。また原材料の牛糞であるとか、下水道汚泥を混ぜるという作業がありますので、非常に悪臭の中ですね、30分までしか中での作業はできないというような苛酷な環境で働いておられるということでございます。

茶北町の条例の中で、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例というのがあります。今現在、技能労務職員はいらっしゃらない、会計年度任用職員だけかと思いますが、条例の6条にはですね、「特殊勤務手当は著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する者に対しては、特殊勤務手当を支給する」というようなものがございます。これは皆さんの方が十分ご存じかと思えます。

私が申し上げたいのはですね、堆肥センターも町の直営施設ということであるならば、やっぱりそこで働く職員は、やはり技能労務職員に準じた形ですね、労働環境を整えるべきではないかというようなことで、今回再質問させていただきたいと思えます。

聞くところによると、一番長く勤務されてる方、23年、建設当時から今も働いていらっしゃる方がおられると。この方にお話を聞きましたけれども、ボーナスも含めて、日給月給制で1日9,400円ぐらいだと。私よりも上が、70歳を超えた方、あと2人いらっしゃるけれども、もうあと10年もすると私たちもうこの仕事ができないとおっしゃってます。若手が入ったけれども、なかなかこの厳しい環境の中ではですね、辞められたと。病気になりますよね。もう私たちは年金と、このお金でなんとか生活できるけれども、もう若い人たちは家庭の生活もできるような給料じゃないというふうにおっしゃってました。まさにそのとおりだと思います。

先程高戸議員から、皆さんの給料の件もありましたけれども、やっぱり役場の皆さんであってもですね、給料が安いんじゃないかというようなことがあります。役場の職員の23年勤務した方ですね、給料は9,400円なんていう金額じゃないんじゃないかと。やっぱりもう23年、大体40年勤務の半分を来てますから、やっぱり月給でしょうから、35万円ぐらいは多分もらっていらっしゃるかと思えます。それにボーナスプラスですから、やっぱり600万円ぐらい。やっぱり、それだけというふうには申しませんが、やっぱり堆肥センターを新しい、今現代に合うような施設として、町のためになるというようなことの目標を掲げるのであればですね、やっぱりそこに働く職員の処遇もですね、役場並みとは言いませんけれども、やっぱりそれなりに十分考えた上で、逆にもう茶北町農協にですね、委託料で払うという形で労務管理が非常に不透明になってるじゃないですか。作業命令は役場、かといって給料とかの待遇はJAだと。なら、どこにどうしてすればいいのかと。労働基準監督署の方に申立てがあったときは

ですね、どう説明つけるのか。やっぱりこういう労働環境、苛酷な勤務の中で、特殊勤務手当もない。休め休めと言うと、日給月給制だから、給料が下がっていくと、生活ができなくなるというふうな悪循環になってしまう。やっぱりこれから10年、20年というスパンで堆肥センターを継続していこうと思うのであれば、やっぱりそれなりの給料を払わないと若い人は多分、ここに勤務したいという応募はないんじゃないかと。先程、令和6年度では1名増員ということで予算化してありますけれども、その1名の応募の状況はどうなってるか教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 予算的には5名で計上しておりますが、今のところその4名の中で実際は実施をされていて、応募はあっていない状況でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） という状況だそうでございます。多分、これから先もですね、今堆肥センターの勤務実態、給料実態等を見ればですね、手を挙げる人はいないんじゃないかと思えます。そういう面も含めてですね、先程の堆肥センターの堆肥の作り方も併せてですね、ぜひ根本的に、これらも含めて見直しをお願いしたいというふうに思えます。

それとあともう1点だけ、老朽化した機械設備の中で、今回トラックとかショベルカーあたりの更新の備品購入費が計上されておりますけれども、もう現場に行きましたら袋詰めする機械がありますよね。5キロ入りは手詰めでされてるらしいけれども、袋詰めする機械が一旦壊れてしまったら、もうその人力では袋になんか詰められんと。15キロありますからね。それを1,000袋、もう人力ではとてもとても対応できないと思えます。そういう中で、そういう袋詰め機械が今回更新されてない状況ですけれども、現場はやっぱりその袋詰め機械を非常に重要視されてました。そういう面で、現場の意見をですね、聞きながら更新、先程私質問で申し上げたドームの50メートルの破損しとる。これももう去年から言っとるけれども、対応がされてないということですので、そういう面も含めてですね、ぜひ補修はするというふうなことが、先程町長からありましたので、できるだけ早くですね、しないと、台風が来てその破損したところから突風が入ればですね、全体が壊れてしまう恐れがありますよね。そうすると250メートルですか、ドーム全体が壊れたらそれはもう数千万単位で、再度全体を構築せないかんというふうになります。いくら災害復旧費とか、共済で出たとしてもですね、その間止めないかんから、その損失が相当なもんだと思えます。そういう面も含めて早めにですね、ドームの復旧は発注をお願いしたいと思えます。

次に小松宇土線。先程、また宇土橋から上流の方、やっぱり道幅が狭い状態というふうなことは理解していると。今後検討をして、早急に改良に取りかかるというふうなご

説明をいただきました。

私も行ったときにですね、林道から山のほうに伸びるのなんだろうかと思ったら、やっぱり苓北風力発電のために道路を作ってるというふうにお聞きしました。松浦河内まで、多分、作業路を今から繋げていかれると思います。今でも都呂々福連木線にもですね、作業員が朝夕通っていると。そこも、これは県道ですから、非常に道が狭い状態ですね、やっぱりミカン園に行ってる人たちは、離合に苦慮してるというふうなことでございますので、そういう面も含めてですね、ぜひ町道の全体拡幅要りませんので、離合箇所ができるようなのを数か所作れば、そんなにバック・前進を繰り返さなくてもできるかと思っておりますので、十分柔軟な考えでの改良を検討をお願いいたしたいと思っております。

また、拓心高校、もう時間がなくなりました。これについてはですね、十分苓北町町民への支援との・・・私はですね、70万円当初予算で、寮に入ってる女性のバス代70万円っていうふうなことの説明がありましたから、当初予算ではですね。内訳で。今回30万円なってます。でも苓北町から本渡に通う子たちの定期バスの通学支援は全然ゼロですよ。なぜ苓北町住民でもない生徒の通学補助金まで出すのかというようなことがありましたので、やっぱり補助金っていうのは給付金と同じで、非常に重要な役割を持っています。不平等にならないような形での執行をですね、これはもう私たち議会通しましたから、あとは執行する町の考え方になってきます。そういう面も含めてですね、これから継続、1年で終わるもんじゃないでしょう。もっともっと地元で、やっぱりその子どもたちを受け入れる下宿をですね、していただけるような動きをやって、それに対する支援をするのであれば、当然町のためにもなりますのでですね、そういう視点をぜひ検討した上でお願いいたしたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の寮生の件だけちょっと回答しておきます。

実はおっしゃったように今はですね、マリン校舎の寮がですね、いっぱいいっぱいになかなか入れないということで、本渡寮から女子生徒だけ通学をしているという状況です。このような中で今町内においてですね、旧商店を改修して、2階部分をですね、寮にしようということが上がっておりまして、それについてはちょっと今年いっぱいには間に合わないので来年度からという形にしておりまして、そこにですね、この女子生徒は入っていただくような動きがございます。そういった意味でそれを繋ぎとめておくために、今年は子どもたちに対して通学支援を行って、来年度からは苓北に住んでいただいて、そこからマリン校舎に通っていただくという形をですね、考えているものですから、こういった制度を作ったわけでございます。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで、山口利生君の一般質問を終わります。

次に、通告5番。倉田明君。

○7番（倉田 明君） 通告5番、倉田です。通告の2件について町長、教育長に質問させていただきます。

最初に、苓北町など「消滅可能性自治体」の新聞報道についてでございますが、ご承知のとおり、近年、我が国は少子高齢化に伴い、人口減少が続いております。総務省統計局令和6年5月20日の公表等によると、令和5年12月1日の現在、総人口は1億2,393万人で、平成20年の1億2,808万人をピークに、年々減少傾向にあり、今年4月時点で15歳未満は1,401万人で43年連続で減っているとの新聞報道がっております。また、4月25日の新聞報道によると、経済界有志らでつくる民間組織、「人口戦略会議」は、2020年から、50年間の30年にわたり、人口減少が深刻化する「消滅可能性自治体」を公表し、水俣市、上天草市、天草市など苓北を含む熊本県内の4割に当たる18市町村が、表示されておりました。また、全国では、1,729自治体の40%超に当たる、744自治体が、「消滅可能性」があると報じられております。2024年2月27日、厚生労働省は、2023年の出生数は、外国人を含め75万8,631人で、過去最少で想定より早く少子化が進んでいると言われております。また、結婚数も戦後初めて50万組を割り、48万9,281組、死者数は過去最多の159万503人で、出生数を引いた人口の自然減は83万1,872人となっているようです。「世界人口白書2024」によると、最新の世界人口は81億1,900万人。1位はインド、2位は中国で、日本は12位で、1億人以上を超える国は日本を含め、14か国に及んでおります。そして、2058年には、100億人に達し、2080年代に104億人をピークに、2100年までその水準が維持されると予想されております。

一方、2020年から2050年の間では、日本の人口減少は、ワースト9位で、2100年の日本の人口は、6,000万人程度で、大正14年の5,974万人と同程度との予測がされております。世界から見れば、我が国の人口動態から「消滅可能性国」が見えてくるような感じがいたします。政府はさらなる異次元の少子化対策等々に、取り組まなければ、国の存亡に関わることになりかねません。

近年、我が国の人口動態から、ある程度予想されてはいたが、苓北町でも、子育て支援など、重点的に、定住促進、交流人口の拡大に力を注がれているところでありますが、「消滅可能性自治体」との報道に関し、町長の見解とその対応についてお伺いいたします。

次に、町内小学校統合と中学校校舎改修についてお尋ねをいたします。この件については、令和4年6月定例会一般質問で、小学校統廃合と中学校の改修計画について質し

ました。令和4年度町内4校の1年生入学児童は47人で、現在の全校児童数は314人、このまま推移すると、令和10年度には、132人減少し、182人と推測され、「統廃合検討委員会及び教育委員会の動向」等を伺いました。教育長答弁は、「学校教育充実検討委員会の意見としては、町内小学校の1校が、完全複式かつ全児童数が30名を下回る事となる令和7年頃か、児童数が全学年、1学年1クラスになる時期に、志岐小学校の校舎を利用することが考えられる」とまとめられております。教育委員会としては「この意見を踏まえ、対応していきたいと思いますが、今後、推計値で申し上げますと、令和7年から1校が3年間の完全複式かつ全校児童数が30名を下回ります。全学年1クラスになるのは、令和10年度以降になる予定です」とのことでありました。また、同定例会で苓北中学校校舎改修計画についてお尋ねをいたしました。教育長答弁は「当面の間、校舎の老朽化対策を実施することとし、耐用年数、財政の問題等により、令和8年度以降が望ましいと考えられる。ただし、災害対策等により高率な補助金が出てくれば、前倒しする可能性も考えられる。場所は現在のグラウンド側に新築が妥当と考えられる。しかし、自然災害による高さ等の問題を解消する必要がある。教育委員会としては、この意見を尊重し、生徒・職員の安全な学びの場の提供に努めたい」とのことでありました。

また、昨年（5年）3月定例会一般質問では、小学校統廃合と中学校改修計画の質問に対し、教育長答弁は、「昨年（4年）10月28日、第1回学校教育審議会を開催。9月実施のアンケート調査の結果説明等を行った。委員からは少子化が進んでいる。統廃合を考えざるを得ない状況にある。一方、現状維持や反対される方の思いを考える必要もある。などの意見をいただいた。5年度は3回の審議を計画し、今後も慎重に協議したい」。また中学校改修については、「5年2月27日、第2回学校教育審議会を開催し、新校舎は現在地が妥当との結論でまとめ、今後は補助制度の要件等と、耐力度調査等を実施し、具体的な改修計画の策定に取り組む」とのことでした。

そのような中、先の3月定例会、田崎議員の一般質問での教育長答弁、全員協議会での教育長、課長の説明等では、5年9月28日、第1回「学校教育審議会」の中で、「今後の進め方として、教育のあり方の一つの選択肢として、中学校改築と合わせ、『義務教育学校』の検討を提案しました。とのことでありました。『義務教育学校』とは、1人の校長のもと、1つの教職員の組織が置かれ、教員は原則小学校と中学校の免許状が必要とされ、義務教育9年間の目標を決定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい学校で、心身の発達に応じ、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから9年間一貫して実施することが学校の目的とされている、とのことでありました。そして、『義務教育学校』は、「9年間の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分けされているが、1年生から9年生まで、児童生徒が

1つの学校に通うという特性を活かして、9年間の教育課程において、4・3・2や、5・4など、柔軟な学年段階の区分が容易となっている」などの説明に質疑応答がありました。また、5年12月19日、第2回「学校教育審議会」で、「小学校においては、統合やむなし、統合する方向で今後審議を進めていく」ことが決定されております。今年2月7日、教育委員会事務局において、『義務教育学校』の阿蘇郡、産山村立産山学園を視察されたとのこと。また県内には高森町や水上村などで設置されているとの報告がありました。

今回、町内4小学校の統廃合と、苓北中学校の改修計画の中に、1年生から9年生までの『義務教育学校』が浮上してきました。この機会にこれらを検討するのも理解はできますが、今まで検討されてきた小学校の統廃合や、中学校改修計画の流れが急変し、事態が複雑化してきたように思います。そこで、3点についてお尋ねします。

1点目に、5年12月19日の「学校教育審議会」では、「小学校においては、統合やむなし、統合する方向で今後審議を進めていく」事が決定され、小学校は統合することになるようだが、『義務教育学校』も絡み、統合後は志岐小学校の利用も考えられていたが、統廃合後の志岐小学校の利用計画はどのようになるのか。教育長の見解を伺います。

2点目に、『義務教育学校』は、施設一体型と施設分離型などがあるが、小学校と中学校を一体化すれば、場所にもよりますが、建設費で、小学校部分や都合では、体育館、運動場等の必要性が生じてくると思われ。分離型では、例えば志岐小を利用する場合、先生方も行き来する移動が生じることと思われ、併せて、現在の中学校改修計画についても、『義務教育学校』の関係が絡んできます。

いずれにいたしましても、はっきりとした方向性が見いだせないと、統廃合と改修計画が前には進まないが、教育長の見解をお伺いいたします。

3点目に、学校教育審議会から町長への答申は、今年（6年）の9月の予定と伺っております。教育委員会から町議会にも、答申の説明等はあると思われ。答申を受けた町長は、町議会には町長の意見を付したところと合わせ、また町民からの意見集約を参考に必要な案件を町議会に諮られるものか。その辺の事務の流れについてお伺いをいたします。町長の見解を伺います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。2項目目の町内小学校統廃合と中学校校舎改修計画につきましては、教育長より答弁をいたします。

1項目目の『苓北町など「消滅可能性自治体」の新聞報道について』であります。『消滅可能性自治体』の公表、報道につきましては、全国の地方の自治体のほとんどが、

人口減少に伴う様々な課題に直面をしております、その解決に向けてこれまでも懸命に対策を講じてきた中で、今回改めて示されたことにつきましては、遺憾でもありまして、また、島根県の丸山知事や、木村熊本県知事も先だっで見解を示されているとおり、「住民がいる以上、消滅することはありません、あってはならない」という考えでございます。これはやはり、三大都市圏と地方の格差を是正しない限り、特に地方の人口減少は止められない状況でもございます。しかしながら、皆様ご承知のとおり、苓北町の少子高齢化の状況はなお一層急速に進んでおります、待ったなしの状態最重要課題でございます。従いまして、この「人口減少」と「少子高齢化」という、大きな課題に対しまして、やはり「大変なときこそ大きく変わるチャンス」だと捉えまして、昨年からの役場内の全庁的な協議の中で検討を重ね、今年度（令和6年度）は、新たな取り組みを実行に移していくための起点になる年として、出会いから結婚、妊娠、出産、保育、教育と併せ、住宅施策を含めた住まい対策までの総合的な子育て支援策の創設・拡充につきまして、当初予算に反映させていただいたところでございます。

併せまして、雇用の場の確保対策として、町内の医療・福祉・介護現場を中心とした人材確保を図るため、奨学金返還免除の拡充や、苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業制度を創設し、就労への支援を行うことといたしました。このほかにも、町内各産業において、事業承継を進めるため、町と商工会、農協、漁協、金融機関など、8団体で事業承継連携協定を結び、業種を超えた支援策を講じながら、担い手不足の解消を目指してまいります。いずれにしましても、町内の各産業の所得の向上など、質の高い雇用や、待遇の男女間格差解消も必要不可欠であると考えております。

このようなことで、やはり役場のある1つの課だけではできにくいという部分があったので、先程、行政報告の中でも申し上げましたけども、役場内にまちづくり戦略室を設けまして、そういった大きな課題に対しましては、各課が連携をしてやっぺいこうということで設置をしたところでありまして、毎月1回、進捗状況の会議を行いながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、これらの施策につきましては、町ホームページへの掲載等、情報発信についても積極的に進める必要があると強く感じているところであります。移住・定住に係る施策につきましても、本日、開会の前に、新たな地域おこし協力隊もご挨拶がありましたけども、採用させていただいたところでありますので、町内に点在する空き家の有効活用も含めまして、苓北町に関心を持ってもらうことから、交流人口・関係人口の拡大、そしてそれを移住・定住へつなげてまいりたいと考えているところであります。

併せまして、子育て世帯等若者世代については、天草圏域を勤務の場として広く捉えたうえで、住宅、住まいは「苓北町」を選択していただけるよう、子育て施策のさらなる充実や、現在計画を策定しております子ども公園の整備なども含め、今年度策定予定

の「第3期苓北町子ども・子育て支援事業計画」におきまして、子育て世代を始めとした町民皆様のニーズを的確に把握し、反映させてまいりたいと考えているところであり、そして、何よりも苓北への愛着をさらに高めていただけるような町政運営に努めながら、引き続き町民、事業者、企業、行政、それぞれが力を発揮できる協働・共創のまちづくりを展開していくことで、少しでも人口減少に歯止めがかけられるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 先程の倉田議員の質問事項2項目目の、町内小学校統廃合と中学校校舎改修計画について、お答えいたします。

1点目の統廃合後の志岐小学校の利用計画につきましては、議員ご指摘のとおり、教育のあり方の1つの選択肢として、義務教育学校の検討を学校教育審議会へ提案いたしております。義務教育学校は、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を9年間一貫して行うことを趣旨として、平成28年（2016年）から制度化された新たな学校制度です。概要は議員ご説明のとおりでございます。文部科学省の学校基本調査の調査結果によりますと、令和5年5月1日現在、全国で207校が開校し、前年度から29校増加しております。近年の教育内容の量的・質的充実への対応、児童生徒の発達の早期化、中学校進学時の環境変化等に伴う中1ギャップへの対応、少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性などを背景に、全国的に導入が進んでいる制度でございます。

苓北町におきましては、令和6年度の児童総数269人、生徒総数162人、合計431人に対し、令和12年度の予測数は、児童総数160人、生徒総数117人、合計277人まで減少する見込みであります。この状況下において、小学校が統廃合し、1つになったとしても、学級数は6学級から11学級の小規模校であり、文部科学省が平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、少子化への対応として、学校を統合する場合と、小規模校を存続させて活性化させる場合の両方に当てはまる工夫として、小中一貫教育の導入例が示されております。今後の状況を踏まえ、苓北町の子どもたちの学びの場として、小学校から中学校までの義務教育を9年間一貫して行うことを趣旨とした義務教育学校は、未来に向かってよりよい教育を創造していく上で、魅力ある教育効果が高い学校教育制度と考えております。

なお、小学校を統合する場合において、統合後の新しい小学校の位置は、地理的条件、通学距離を考慮して判断することになりますが、現在の志岐小学校は平成11年12月に建築され、建築後25年が経過しておりますが、校舎施設の健全度等に問題はありま

せんので、活用することが望ましいと考えております。

次に、2点目の義務教育学校と苓北中学校改修計画の方向性につきましては、仮に義務教育学校を導入するとした場合、施設の形態については、3通りが考えられます。1つ目は、小学校と中学校の校舎が一体的に設置、あるいは渡り廊下などでつながっており、小学校1年生から中学校3年生までが一緒に過ごす「施設一体型」、2つ目は隣接した校舎を活用して、小中の教員が相互に乗り入れを行ったり、学校施設の相互利用を行ったりする「施設隣接型」、3つ目として、離れた小中学校で一貫した指導体制の確立や、合同行事の開催などを行う「施設分離型」を設置することが可能です。それぞれメリットが違い、また学校の規模によって学習・生活・学校運営等の面でメリットが異なります。議員ご指摘のとおり、義務教育学校と中学校の改修は大きく関わっており、方向性を見いださないと前へは進めません。苓北町の子どもたちのために、どのような選択肢があるのか。財政的な面もございしますが、しっかりとしたたたき台を学校教育審議会にお諮りし、活発なご審議をいただきたいと考えております。

次に、3点目の、学校教育審議会答申後の事務等の流れについてでございますが、教育委員会としましては、この答申を尊重しながら、「苓北町学校規模適正化（小学校）推進計画」（素案）を公表するとともに、説明会やパブリックコメント、そして議会におきまして幅広くご意見やご要望をいただき、これらのご意見等も考慮し「苓北町学校規模適正化（小学校）推進計画」を策定することになります。平成27年4月1日の町内中学校統廃合実施時の流れを踏まえ、答申後に議会総務文教厚生常任委員会、（あるいは全員協議会）へ、審議会の審議状況や答申内容等の説明を行い、「苓北町学校規模適正化（小学校）推進計画」（素案）の作成に着手いたします。計画素案は苓北町教育委員会会議での協議を踏まえ、町長と教育委員会を構成員とする苓北町総合教育会議で協議・調整を行います。その後、議会（全員協議会）への報告、町広報紙やホームページでの内容周知、各地域での住民説明会を行い、関係者や町民からの意見集約を行います。併せて、町広報紙やホームページでのパブリックコメントを実施し、幅広くご意見を伺います。ご意見等を踏まえ、計画素案に対する苓北町教育委員会会議での再協議を踏まえ、苓北町総合教育会議で総合的な協議・調整を行った上で、「苓北町学校規模適正化（小学校）推進計画」を決定することになります。

なお、議会の議決案件としましては、苓北町立小・中学校設置条例の改正をしていただく必要がございます。以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 町長、教育長の答弁をいただきました。

まず町長の方に、「消滅可能性自治体」について、お伺いをいたします。この件につきまして、私の友人からメールが届きました。その内容は、「そのような言葉遣いで許

されるのでしょうか。もっと優しい言葉で言うべきです」。これは「消滅可能性自治体」という題名に対しての感想でございます。そして、「あの言葉で傷ついたり、不安になったりされた方がおられると思います。そのうちの1人が私です。減少はしても消滅はないでしょう。簡単にひどい言葉遣いをするなど言いたいです」そういう内容でございました。

私もこの「消滅可能性自治体」という文字・言葉には違和感を感じ、だから何ですか、と思ったぐらいでございます。しかし情報は情報として、参考にさせていただきます。そういうことで、記事は致し方ないとしても、心は穏やかではありませんが、私に言わせていただくならば、「消滅可能性自治体」よりも「消滅可能性国日本」を伝えて欲しかった。あえて言わせていただくならば、心配の「消滅可能性国日本」の大多数の地域で、人口減少が進み、深刻な状況下であり、今後も回復の兆しは厳しいものと思われまます。そうした中で現在苓北町でもいろんな事業に取り組み、その中の1つに、雇用の場と人材確保、そして少子化対策等で、結婚、保育、児童生徒など、子育て支援と定住促進、また、農林水産業などの基幹産業への支援、そしてまた、関係交流人口の拡大と、安心安全で暮らせるまちづくり等々に引き続き取り組み、将来に向けて今できることを町民とともに、各事業を推進していただきたいし、個人といたしましても、推進していくつもりでございます。

そこで1点だけ、町長にお伺いいたします。先程答弁の中で、触れられておりました、また今朝の諸般の事業報告でも報告がありましたが、いわゆる人口減少と少子高齢化等々の対策として、まちづくり戦略室といたしまししょうか、そういったことを設置されたと伺っております。4月1日からスタートしたということで、非常に期待しております。もう少しその中の取り組みの状況と、その対策室といたしまししょうか、戦略室がいつまで続くのか、その辺をお伺いできればと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今の倉田議員のご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

このまちづくり戦略室はですね、4月1日に発足というか、設置されておりますけれども、まず、先程町長の答弁にもありましたとおり、苓北町の最重要課題といたしまして、3つ挙げております。1つが少子高齢化への対応、そして2つ目が産業における担い手の確保と雇用の場の創出、そして3つ目が苓北町の知名度アップと交流人口・関係人口の増加というこの3つの最重要課題を掲げ、それに対しまして今年度8つの業務部会を立ち上げまして、それぞれ進めております。8つの業務部会につきましては、全部申し上げますか、一応。

まず1つ目が防災公園の整備から維持管理・活用、2つ目が健康ポイント制度の創出

と活用促進、3つ目が特定地域づくり事業協同組合制度の導入と活用。4つ目が産業における後継者問題の解決に向けた施策、こちら事業承継の関係になります。5つ目が苓北の文学の宝発掘事業。6つ目が、中大連携による起業家教育実践事業。7つ目がメタバースを活用した交流人口拡大事業、8つ目が天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業、この8つになります。

こちらにつきまして毎月定例の会議を開催して進捗状況を確認しながら、各課連携しながら取り組んでおります。これにつきましては特に今年度で終わるというものではなく、課題につきましては、今後また新たに出てくるものも含めてですね、長期に渡って取り組んでいくべきものと考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 非常に内容が多岐にわたり、重要な案件ばかりでございます。ぜひぜひですね、全職員で、また私ども含んだところで取り組んでいただければと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

次に、教育関係の方に、移らせていただきます。現在、小規模小中学校が統廃合する場合、先程教育長が申されておりましたが、文部科学省が平成27年1月に作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、現在苓北町内4小学校の統廃合等々を検討されている状況下であります。その中で、少子化等の対策・対応の1つとして、義務教育学校等が検討されておるのも理解はできます。そのような中で、昨年12月の令和5年度第2回学校教育審議会で、小学校においては統合やむなし、統合で今後審議を進めていくことが決定されております。

先程教育長が申されたように、現在の志岐小学校が、校舎施設の健全度等に問題がないということであれば、1つの考えとして、例えば、町立苓北小学校として利用が考えられます。しかしながら、統合の時期によりますが、現在の志岐小学校の教室は6クラス、現状では令和11年度頃が6クラスに減少していくと推測されますが、あるいは逆に増えた分、クラス棟を増築して対応するか、そういったことになれば、単純に苓北中学校の校舎はそれなりに実施すると、いろんなこう絡みがありますが、その点志岐小学校の利用というのは、どのような程度で考えておられるのか。教育長の見解をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今のご質問でございますけども、先程も申し上げましたように、志岐小学校まだ非常に施設、設備とも立派でございます。さっきおっしゃいましたように、現在の状態でいきますと教室が足りなくなります。その場合にまた皆さん方にお諮りしながら、また、財政のほうとも協議しながらという形になりますけれども、グラウンドのほうにプレハブを建てるか、それとも、もう1つの方法としては先程申し

上げました義務教育学校という形をとりますと、6年生までが今の志岐小に入っている必要はなくなってきます。例えばこの前、仮にという形で例を申し上げました、5年生までを今の志岐小学校の校舎、そして新しく立ち上げていく苓北中、現苓北中学校、この方に現在の6年生から中3まで、6年生、7年生、8年生、9年生をそちらの方へ仮に移動させるという形をとれば、志岐小学校は現在のまんまでも5年生までの授業ができる。それが義務教育学校の1つの大きなメリットでございます。

さらに、新しい授業を組み立てることができると、学習指導要領に載ってるものだけじゃなくて、例えばやられているのはふるさと学習っていうような形で、それぞれ独自の町に応じた授業をやることもできて、いろんなこうメリットがございます。ただ、迷っておりますのは、現在のところで苓北中学校、志岐小学校と仮にそこへ行きますと、おっしゃいましたように、先生たちの移動というのを考えていかなければいけない。それをクリアしていくにはどうすればいいんだろうという形で、皆さん方専門的な知見というのが十分必要になってきますので、審議会の方にも十分そこら辺のメリット、デメリットを打ちかけていきたいと思っております。最大限、現在の志岐小学校は利用させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） いろんな取り組み方、方法もあるようでございます。私が言うまでもなく、児童の今後の予測については、周知徹底されていることと思っておりますが、ちなみに今の1年生、資料によりますと、28名、2年生が43名、3年生が46名、4年生が55名、5年生が54名、6年生が43名、ということで、なっているようです。そしてまた、0歳児から5歳児まで、資料では0歳児が2名、これは今年の5月1日現在という資料でございます。0歳児が2名、1歳児が29名、2歳児が17名、3歳児が34名、4歳児が24名、5歳児が40名、ばらつきはありますけども、現在のご承知のとおり、1年生は35人学級、2年生から40人学級、ということが日本共通の基本的な枠組みと理解しておりますが、非常にですね、いろんな教育の在り方が、また選択肢もあります。今ですね、先程から述べられておりますように、今回新たに提案された小学、中学の義務教育9年間を確保した、義務教育学校等も含めたところの現在の審議会での審議途中であり、答申の結果待ちという状況下ではありますが、どの方向に進むにしても重要な案件であり、児童生徒の学びと心身の成長においても、また、地域住民の理解と協力も必要であります。

そういった面から、いわゆるこれらに関する案件について、適当な時期に、関係者、保護者等のいわゆる住民アンケート調査の考えはあられるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 十分にアンケート等も取りながら、皆さん方のご意見を伺っていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 先程から申しておりますが、いずれの方向に進むにせよ、やはり重要な案件でございますので、やはりいかにして児童生徒さんたちが、学び、生活、成長できるか。十分にですね、重きを置いて検討方お願いしたいと思っております。

そういった中で、いわゆる議会に対する審議、これは具体的にもう恐らく全員協議会か、あるいは総務文教厚生常任委員会に絞られてくると思っております。議会の決議案としては、いわゆる苓北町立の小中学校の設置条例改正のみでございます。この内容はご存じの方もおられると思っておりますけども、3条ありまして、第1条が本町に小学校及び中学校を設置する。第2条が小学校の名称及び位置は次表のとおりとする。第3条が中学校の名称、及び位置は次表のとおりとする。これだけなんです。ほっでもう実質審議ちゃうのは、そういう説明、あるいは、住民説明会等々がもう十分な審議等ができると思っております。そういった意味でですね、やはりいろんな審議ができ、また町民のですね、いろんな意見をくみ上げていただければと思っております。

今後とも大変な事業でありますので、よろしくお願いを申し上げまして、時間が来ましたので質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

議員の皆さんにお知らせします。執行部から明日の全員協議会の資料を預かっておりますので今から議員の皆さんに配付いたします。

-----○-----

散会 午後2時16分

令和 6 年 6 月 6 日（木）

（第 2 日目）

令和6年第3回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和6年第3回苓北町議会定例会は、令和6年6月6日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を通告順に行います。

通告6番、松本良人君。

○4番（松本良人君） おはようございます。

通告6番。4番議員、松本良人です。通告に基づき質問をいたします。

まず1点目、苓北町防災・行政情報配信システムよかナビについてお尋ねをします。デジタル社会に向けて、政府はマイナンバーカードの普及に伴い、その改修費に14年度から22年度だけで、ネットワークシステムの整備、運用、自治体のシステム改修に総額2,100億円を支出したと言われていますが、国民の不安のもとに進められているこのシステムを、会計検査院から活用に対し、デジタル庁はもとより関係省庁に対し、数々の指摘が求められているとの報道がなされてきました。このような中に、近年デジタル社会の波に乗り、苓北町においては、令和4年4月1日から苓北町防災・行政配信システムよかナビの運用がスタートし、丸1年が経過しました。高齢化が進み、高齢化率45.1%に達した中で走り出した情報配信システムの現状についてお尋ねをします。質問の内容が多くなりますので、箇条書きにより質問いたします。

1番。タブレット、スマートフォンへの情報配信が始まったと思われませんが、普及率をお願いいたします。

2番。スマートフォンアプリのインストールの啓発と方法はどのようにしておられるか、お尋ねをします。

3番。タブレット端末の配布について現状をお尋ねします。

4番。移動通信網の届かない場所の対応との現状はどのようになっているか。不通信箇所の有無、戸数等についても併せてお尋ねをします。

5番。タブレット端末者への指導と、維持と経費の負担はどのようになるのか。

6番。光インターネット無料相談会が行われ、よかナビの使い方などを実施されています。Wi-Fi等が加入させられている人もいと聞いています。活用の増加や使用頻度により使用料が増になる世帯もあるのではないかとお尋ねをしますが、状況についてお尋ねをします。

7番。タブレット端末の配布は、議会関係での説明は、高齢者のみの世帯で、スマー

トフォンを持たない世帯に配布するという説明をありましたが、スマホ所有者への配布もあっております。現状と経過についてお尋ねします。

8番。スマートフォン、タブレット端末の活用により、通信料の負担が増額すると思いますが、対応をお尋ねします。

9番。タブレット端末機の操作方法と活用方法については当然、タブレット購入先である株式会社デンソーが執り行うものと理解し、このことについて議会においてもお聞きし、愛知県という距離的な関係も含めて尋ねました。デンソーは本渡にもあるという回答でしたが現在、a u等、天草管内の事業所により執り行われています。何故かお尋ねをいたします。

続きまして、脱炭素社会に向けて、町の対応についてお尋ねをします。2017年九州北部豪雨災害、2018年西日本豪雨災害、2019年佐賀豪雨災害、台風19号災害（東日本豪雨災害）、2020年九州豪雨災害など、日本のどこかで激甚災害が発生し、その後も毎年のように各地で線状降水帯の発生により、大災害が発生しています。苓北町においても、前日の大雨によるものと思われませんが、5月6日、午後7時頃、国道389号萱の木地内におきまして、土砂崩れが発生し、一時全面通行止めが行われ、現在片側通行となっています。

近年の猛暑や豪雨等の異常気象は、温室効果ガス排出の増加に伴う地球温暖化が原因の1つと考えられ、温室効果ガスの主なものは、二酸化炭素（CO₂）であると言われております。この二酸化炭素は主に石炭、石油、天然ガス等を燃焼することにより発生しますが、この二酸化炭素が大量に発生する原因は、私たちの生活に不可欠な電気を作るためや、自動車や船舶等の燃料その他に、大量の化石燃料が使われていることです。言うなれば、日常生活における電力や、エネルギーの大量消費が地球温暖化に密接に繋がっています。また二酸化炭素の吸収源である森林が伐採され、開発されていることも増加に繋がっています。

一方では、海水が吸収していたCO₂が、本来海水温が低いほどCO₂の吸収量が多いと言われておりますが、海水温が高くなることにより、CO₂の吸収量が激減し、悪循環の繰り返しとなっており、そのことが大きな原因の1つにもなっております。

国は令和3年10月、2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにすることを宣言しました。この計画は、二酸化炭素排出量を実質ゼロを目指すとして公表した自治体を「ゼロカーボンシティ」としています。苓北町も第14期基本計画に大きく掲げられており、このことはこの基本計画、第1章、「安心して住めるれいほく」の中で大きく取り上げられ、基本政策の中の主要施策の1つとして、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの推進が掲げられています。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等に基づき、「ゼロカーボンシティ」これは「脱炭素都市」と言うそうございま

すけれども、この実現に向け、具体的な取り組みを推進するということです。

現在本町において、外灯や庁舎内のLED化など、ハード事業の中では徐々に取り入れられていますが、日本経済を支えているのは私たち国民の一人ひとりであり、温暖化を防止するためには、私たちのライフスタイルを変革することが不可欠となります。できるだけ不要なものを買わず、大事に物を使い、再利用やリサイクルを心がけることは大変重要なことであり、また、節電をしたり、外出時の車利用を自転車や公共機関に切り替えたりする努力も必要です。

一方、自治体においては、ハード、ソフト事業を問わず、各種様々な活用形態、諸事業の作業や稼働工程、効果効率を十分見極めながらの執行計画も必要であり、また事業計画作成から実施に至るまで、コンサルタント任せが大半である現状で、出来上がった成果品の検収すらままならない行政機関が多いと言われている中で、今後、子どもや孫たちによりよい環境と未来を残すために、我々一人ひとりが「自分のこと」として、何をしなければならないかを考え、行動していくことが重要であると考えられますが、できるかぎり資源・エネルギーの無駄遣いを排除し、効率の良い町を全国に先駆け、実施していただきたいとお願いするところでございます。

今後どのような形で、「ゼロカーボンシティ（脱炭素都市）」という素晴らしい事業を進めていかれるのかお尋ねをいたします。

以上、質問いたします。回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 改めましておはようございます。

只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の荅北町防災・行政情報配信システムよかナビについての1点目。タブレット端末とスマートフォンアプリの普及率についてであります。5月末時点で、タブレット端末が64%、スマートフォンアプリのダウンロード数が2,772件であります。

次に、2点目のスマートフォンアプリの普及啓発と方法については、昨年より各行政区や老人クラブなど、町民の皆様が集まる場所に、土日や昼夜を問わず職員が出向いて説明する、デジタルなんでも相談会を開催をしております。数多くの皆様のスマートフォンにアプリを導入させていただいております。特に、アプリの導入方法がわからない高齢者の方に対しましては、職員が町民のスマートフォンを直接操作して導入をお手伝いするようにいたしているところでもございます。

次に、3点目のタブレット端末の配布状況についてであります。昨日の田嶋議員への答弁と重複しますが、65歳以上独居高齢者と70歳以上高齢者のみ世帯のほか、ス

スマートフォンを誰一人お持ちでない世帯や、実質的に高齢者のみの世帯などに、区長さんと連携しながら配布をしているところでございます。

次に、4点目の携帯の電波が届かない場所への対応についてであります。導入当初はドコモの電波を受信するタブレット端末しかございませんでしたが、その後、auの電波を受信するタブレット端末とソフトバンクの電波を受信するタブレット端末を追加導入をしております。既にそれぞれの端末の配布も進めているところでございます。また、どちらの携帯電話会社の電波も入らないお宅が数軒あることは把握をしております。携帯電話会社に対して調査と改善措置についての要請も行っているところでございます。

次に、5点目のタブレット端末配布者への指導と経費の負担についてであります。まず、タブレット端末配布者への使い方などの説明につきましては、各行政区などで開催しておりますデジタルなんでも相談会のほか、個別に連絡があれば、職員がそれぞれ自宅に出向いて対応しておりますので、特に費用は発生をいたしません。

次に、6点目の光インターネット無料相談会についてであります。相談会におきましては、町民の方が現在支払っている携帯電話代とインターネット料金を比較するとともに、主にどこでスマートフォンを使っているかなど、町民の方の状況を見て、より安くなる方法をご案内しておりますので、負担が増えることはないと考えております。

次に、7点目のスマートフォン所持者への配布についてであります。全てのスマートフォン所有者がスマートフォンの扱いに慣れておられるわけではありませんので、スマートフォンの所有者であっても、タブレット端末の配布対象者としておりますが、中にはスマートフォンの所有を理由にタブレット端末の受け取りをお断りになられたり、スマートフォンの購入を機に返却される方もいらっしゃいますので、それぞれよかナビや個人でお持ちのスマートフォンへの配信を基本としておまして、引き続きスマートフォンアプリの普及を進めるとともに、スマートフォンをお持ちでないなどのタブレット端末が必要な方への配布を引き続き進めてまいります。

次に、8点目のスマートフォン、タブレット端末の通信料についてであります。タブレット端末は町の備品を貸与しておりますので、通信料は町が負担をしております。スマートフォンの場合は、通信料は個人負担となりますが、よかナビの情報配信に係るデータ量はごくわずかです。よかナビにより料金負担が増えることはほとんどないと考えております。

次に、9点目の相談会の実施事業者についてであります。よかナビの導入事業の中で、導入事業者であります株式会社デンソーが、町内15か所で30回の説明会を開催し、タブレット端末の配布と説明を行っております。また事業完了後の保守についても、引き続きデンソーが担当をしております。松本議員ご質問の、天草管内事業者による相

談会は、自治体DX推進計画に基づくデジタルデバイド対策として、スマートフォンやインターネットなど、デジタルに関する様々な困り事について、通信事業者であるQ T ネットや各携帯電話会社と連携しながら開催をしているものでございまして、よかナビの保守とは別の事業となっております。

次に、2項目目の苓北町の脱炭素社会に向けての対応についてでご質問ございました。苓北町では、令和5年4月に苓北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、地球環境問題への対応として、地球温暖化防止に努めているところであります。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、苓北町地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）を策定し、役場や公共施設での事務、事業などについて、町自らが温暖化の原因となる二酸化炭素の削減に取り組んでいるところであります。その上で、昨年11月27日には「苓北町脱炭素宣言」を行いました。宣言では、温室効果ガス排出量を抑制するだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会、気候変動等に対応することに合わせて、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーのさらなる推進や、廃棄物の有効活用、クリーンエネルギーによる交通対策やごみの減量、資源の再利用の促進を図り、資源・エネルギー循環の取り組みをさらに加速をしております。また、森林、緑地、海洋区域の保全など、カーボンニュートラルの実現に沿った取り組みを進めてまいります。

今年度は、今回の6月補正に提案をさせていただいておりますけれども、国の方から採択をいただきました、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業に着手する予定でございます。今後も温室効果ガスの排出削減に向け、さらなる努力を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ありがとうございます。すいません。私ごとでございますけど今日はですね、ちょっと緊張してから補聴器を忘れてきておりますので、回答していただくときは大声でですね、よろしくお願いいたします。

まず1点目でございますが、質問1番目の、タブレット、スマホへの情報配信が始まったと思われませんが、普及率はということで普及率を聞いたわけですが、タブレット端末64%ということでございますが、現在の配布は544台ということでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 台数ですけども、分母がですね、昨日田嶋議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、購入したタブレット全てを配布対象としているのではなく、予備であったりですね、修理交換のための分を引きますので、実

際に配布しておりますのは、現在おおむね500台程度ということになります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） タブレット、もう1年なってですね、配布が少ないようございますね。これ、理由は何ですか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 昨日の町長の答弁とも重複いたしますけれども、まず配布をしようとしてもスマートフォンをお持ちということで、最初からお断りになられる方がいらっしゃるということ。そして、新たにスマートフォンを買われた方は、もうスマホがあるからタブレット要らないや、ということでお返しになられる方がおられること、そして、亡くなられたりとかですね、町外に転出されたり、あとは施設に入所されたりするときに、ご家族の方がそのあとにですね、お返しになられて、ということで、配布をしながらも、同時に同じように返ってきますので、なかなか普及率が伸びていないというのが現状でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 通常、これは町の備品でございますので、備品を買うためには相当やっぱり前段の調査が必要ですね。そこら辺見越して、やはり買わないかんとは私は思います。当然私も行政におったけど、そこら辺を見越して買っておりました。足らんときは追加で買えばよかったですので、逆に余りすぎるということには、根拠のない物件の購入として何か問題になるんじゃないかなですかね。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 先程申し上げました説明以外にもですね、まだ十分に配布が進んでいない部分があるのも事実でございますので、それにつきましては来年3月、告知端末が終了いたしますので、それまでの間にできるだけ配布を進めていくように今現在も努めているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これ質問3番のですね、配布の状況でございますけれども、実は予算審議の折ですね、タブレット端末の配布は高齢者世帯のスマートフォンを持っていない世帯への配布と聞いていました。予算のときは。この予算を受けた、これは議会に会議録が残っていると・・・、私このことについては相当聞きました。大丈夫かと。こら、町長の答弁とだいぶ違っとつとつとですが、当初の答弁ですよ。当初予算のときの答弁とだいぶ違っとつとつとですよ。私もタブレットを持っとつとつと、家内もスマホ持っとつとつと、両方持っておりますけど。うちにもタブレットの案内が来て、タブレットを持っております。これをやるということで私はびっくりしました。老人会の中にもですね、スマホ持っとつとつとつとつと、うちも来たけんもろたということですよ。これ無理して800台

買うたっじゃなかですか。無理して。前段の調査をしてないということは無理して買うとったと。要らん品物を買うとったということじゃないんですか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 当初の計画でですね、数の目安としまして、高齢者65歳以上独居、そして70歳以上の高齢者のみの世帯を目安として、数を調整しております。それで実際に配布というときにですね、当然中にはですね、スマートフォンをお持ち、松本議員もそうでしょうけれど、ご夫婦であっても、スマートフォンをお持ちの世帯ありますけれども、さすがにですね、配布するときにお宅はスマートフォン持ってるからやりませんというわけにはいきません。と言いますのは、先程町長の答弁にもありましたとおり、たとえスマートフォンを持っても電話をするだけとかですね、そういう方も中にはいらっしゃるんですけど、そこをですね区別するというのはできませんでしたので、一旦お配りして、もう慣れてきて要らないなと思ったら返していただい結構ですので、というふうなご案内をしながら配布をさせていただいております。

実際に中にはですね、もう最初から、先程も申し上げましたとおり、いやうちは要らないよというふうにお断りになれる方もいらっしゃるんですけど、必ずしも無理やり配ってるわけではありませんし、住民の方もですね、必要ないと感じておられるのであれば返していただい結構というふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） このことは時間がございませんので、私は無理して850台をどうした経緯で買ったのかというのを、当初の計画をですね、何で、どんなような購入の台数の規定で買ったのかというのをしたんですよ。今の現状を聞いたわけじゃない。当初。

続きましてですね、4番の質問でございますけれども、電波の入りのないところの対応については、これも議会のところで、どがんすっとかということで度々聞きました。予算審議の中でも聞きました。今、町長の答弁のとおりでいいんですか。先程の。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 携帯電波が届かない場所への対応についてですが、この携帯電波が届かない場所と申しますのは、このよかナビの導入とは全く関係なくてもですね、もともと国のほうもそういう電波が届かないエリアを、ゼロにしようということで強力的に推進をしております、町としましてはこれまでの間、そういう地帯がないようにですね、努めてまいったところです。その結果、現在苓北町では、エリアとしては電波が届かない場所というのはない状態になっております。ただ、やはりその個別の家によってはですね、山際であったり、谷間であったりということで、個別に

は届かないところが何軒かあるというのは把握しております。そういったところはどうしても個別の対応ということになりまして、携帯電話をお持ちの家であれば、携帯電話会社が無料で対応してくれるものになっております。現在ですね、昨年からそういったところの対応を進めておりまして、先程町長の答弁にもありましたとおり、ドコモじゃなくてa uなら入るといふところは、そういうところに対応しております。またそういった結果、現在の時点で、志岐地区で1軒、富岡地区で1軒、都呂々地区で5軒、合わせて7軒の、まだ電波がちょっと十分入ってなくてよかナビが聞きにくいというようなところを把握しておりまして、そちらにつきましては、志岐と富岡はa uのタブレット端末で対応し、都呂々につきましては今月中にはですね、携帯電話会社と一緒に訪問して、電波の状況とかを確認した上で対応していただけるように話をつけております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はこのことについても、予算のときに議会のときに相当追及して聞いたんですよ。問題ないということでした。しかし今問題が出ております。1年経過して。それで、携帯電話を使用した、あるいは、タブレットを使用した配信じゃなくて、今せつかく光ファイバーが通っておりますので、テレビなんかと繋いでもうちょっと楽な方法はないのか。良い方法があるんじゃないかと。天草市形式とかですね、大分追求しましたけれども、いやこれがいいんだと。ほかの方には1つも迷惑させることがないということでした。それで今の室長の答弁のとおりでしょう。今はおおよそ7、8軒、もう1年なるばってん、迷惑かけとつとでしょ。いやかけとつとでしょ。来とらんどこに国費を、国のお金を1億円ぐらいの金を使こうてしとるわけですから、そこら辺も併せてですね、今日時間の問題ありますので、あとでまた対応させていただきますかと思っております。

それから6番目のですね、相談会の講師が通信業者であるW i - F i 等が加入させられとる者もいると。説明会のほうにですね、聞きます。そして、またこれは使用頻度はあんまり高くないということですが、これ使用頻度にある使用料がですね、やっぱりそのスマホの契約次第ではですね、ぎりぎりの線で契約してる方が高くなる可能性もあつとです。私もあります。私5ギガしか携帯しとらんから、そういった方はどうするのかと、これも予算のときに聞いたんですけれども、うにやうにやうにやで、分かりませんでした。今回もありませんということでした。実際あります。あります。私があつと言いよつとですから、いや通信量が、送ってくるギガ数が増えればですね。通信が、ずっとしとけばギガとか増えてくつとですよ。そこら辺ありますので、必ずあります。ギガ数が増えるということはありません。そこら辺あると思っておりますので、そこら辺はどうですかね。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 議員がおっしゃるですね、よかナビに係る、例えば情報配信を受けたときに、通信料が上がるんじゃないかというふうなご質問ですけれども、スマートフォンにはですね、アプリがたくさん入ってると思いますが、そのアプリごとにですね、通信量をどれだけ使ってるかっていうのを見る機能がございます。それを見れば、よかナビでどんくらいいわゆるギガ数ですね、使っているかというのはお一人お一人確認することができますので、それを見れば、大体分かります。

通常、情報配信を受け取るだけであれば、議員がおっしゃるギガ、いわゆる1ギガですね。それに対しまして大体1,000キロぐらいしか使いませんので、パーセントで言えば0.1%程度です。おっしゃりたいのは恐らく、ぎりぎりのとこだったら超えるんじゃないか、というふうにおっしゃりたいんだと思いますけれども、その場合の超えた原因っていうのはよかナビではなくて、それ以外のアプリが原因です。

実際ですね、町民の方が役場のほうに来られて、よかナビを入れたせいで電話代が上がったんじゃないかということでよかナビ切ってくれというふうにご相談に来られた方がおられますけれども、その方のスマホを操作して、よかナビでどんくらい使ってますね。で、おたくの携帯電話はこのアプリがすごく使ってたこれが原因ですよ、というふうに説明をさせていただいたら、納得をさせていただいております。そういったケースがいくつかございますので、その辺りは大丈夫だというふうに確信しております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 冒頭、今の回答の中で、いくらか、0.0何%上がると。そこにぎりぎりにしとるものは上がってでしょうが。でしょ。全然動かんとなら、室長の言うとおりでしょ。ほいで開くたんびに上がってですよ。見るたんびに。上がらんって言うたって上がるというのはおかしかじやなかですか。

○議長（野崎幸洋君） デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 議員も今おっしゃったとおり、0.1%程度の通信量です。おっしゃるとおりですね、確かに99.9%のところ0.1を足せば、確かに100にはなって次のステージに上がりますけれども、その原因っていうのはよかナビではなくて、それ以外のアプリでたくさん使ったことで上がったとしか、通常皆さん考えないと思いますけれども。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） それは室長が無理した、こねと思いますよ。私はそれを使った代わり、0.01%で使こうて、上がる可能性もあるから上がってじやなかろうかと言うただけですよ。よそのどうのこうのじやなかですよ。受けた場合も見た場合もギガ数は増ゆってですよ。今の室長の言わつとは違うじやなかですか。良かです。今後ですね、またもう1回再度ですね。

それでは違う質問に入りますけれども、当然ですね、このタブレット端末操作方法とか保守点検とか、それはですね、デンソーがやるべきと私は思います。これについても、私は購入先はあまり遠かから、まちっと近場で買う方がようはなかかということをし
ます。確かに15回やったですかね。15回ぐらいで850台買った・・・回っている
説明したりなんかすることはできんとじゃなかですか。当然今、auとかドコモあ
たりが・・・、どの会社か分かりませんが、来てから個別に地区で何回か相談会
をしている。そういったことをデンソーがやるべきじゃなかですか。

○議長（野崎幸洋君） デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） まずデンソーは導入事業の委託事業者でござ
いまして、先程議員がおっしゃったとおり、15会場30回の説明でタブレットの配布
と説明をさせていただいております。

その15会場30回で、321台のタブレットの配布が完了しておりました。そのあ
とにつきましては、私たち職員が中心となっておりますね、配布等を進めておりますけれど
も、その後の保守の契約はデンソーと締結しておりますけれども、特にですね、タブレ
ットの操作説明につきましては、特に専門知識というほどではなくて、私たち職員が勉
強して説明することができるような内容でございましたので、松本議員も普段からです
ね、職員でできることは職員でしなさいというふうにおっしゃってるとおり、私たち行
革デジタル対策室の職員が勉強して、住民と顔を直接合わせて、直接説明をさせていた
だくというような形をとらせていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） それでこのことについてもですね、私たち機械なんか買うとき
も、1回ぐらいの説明を受けたっちゃ使えん機械なんかがいっぱいありますよ。それで
買うときに、契約するときに、遠かつじゃなかかということは・・・いっちょん問題な
かということ言うたら、それで私は今まで質問したのは、何でこのよかナビのいろい
ろな・・・私5月15日、25日に都呂々の公民館のほうにも行きましたよ。そんな
ときも、auの方だったです。それと町の職員さんのやったです。それは何か違うとかなん
かって言われましたけれども、そういった中でですよ、私はそれにデンソーが入るべき
じゃなかろうかと言いよつとですよ。それが今、広域連合あたりでもいろんな問題があ
る。そこら辺問題がありよつとでしょう。私はそれを契約する前、こういった事業が起
こる前、予算の前に確認したわけですよ。そしたら、おたくはいやデンソーは本渡にも
あるもんなど。ようなことを聞きました。そら本渡のデンソーは知つとると。自動車の
電気会社やつかということを行いましたけれども、今後は何だかそこら辺の問題がしっ
くりしないんですよ。もう1回質問お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） まず、デンソーが遠いところの事業者ということで議員おっしゃっておられますけれども、昨年導入時点でも何度か説明させていただいておりますが、まず根本的にですね、この事業を導入するにあたっての業者選定は公募型のプロポーザルという方式をとらせていただいております。これは分かりやすく言えば、一般競争入札と指名競争入札でいうところの、一般競争入札とだけ思っただければとは思いますが、要するに条件を満たせばどなたでも参加することが可能な業者の選定方法といたしておりましたので、私たちがわざわざその遠くのところを選んだのではなくて、応募があったのがたまたまそちらだったということです。

あと、保守につきましてはその際も説明をさせていただきましたが、まずタブレット端末につきましては、修理交換の機械を用意することで対応できますというふうに説明し、また、今の例えば告知端末であれば、役場にセンター設備といいまして、機械を置いて、その機械を使って配信いたしますので、もしそれに故障が発生した場合は、当然業者を呼んで修理というようなことが必要になってまいります。ところがこのよかナビにつきましては、インターネット上のウェブサイトでというんですけれども、そちらで操作いたしますので、機械そのものは普通にある役場のパソコンを使うことで配信とかができますので、そういったような業者がわざわざこちらの役場に来て、保守をするような必要性がないということでご説明をさせていただいております。

また、本渡にデンソーがあるというふうな説明でしたけれども、こちらはですね、もう1社の方との比較の中で、もう1社の方も天草に確かに事業所はあるけれども、どちらも同じような条件なので変わらないですよ、というふうな話で説明をさせていただいたかと思えます。以上ですかね。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 指名方法はいろいろあるわけですよ。全国から見積を取る方法とか、業者を指名して指名競争入札というところもあるわけですよ。そんなときに近場の方を指名しとったらいんじゃないかなと私は思います。このことについてはまた後でもですね、じっくり時間をとってでもします。

実はですね、数日前地震がありました。地震があったなということで、テレビば、ぱっとつけました。それでテレビでは天草地方を含めて地震があったと、すぐ、・・・よかナビも何日か前に入れたですから、すぐ見てみました。入ってありませんよ。ですね。なぜテレビよかですね、こん新式にわざわざそういった金まで出してしとつとに遅れたか。ためにならんですよ。地震は津波が来る。1分1秒も争うことです。もう多分津波が問題ありませんと来てからよかナビ入ったんじゃないですか。私よかナビ見ませんでした、テレビだけ見ておりました。

それから、おくやみの周知の時間がですね、ちょっと遅くはなからうかというようなこ

とがあります。5時に出るそうです。5時にはもう通夜は始まっております。そこら辺
どういふことか、お尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） まず先日の地震ですけれども、今年ですね4
月の17日と、あと先日5月31日の早朝に地震が発生しまして、防災無線で、天草・
芦北地方で震度4の地震が発生しましたとの放送があつております。確かにですね、テ
レビでも放送があつておりまして、そちらでは最初震度4つて出て、その後苓北はやっ
ぱり震度2でした、というふうな感じですが放送があつておりました。

議員がおっしゃってるとおりよかナビですね、当然配信はあるべきものではありま
すが、今現在のところよかナビのほうは対応できるんですが、防災行政無線の方がちょ
っとまだ旧式なところがありまして、自動で連携することが一部できていないというの
が現状でございます。数年のうちには防災行政無線の更新の時期が参りますので、そう
なりますと連携ができるようにはなるように考えております。

また先日の地震ですね、役場のほうから、苓北町の震度は震度2でしたというふ
うに改めて放送しておりますけれども、こちらはですね、役場にあります震度計を職員
が出てきて確認をして間違いなことを確認してから、職員が手ずから放送をさせ
ていただいております、そのときに告知放送と、よかナビにも併せて放送をさせて
いただいております。どうしてもちょっとその目視で、また、間違いが
ないということを確認してからの放送になりますので、テレビよりも遅くなってしまう
というのはもうやむを得ないことかなというふうに考えております。

おくやみの方はよろしいですか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） よかナビのおくやみ機能の件
についてお答えをいたします。このおくやみ機能につきましては、担当課の職員で更新
をして、情報を上げさせていただいております。

平日に関しましては、在庁しているときに、ご遺族の方からの死亡届の受付に伴いま
して、これの受付を完了した後に情報を上げさせていただいておりますので、例えば、
葬儀社の看板が先に出ていたりとかいうケースが出てしまうことがございます。議員が
ご指摘のとおり、お通夜とかご葬儀の時間に対して遅れた表示になるという場合がござ
います。

また休日に対しましては、休日対応で担当職員がその日その日で受付をいたしますが、
この分に関しては、休日中の更新はいたしておりませんで、週明けの平日、9時前後ぐ
らいを目安に更新情報をアップさせていただいているという状況でございます。以上で
す。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は死亡に関して云々というわけじゃなかつですよ。せっかくよかナビば開始しとつとです。これに全部町民頼つとつとですよ。税務住民課の言われるのはいろいろあると思いますけれども、このよかナビがせっかく作つとつとにテレビよりも遅くずつとはおかしかやつかとか、死亡の連絡がですね、通夜にも間に合わんごてしたっちゃつまらんじゃなからうかと。そこですよ、そこ言うんですよ。死亡届はもう早よ来とらつとでしょ。葬儀屋に行つとつとですから、そこら辺なぜできんかと言うたつですよ。私はこっちに言うんじゃなくて、通信がよかナビというのをどの程度有効に使うてあるかですよ。何もならん機械じゃなからうかなというような感じがいたしましたので質問したつです。

最後でございませけれども、このれいほくよかナビの導入はですね、今のような高齢者がですね、45%を超えた中での運用開始ですよ。高齢者に優しい町づくりを町長はもう理念がもう主としてしとらる中ですよ。ぜひですねこの関係課はですね、高齢者についても格段の行政サービスが必要であります。

特に株式会社デンソーによって15か所30回の説明で、どれだけ周知がなされているのか、・・・30回の講習で3回ぐらい行たつじやつたつちや慣れんとでしょう。私が耳に補聴器ばつけてきとらんと忘れた。そこを丁寧にしてやるのが、ここの町のモットーでしょ。ぜひ頑張っていたきたい、そう思います。

それからもうこれ、これはやめますよいいです。脱炭素社会に向けての対応に移りませけれども、この町長の回答の中で、二酸化炭素排出抑制対策事業の活用ということで、どういう事業なんでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 松本議員の質問にお答えいたします。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業というものについて、ご説明いたします。この事業はですね、環境省の補助事業でございませ。5月24日に採択をされまして、今回の補正予算に計上させていただいております。事業は2つございませ、1つ目は、計画策定支援事業でございませ。既に計画を策定しております町の区域施策編の内容をさらに、具体的な数値、あるいは、事業費を用いた詳細な部分の充実を図るような施策でございませ。

また、本町の地域の特性に応じた環境配慮に係る情報の収集や、自然環境の調査などを行います。2つ目は、導入調査支援事業でございませ。今後、国の補助を活用しながら、近年の災害リスクの増大に対して、災害時、停電時に、公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ施設の整備を検討してまいります。町内の災害等に対する強靱性の

向上と、町内の脱炭素化を同時に実現する事業へ向けての支援事業となります。

以上、松本議員の質問にお答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ゼロカーボンシティのですね、実現について説明を受けましたけれど、なかなか難しい問題と思われま。先程壇上において申し上げましたとおりですが、再度申し上げますが、我々は国民一人ひとりが自分のこととしてCO₂削減に向けて取り組まなければならない、どうしようもない問題と思っております。

今回、具体的な取り組みをお尋ねしたわけですが、実現への意気込みを感じます。しかしながらあまり説明の骨格が大き過ぎてですね、分かりづらかったところがございます。再度ですね、私なりに質問させていただきたいと思っておりますけれども、今現在町が進めている、これ単純にですね、例を挙げてしますので、単純にですね、外灯のLED化、それから庁舎のLED化が進められております。大体これで脱炭素どのくらいぐらいの、これが完全にLEDに変わったとき、どのくらいになると思えますか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） どれくらいになるかというところは分かりません。把握しておりません。計算しておりません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これ当然だと思いますね、飛び込んできたんですから。私なりに計算をしてみました。外灯のLED化がですね。約半分。電力の半分がLEDは大きいということがございますので、外灯183キロワット、庁舎内のLEDの照明がですね、これは推定でですね、今の蛍光灯490基ぐらい。70ぐらいで7室ぐらいじゃなかろうかということを選定をしてみました。それでですね、83.3キロワットの分がマイナスとなります。しかしその半分ですので、それが、これはガソリンが43リットルに該当する量でございますけれども、この残されたですね101.4キロワットは、発電に頼ることになります。

これ今のままの電気に頼ることに、ゼロカーボンですから、ゼロにならにゃいかん。私はこのガソリンをですね、43リットルに該当する101.4キロワットのCO₂が削減せろば、これはもう町にとっては相当いいんじゃないかろうかと。そして、対外的にもPRもできます。茶北町はこういった形でやりますよとPRできますが、そういったことを考えておられましたでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の質問の回答でもですねお答えしましたとおり、昨年11月に町の脱炭素宣言を行いまして、12月の広報の中でですね、その旨町民の方々にもお知らせをしたところであります。先程水道環境課長が申しましたように今年度事業の

採択をいただきましたので、早速詳細な計画づくりを始めまして、現在はですね、役場庁舎の照明、防犯灯のLED化、もう既に前倒しで実施をしておりますけれども、本格的な部分は、令和8年度からですね脱炭素事業の着手を予定しているところでございます。そういった中で今松本議員おっしゃいましたように、実質的に脱炭素、ゼロにしていくという取り組みでございまして、そういうところを含めてですね、ここは数値的な目標を立てた中で、どういった部分の事業をやれば実質ゼロに持っていけるのか。そういった事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 大変単純な質問でございますけれども、これ役場が大体電気量どんくらいぐらい使いよったか。あるいは私、福祉課において、老人福祉センター、常にどんくらいぐらい電気量使いよったかなという形で、気にしておりましたんで、例えば福祉保健課あたりが、老人福祉関係の太陽光あたりが何キロぐらい使いよるとか、あるいは水道あたりの動力がかなり電力食いますので、その中で電力はどのくらい使いよったかというのは常に把握しとかにやいかんと思いますけど。把握しておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 先程のですね、庁舎内の実行計画によりましてデータを把握しております。まず1つ目ですが、庁舎の施設、令和4年度の電力ですが、33万2,790キロワットでございます。それから福祉厚生施設ということで、令和4年度、68万1,695キロワットでございます。それから上下水道施設の電力量ですが、令和4年度、153万飛んで753キロワットでございます。

○4番（松本良人君） 料金です。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 役場庁舎の電気料についてのお尋ねだったと思います。令和5年度で実績が686万3,200円、令和4年度が758万4,136円、令和3年度が472万4,901円となっております。令和5年度は、減っているのは、電力・ガスの高料金の対策ということで、国のほうが2023年の1月から2024年の5月の使用分までを電力会社のほうに補てんしておりますので、令和4年度に比して令和5年度の電気料は安くなっているという状況です。

○4番（松本良人君） 老人福祉センターあたり、どがなか。

○議長（野崎幸洋君） 老人福祉センターの料金の方ですか。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） そのほかにですね、すいません。学校施設ということで、令和4年度の電気量は49万2,086キロワット。それから観光施設ですね。5万6,637キロワット。それからその他の施設になります。9万5,435キロワット。

合計の公共施設、全体で318万9,396キロワットでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ほかのところはですね、施設その他調べておらっさんということで、私は企画のですね、振興計画にも、振興計画の・・・よかです。・・・のときでも、常にある程度の電気料を把握してきたつもりですけれども、多分企画政策課長あたりは常に把握させておると思いますが、そのような中でですね、東京・大阪・福岡・熊本市等の大都市においてはですね、官庁へのマイカーで出勤ではなくて、公共交通機関での通勤が主であると思われま。本町においては、自家用車での通勤がほとんどです。相乗り等により、マイカーでの通勤を3分の1、約40台から50台減らすことにより、先程のLED関係の外灯あるいは庁舎内の蛍光灯の分は、網羅することができると思いますが、このようなことは今後取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。もうこれは後でまたまとめてしても、時間がないので。

もちろんこのことは我々議員にもですね、適用されると思います。この議会に来るにも、相乗りで、例えば私が白木尾の方々とか富岡んほうに回って帰ってくるならば何台か削減する。こればかにならんとですよね。1リッター2.5キロのCO₂が排出されますので、町民の方々にはですね、ゼロカーボンシティの実現に協力をお願いするに先駆け、思い切った大胆な発想でですね、地球温暖化の防止に向けた取り組みを、ここ荅北から実施しなければならぬ。職員さんからしなければいけないと思っております。

またですね、庁舎内での取り組みではですね、脱炭素を行う上で庁用車の使用の見直しもする必要があると思います。近場に行くために自転車、ミニバイクの活用とか、軽自動車のワゴンタイプから乗用車、乗車人員等の少ない用件があるときには、軽トラックへの移行等によりですね、軽トラック等の導入もですね。それからスクールバスの基地化。都呂々あたり小学校の送迎するにはこっからですね、そのたびにですね都呂々まで空バスが往復せんばんとです。それでもう、2往復しますので、4リッターぐらい、4リッターなれば8キロリットルのCO₂が排出される。そういったことがありますのでそこら辺もある。それから空車同然のですね、巡回バス、これも毎月300リッターぐらいの軽油が必要ということでございますので、ここら辺もですね、十分、見てもらいたい。

また一方、公共工事等においてもですね、計画・設計・積算の過程で検討が脱炭素を目指す上で必要であると思われま。一例を挙げますと、坂瀬川漁港の改修であります。これ今もう発注してありますので、どうかと思いますが、今回の積算では同じ効果・効用を求める、いわゆる脱炭素の実現を目指すとしたら、もっと慎重に対応すべきであったものと思われま。例えば、天端コンクリートを取り外すコンプレッサーからCO₂の排出が出ると、排出されたコンクリートの残骸は産廃処理をせにゃいかん。

超重機船を使うとなら超重機船のえい航や、クレーン船の起動に伴うCO₂の排出、数え切れると切りがありません。

今後の諸事業についてはですね、少ない予算で大きな効果を考慮した積算に力を入れてもいただきたい。この件については冒頭も申し上げましたが、コンサルタントや設計業者に頼らない、我が町は我が町で守る執行体制を望みます。

それから、かなり電力を使うのは水道と思いますけど、私試算ではですね、この加圧ポンプ、浄水場で使うとと、浄水場からですね、上に上げて、それが排出するわけですがけれども、この加圧ポンプのですね、電気量がですね、4万9,000キロワットぐらいじゃなかろうかと思っております。それにはですね、1年にですね、58万8,000キロワット、要するにCO₂が222トン出るわけですよ。そこら辺含めてですね、今後はですね。

○議長（野崎幸洋君） 時間が参りました。

○4番（松本良人君） 今度は排出のためにもですね、かなり要りますので、もう町としてはですね、ぜひ一般の方々に、雨水等の利用・活用した、屋外に花壇とかなんか持つての方がおられますんで、そこら辺の活動して、啓発して水道水をなるべく使わんで、これシェアしたらどうでしょうかというようなことも1つの方法だろうと思います。それでぜひですねそこら辺は、1トン使うには100平方メートルで、100ミリ雨が降ったら1トン溜まるわけで、それを散水とか庭木に活用してもらおうというふうなことであれば、ゼロカーボンが・・・。

○議長（野崎幸洋君） 発言を終了してください。時間が参りました。

○4番（松本良人君） このゼロカーボンシティの実現と言うことは簡単ですが、なかなか難しい問題でございます。しかしながら、いつかは進めていかなければならない重要な課題でもあります。役場の職員の方々、そして我々議員が率先してですね、実現に向けて取り組み、役場庁舎内の改革、諸事業にあたって。

○議長（野崎幸洋君） 発言を終了してください。時間が参りました。

○4番（松本良人君） 最後に、町民の方々に共有した事項と例題をして、抱えておりますが、この問題が解決しない限り地球上から人間が消滅していく。私はそう思っております。大変ですが、頑張ってください。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） いろいろ示唆に富んだご提案をいただきましてありがとうございます。具体的な計画づくりに活かしてまいりたいと思いますし、昨日も申しましたけれども、庁内全体でまちづくり戦略室を設けておりますので、その中で、各課いろいろな立場の中で、意見を集約してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 以上で松本良人君の一般質問を終了いたします。

通告7番、田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 通告7番、6番議員、田崎です。

私は、先に通告いたしました2点について、町長に質問いたします。

1点目の、消滅可能性自治体に対する考えと今後の政策についてお尋ねいたします。

先日の倉田議員と重なるところがあると思いますが、質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。2024年の4月の27日、人口戦略会議の増田レポートが発表され、若年女性（20代から30代）が2020年～2050年の30年間で、50%以上減少する自治体を「消滅可能性自治体」と定義し、全国1,729自治体のうち、40%を超える744市町村が該当すると発表がなされました。その中に、当苓北町も入っています。町長の見解をお聞きします。

人口の減少に歯止めをかける1つの考え方として、より多くの子育て世代の人に、我が町に住んでもらうことが重要であると考えます。そのためには、他の自治体よりも、いち早く特長ある政策を実行していかなければ、と考えますが、どうでしょうか。考えをお聞きいたします。

また、その1つの考え方として、現在「苓北町学校教育審議会」で苓北町立小学校規模の適正化と、苓北中学校の校舎改築問題の中で、「義務教育学校」の検討を提言されたと聞いております。その審議会でどのように取扱いをなされているのか、どのような審議がなされているのか、詳細は分かりませんが、昨日の倉田議員の中の答弁である程度分かりましたが、私はこの機会に新しい教育方法を取り入れ、我が町における「特色ある教育」を町内外にアピールする必要があると考えます。そのことが人口減少に歯止めをかける大きなチャンス、好機だと考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

2点目の林業の振興についてお尋ねいたします。

まず、造林、育成に補助の上乗せを、ということで、森林には木材の生産機能をはじめ、水源涵養、山地被災防止、快適環境、保健・レクリエーション機能など、多面的な機能を保ち、人々との生活が深く結びついています。我が町の森林面積は4,157ヘクタール、町の総面積の6,758ヘクタールの61.5%を占めており、その内の民有林が4,143ヘクタール、その中で私有林が2,846ヘクタール（68.7%）となっています。そのような中、スギ、ヒノキの人工林は、国・県・町の本当に高率な補助金を受けながら、林家の手出しがないような形で、間伐・保育等、整備をされてきました。非常に立派な山が育っていると思っております。しかし、植え付けから50年前後の山林が多くなっています。木材にとっても、質的にも一番良い適正な年数であるということ、そういった中で一番高く売れる時期だと聞いております。しかし、なかなか木材の価格は低迷して、本当にお金にならないような状態でございます。しかし、森林の循環を考えますと、今後は皆伐を進め、新たに造林をしていかなければならない時期に

来ていると思います。しかし木を切っても、先程言いましたようにお金にならない。立木で今の値段で、1ヘクタール90万から100万円程度だそうでございます。そしてまた、木を切った後の植え付け、手入れにお金がかかります。木材は安い上にも手入れにお金がかかるということで、林家の方は非常に皆伐に対して足踏みをされております。手入れには1ヘクタール、植え付け用の費用が100万円。5年間の下刈りと手入れを含めて1年に30万円かかり、5年間で150万円ということで、総額250万円。初期にかかる費用です。

そういうことで、先程申しましたように、林家が今一步踏み出すことができないようでおられます。今でも本当に高率な補助制度があるようですが、もっと利用しやすいような、補助額の増、補助率の増を考えてもらえないでしょうか。町長の考えをお聞きいたします。

日本の森林の区分の仕方は下のここに書いておりますので、ご覧ください。

次に2番目のセンダンプロジェクト事業についてです。熊本県が推奨しております本事業に対し、苓北町としてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

以上、質問は終わりますが、答弁次第では自席にて一問一答方式で再質問させていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで10時55分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ではございますが、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の田崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の「消滅可能性自治体に対する考えと今後の政策について」であります。このことにつきましては、昨日の倉田議員の一般質問への答弁と重なる点もありますが、改めて答えさせていただきます。

「消滅可能性自治体」の公表、報道につきましては、全国の地方の自治体のほとんどが、人口減少に伴う様々な課題に直面し、その解決に向けてこれまでも、懸命に対策を講じてきた中で、今回改めて示されたことにつきましては大変遺憾でありまして、また島根県の丸山知事や、せんだって木村熊本県知事も見解を示されているとおり、「住民の皆様がいる以上、消滅することはあり得ないことであって、あってはならないことで

ある」と考えております。そういう考えではありますけれども、まずはですね、やはり大きな都市、3大都市圏、それと地方の格差を是正しない限り、特に地方の人口減少は止められない状況にもあろうかと思えます。

前回の10年前から地方創生が謳われてきましたけれども、いろんところで、やはり地方においては製造業あたりの廃業あたりが相次ぎまして、やはり人が都会に流れていってしまっている状況ということで、残念ながらこの10年間は変わらない状況が続いていたということでもあります。しかしながら議員ご承知のとおり苓北町の少子高齢化の状況は、なお一層急速に進んでおりまして、最重要な課題でございます。従いましてこの「人口減少」と「少子高齢化」という大きな課題に対して、役場といたしましては、「大変なときこそ大きく変われるチャンス」なんだということに捉えまして、昨年から役場内の全庁的な協議の中で検討を重ね、今年度（令和6年度）は、新たな取り組みを実行に移していくための起点になる年といたしまして、子育て支援の関係では、出会いから結婚、妊娠・出産、保育、教育と併せまして、住宅施策を含めた住まい対策までの総合的な子育て支援策の創設・拡充について、当初予算に反映をさせていただいたところでもございます。

併せまして、雇用の場の確保対策として、町内の医療・福祉・介護現場を中心とした人材の確保を図るため、奨学金返還免除の拡充や、苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業制度を新たに創設し、就労への支援を行うことといたしております。このほかにも、町内各産業において事業承継を進めるため、町と商工会、農協、漁協、金融機関など8団体で、事業承継連携協定を結び、業種を超えた支援策を講じながら、担い手不足の解消を目指してまいります。

いずれにしても、各産業における所得の向上など、質の高い雇用体系や待遇の男女間格差解消も必要不可欠であると考えているところでもあります。これらの施策につきましては、町ホームページへの掲載など、情報発信を積極的に進めることと併せまして、移住・定住に係る施策につきましても、新たに地域おこし協力隊を採用させていただいたところがございますので、町内に点在する空き家の有効活用を含めまして、苓北町に関心を持ってもらうことから、交流人口・関係人口の拡大、それから移住・定住へとつなげてまいることができるというふうに考えているところでもあります。併せまして、子育て世帯等若者世代については、天草圏域を勤務の場として広く捉えた上で、住まいは「苓北町」を選択していただけるように、子育て施策のさらなる充実や子ども公園の整備なども含めまして、今年度策定予定の「第3期苓北町子ども・子育て支援事業計画」において、子育て世代を始めとした町民皆様のニーズを的確に把握し、反映させてまいりたいと考えております。そして、何よりも苓北への愛着をさらに高めていただけるように、そのような町政運営に努めながら、引き続き、町民・事業者・企業・行政

それぞれが力を発揮できる、協働・共創のまちづくりを展開していくことで、少しずつでも人口減少に歯止めがかけられるように努力をしております。

次に2点目の新しい教育方法を取り入れ、苓北町における「特色ある教育」を町内外にアピールする必要性につきましては、議員ご指摘のとおり、現在、学校教育審議会において、従来の教育制度に加えて、小中一貫教育の基本形として、1人の校長のもとで1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する、9年制の学校で教育を実施する義務教育学校についても、審議がなされているところであります。

昨日の倉田議員の一般質問への教育長答弁にもありましたように、義務教育学校は、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を9年間一貫して行うことを趣旨として、平成28年（2016年）から制度化された新たな学校の制度でございます。学校教育審議会では、小学校においては統合やむなし、統廃合する方向で今後審議を進めていくことが決定をされておりますけれども、私は単純に統合するだけではなくて、子どもたちのより良い成長に向けた統合を考えていくべきなのではないかというふうに考えているところでもございます。

仮に、学校教育審議会の答申で義務教育学校の方向性が示された場合には、その理念や目的を理解した上で、校舎施設の活用のあり方なども含めまして、設置者として判断をしていきたいと考えているところであります。

また、苓北町における「特色ある教育」を充実させることは、議員ご指摘のように、子育て世代の転出抑制や流入により人口減少に歯止めをかける一助になるものと考えております。コロナ禍前までは、青少年国際交流派遣事業で現地へ生徒を派遣したこともございましたが、コロナ禍を踏まえて、全ての学校で児童生徒への1人1台端末が整備されるなど、ICT機器が充実した状況にもあります。また、町内小学校では現在、ICT機器を活用した、台湾高尾とのオンライン交流など新たな取り組みも行われております。時代に即した新たな教育活動も取り入れながら、これまで培ってきた地域との協働活動などのさらなる充実を図りつつ、特色ある教育が展開できるよう、教育委員会とも連携をして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に2項目目の「林業の振興についての造林、育成に補助の上乗せを」との質問につきましては、苓北町の令和5年度の皆伐、主伐状況は、坂瀬川地区の55年生ヒノキ、2.8ヘクタールを天草森林組合において主伐しており、土壌条件の良い場所に植栽している人工林は、それぞれ主伐期を迎えております。主伐後の再造林や保育につきましては、所有者自らが実施せず、委託して実施する場合の苗代、植樹、その後の下刈り等の5年間の管理費までの総額費用を天草森林組合にお聞きしましたところ、先程の議員のご質問にもありましたとおり、平均的な費用として1ヘクタールあたり約250万円の費用が発生するとのことでありました。本費用を全て山林所有者が負担することは、

おおよそ困難でもあります。またそのまま放置いたしますと、森林の有する水源涵養機能の低下や、大きな山地の崩壊発生などの多面的機能の発揮ができないこととなるため、苓北町では、国、県の森林環境保全整備事業を活用し、国県の補助金68%に町補助金22%を上乗せし、山林所有者の負担は事業費の10%で実施できるよう、現在補助金による支援を実施しているところでございます。

しかしながら、再生林については、植林すると50年以上の管理が必要なことから、後継者や担い手の不足、条件が悪い箇所においては、主伐の販売収入も確保できないなどの問題もあり、再生林を実施されない箇所が多く発生することが懸念される状況でもあります。このようなことから、議員ご質問の利用しやすい補助率や補助額については、なかなか町単独では困難な事項でもありますので、天草森林組合内に設置しております市町連絡会議等において、連携、そして協議をしながら対応を検討していきたいと考えているところであります。

また、森林が果たす多面的な機能を保全していくためには、林業経営に適さない森林についての対応も検討していく必要がございますので、森林経営管理制度を活用した、町自らが管理していく管理手法についても補助制度とあわせて、山林所有者の意向を調査しながら、まず研究を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の「熊本県が推進しているセンダンプロジェクト事業に対しての苓北町としてどのように考えておられるか」との質問でございました。

令和5年度時点の苓北町で早生種くまもとセンダンの植栽状況は、植栽後の残存率が50%以上で、芽かき等の施業をしっかりと実施をしていただき、管理できている植栽面積が2.1ヘクタールであります。センダンは近年、木材として高い価値が評価をされておりまして、成長が早いわりに材の比重が大きく、家具や合板の材として申し分ない強度であることから、現状では、末口の直径で40センチ以上の材につきましては、杉やヒノキの平均を上回る価格で取引をされているということでもあります。また、センダンは生育適地に植栽すると、20年で伐採することができ、短期で収益が得られる樹種ともなっております。町としましては、熊本県が推進しておられるセンダンプロジェクトを推進するため、国県の森林環境保全整備事業の対象外となっている非農地化された遊休農地に対して、荒廃防止のため、センダン等を植栽される場合の事業においても、今年度から植栽する場合の経費について、40%を助成する補助事業を創設したところでございます。

センダン植栽は、農地の荒廃防止と、自分で植えて自分でとることができ、自分の代で収益が得られるため、新しい林業スタイルになってくる可能性もございます。今後も継続して研究、推進してまいりたいと考えております。なお、本日現在の予定で10月16日には、ケニア森林研究所職員による、JICA（国際協力機構）を通じた訪日研

修の日程の中で、熊本県の指導林家、梅檀の未来研究会と森林研究・整備機構森林研究所と合同で、苓北町をフィールドとして、ケニアの森林研究所職員とセンダンの木の増殖に関する研修を実施される計画があるとのことですので、町としても熊本県の指導林家の方への研修支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上、田崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 答弁ありがとうございました。

1点目について、町長は全国の地方自治体は、ほとんどが人口減少に伴う様々な課題に直面し、その解決に向けて、これまで懸命に対策を講じてきた中で、今回の改めて示されたことは遺憾であるというような感想を述べられました。これが町長のこれに対する見解なのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まずはですね、やはり消滅可能性自治体ということで10年前、それから今回、人口戦略会議の中で公表されたわけですけども、私ども自治体としても、なにもせずにここまで来たわけじゃなくて、いろんなことをしながら取り組んできました。ただそうした中で、やはり地方への人口の流入はどんどん逆に減っているという状況であります。こういったことについてはやはり国がですね、やはり少子化対策に本腰を入れてやらないと、それぞれの自治体だけのことではできないという状況があらうと思います。そういった意味で、大変遺憾だという言葉で先程表現させていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 今町長が言われるのは現実だと思います。しかし、先程言いました、10年前も発表されておられるということで、私はそれは存じませんが、資料によりますと、10年前は消滅可能性自治体がですね、896自治体、全国であったのが、10年後の今回は744自治体ということで減ってきております。そういった中で少しはですね、改善されてきたのではないかと評されております。苓北町も天草2市もですね、改善されているというような報告はあっております。

そういった中でやはり皆さん方が、今町長が言われましたように、一生懸命頑張ってきた成果は出ているんじゃないかと私は考えます。そういった中でまだですね、脱却まではいかんで、悪化ではないので、今までの皆さんの頑張りが本当に反映されたと思います。しかし、脱却までには行っておりませんので、やはり今から先ですね、やはり頑張っていかなければ、政策次第だと思いますが、町長どうですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 確かにですね、10年前の結果と比較しますと、せんだっての熊日新聞にも載ってございましたけども、苓北町の場合は減少率が60.9%ということ

で、前回よりは1%は改善をされているという状況でございます。今回のこの消滅可能性自治体の推計にあたっては、やはり子どもさんを産まれる中心世代となります、20代から30代の女性の推計人口、これをですね、根拠とされておりますので、そういった部分ではやはり、少子化対策の中でも、併せてやっぱり出会いから結婚の部分、こういった部分を増やしていく。そして、そういった20代から30代の女性の方を増やしていく、そういう努力も今後は町としては必要ではないかというふうに考えているところであります。そういった中で先程回答いたしましたように、町内には医療・福祉・介護の現場等がございます。こういった現場にはですね、やはり女性の職員の職種も多くありますので、そういった職員の方々にやはり地元で働いていただいて、地元に住んでいただく、そういった手だても必要ではないかというふうに考えているところであります。また、新たなそういった企業についても、例えばテレホンセンターみたいなものですね、そういったものでやはり20代とか30代の女性の方が働けるような職種、そういった部分を今後考えていく必要があるのではないかというふうに現時点で私は考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。やはり子育て世代をですね、やはり取り込むということは、やはり重要だと考えております。

先程町長が言われました、結婚からですね、ずっと成育まで、成育されている中に補助をしていくというような考え方で、熊本市あたりもそのようなですね、流れになっております。恐らく全国的にですね、そのような流れになっていくんじゃないかと思えますけれども、なかなか大変なですね、時代になってきておりますが、やはり私は消滅可能性自治体の、これはやはり、私は考えてみますと、みんな頑張れというような、言えるじゃないですけど、やはり応援をしてくれるんじゃないかと思っております。やはり、先程言いましたように、10年前より苓北町も良くなってる。やはりほかの自治体も良くなってる、また10年後はですね、今、山崎町長はじめ、役場の皆さんが一生懸命ですね、少子化、高齢化、人口減少に対して頑張って、庁内一丸となってですね、頑張っておられます。そういった結果がですね、また10年後には見られるようにですね、脱却というような形でいけるようにですね、頑張っていただければと思います。

次に、義務教育に対するですね、1つの教育に対する回答を得ました。町長は単純に小学校を統合するだけでなく、子どもたちのより良い成長に向けた統合を考えていくべきではないかと考えているということで、また仮に学校教育審議会の答申で義務教育学校の方向性が示された場合は、その理念や目的を理解した上で、設置者として判断したいと考えております、という答えをもらいました。

全国でもですね、200数校、県内でも数少ない制度であります。今後、小規模校

では増えていく、その方向に向かっていくだろうという、教育者の方に聞きますと、そのような答えが返ってきます。ぜひそのような方向に進めてもらえたらと思います。そこで、通告はしておりませんが、途中でございますので、教育長に質問してよろしいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 関連としての質問ですか。関連であれば、許可します。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。

大変教育長には失礼ですけれども、昨日の倉田議員の答弁を聞いていて、本当に頭の下がる思いです。子どもたちのためにいろんな角度からですね、考えていただいていることに感謝をいたします。

そこで1点だけお尋ねいたします。答申がですね、大体9月までと聞いておりますけれども、計画どおり進んでいくのか、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） それでは只今のご質問にお答えしたいと思います。スケジュール的には本当に厳しゅうございます。多くの方々のご理解を得ることによってしか詰めてはいけませんけれども、できるだけたくさんの方にご理解いただくような形で、苓北の子どもたちの未来へ向かっての教育の創造という、そういう立場で進めていければというふうに考えております。

ですから、9月、なんとかまとめていくという方向で現在考えております。そうすることによって、今まで以上に苓北の子どもたちの素晴らしさをアピール、そして苓北の教育の素晴らしさをアピールすることができるのではないかなというふうに考えておりますので、今後ともご協力よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） この問題につきましてありがとうございます。この問題につきましては、もう決まりましたら、やはりスピード感を持ってですね、進めていただきたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） いずれにしましてもですね、学校教育審議会の状況を見ながらですね、私どもも判断をしていきたいと思っております。年々ですね、子どもたちの数が減っております。そういった部分を考えると、ある程度の、いつ頃までっていう目途がですね、立てるべきだというふうに私も考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 1点目の質問は終わります。

2点目の林業施策についてですね。補助率のアップ、増額ですね、補助額の増額は町単独では困難なので、市町連絡協議会において連携・協議しながら対応を検討してい

くということですので、ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 回答でも述べましたように、天草市等の状況もありますので、そういった部分の中でお互い会議の中で協議をしながら、対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） これはよろしくお願いいたします。

今ですね、森林が非常にですね、皆さん手入れとか何とかに困っておられます。結局そういった中で全国的にですね、全国的に2町、2つの町ですかね、自治体を買って管理をするというふうなことがありますけれども、苓北町はですね、買ってもらいたいか、町に寄附したいとか、そういったことはあっておりますか、おりませんか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 以前の情報ではそういった情報は寄せられておったかと思えます。また、特に金井の森っていう部分につきましては、町に寄附をしていただきながら完了したこともございました。

今後につきましては、先程町長答弁がありましたとおりですね、こういった森林経営管理制度という制度もございますので、そういった部分につきまして、森林所有者のアンケート等を通じながらですね、状況把握に努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） なかったら結構です。そういった形の中で森林の、大変でしょうけど整備をですね、進めていっていただければと思います。センダンプロジェクトについてですけども、やっぱり農地の荒廃が、やはり山地のですね、中山間地にはやっぱり進んでおります。その荒廃防止になりますので、やはり今、地域計画を立てておられますけど、やっぱり山間部に行ったときは、こういった事業がありますよというようなことを詳しくですね、説明をして、そしてやっぱそういった取り組みをしていただくようなですね、形をとっていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程町長の答弁をいたしましたとおり、センダンの木の研究会のほうで研究をされている、熊本県の指導林家が苓北町にはいらっしゃいますので、そういう方を中心にですね、そういった地域のセンダン普及について努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 中山間地ですね、地域計画の中には、そういったものをですね、含めて説明をしていただいて、ぜひ荒廃地がですね、少なくなるように進めていただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで田崎稔君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 8番議員、錦戸俊春です。

先に通告しておりました2項目について質問をさせていただきます。

まず始めに、相続登記の義務化について質問をいたします。

不動産の相続に際して必要な手続きの1つに、相続登記があるというのは言うまでもありません。これまでは相続登記を行わなくても罰則がなかったため、多くの方が手続きをせずにも問題はありませんでした。これまで相続登記は任意でしたが、民法及び不動産登記法が改正され、相続人は不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続することが2024年4月1日より義務化されました。その背景には、「所有者不明の土地」の問題が深く関わっており、所有者不明の土地が増加する問題に直面しているようです。不動産の所有者は通常、「不動産登記簿」を通じて確認されますが、様々な理由で登記簿の情報が更新されず、所有者が不明のまま放置される土地が増えている。実際、日本国土で所有者不明の土地は約410万ヘクタールまで上り、これは九州の土地面積を上回る規模とされているようです。この問題の主な原因は、相続登記が任意であることとされています。国土交通省の平成30年版土地白書によりますと、所有者不明土地の発生元の約66.7%が相続登記がされていないこと、約32.4%が、住所変更登記がなされていないことによるものとされており。所有者不明の土地が増えることで、公共事業や民間の事業計画及び国や自治体が災害対策などを計画しても進めることができない。同様に、空き家や未使用地を活用しようとしても、所有者不明で進めることが困難である。所有者不明土地の問題は、土地の有効活用を妨げ、経済発展に悪影響を及ぼしている。これらの問題を解決するために、相続登記の義務化が進められています。

相続による不動産取得後に、1番目、3年以内に登記を行わなければ10万以下の過料の対象となるということ。2番目に、住所変更した場合でも義務化されるため、2年以上未登記の場合は5万以下の過料が課される。3番目に、法改正以前の不動産も義務化され、早期対処することとされており。このようなことから、①町民に周知し、町民に過料が課され、不利益を与えないような指導をするべきではないでしょうか。②荅北町に、公共工事で購入した不動産の未登記はあるのか。あるならば何筆ぐらいあるのでしょうか。③不動産変更登記ができない要因はどこにあるのでしょうか。法改正以

前の不動産も義務化されているので、早期に対応し、所有者変更登記が必要と思います。
④危険家屋と判断される家屋はないのか。あるとすれば、何棟ぐらいあるのでしょうか。
⑤近隣の住宅地等に迷惑のかかる管理放棄地はないのでしょうか。

安心安全な環境整備のために、また、個々及び近隣のトラブルがないように、早期な対応が必要と思います。今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、苓北町堆肥センターの公営企業会計経理処理について質問をいたします。

苓北町堆肥センターの運営については、令和5年6月議会において一般質問をいたしました。運営については、今さら言うまでもありませんが、平成13年8月より、牛糞、下水道汚泥を資源として位置づけ、堆肥センターで優秀な堆肥を生産、農地に還元し、安心安全な農作物を作ることで、循環型社会の構築、苓北町の有機農業経営を目指され、運営されておられることは言うまでもありません。農業振興のためには絶対に必要な施設であると思います。私が心配するのは、毎年約2,000万程度の赤字経営になっているということです。

今年度、堆肥センターには多額な資金が投入され、施設の大規模な改修がなされます。これを機に、経営内容の把握、経営の分析ができるように、公営企業会計処理ができないかと思っているところでございます。いかがでしょうか。一般会計は支出の規制を重視していることに対して、公営企業会計は単に支出を規制するだけでなく、予算における弾力性、自主性が加味されており、企業の効率的な運営を重視されております。公営企業会計処理導入することで、財務諸表が作成され、経営内容が見えてきます。経営分析を図り、色々と改善も図られるものと思います。

例えば、経営（運営）の改善点はないのかどうか。まだできないかですね。生産向上への取り組みと販売単価、収支バランスについて。次に経費削減はできないか。業務の改善の必要はないのか。勤務改善の必要はないのか。など、諸々の検討・協議・改善ができるものと思います。一般会計での運営であり、二重の会計処理になると思いますが、経営改善を図るためにできないかお伺いをいたします。再質問については自席のほうでさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員のご質問に答えさせていただきます。

1項目目の相続登記の義務化に関連し、5点の質問をいただきました。

まず1点目の町民に対して周知し、過料が課されたり、不利益が生じないように指導すべきではないかとのことのご質問についてであります。

議員ご指摘のとおり、不動産登記法並びに民法の一部改正に伴い、相続によって不動産の所有権を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義

務づけられました。また、正当な理由がないのに、その申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象になるとされております。この相続登記の義務化の施行日は令和6年4月1日ですが、施行日より前に開始した相続によって不動産を取得した場合であっても、相続登記をしていない場合には、相続登記の申請義務対象となり、令和9年3月31日まで（不動産を相続で取得したことを知った日が令和6年4月以降の場合はその日から3年以内）に相続登記をしていただく必要がございます。

荅北町におきましては、これまでも熊本地方法務局、熊本県司法書士会天草支部及び熊本県行政書士会から、遺言状作成や相続登記の相談会などについて周知依頼を受け、町広報誌を通じて町民の皆様へお知らせをまいりました。義務化が始まる前、前年度の令和5年度におきましては、熊本地方法務局より、周知用のチラシが配布をされましたので、令和5年度の固定資産税現年課税通知書発送時に同封し、周知を行ったところであります。また現在、税務住民課窓口におきまして、死亡届以後の各種手続きや申請の機会に来庁されたご親族の方へ、「相続登記が義務化される件」について、職員から直接お伝えをしている現状であります。

今回、4月1日の施行にあわせ、熊本地方法務局より改めて周知用のチラシが配布されておきまして、荅北町といたしましても、町民の皆様確実に知らせする必要がありますと考え、令和6年度の固定資産税現年課税通知書発送時、6月の10日を予定しておりますけれども、6月10日に同封することとしております。また、発送後においても様々なお問い合わせがあるものと考えますので、これまでの窓口でのお知らせに加え、個別のお尋ねや相談につきましても、十分ご理解いただけるよう努めてまいります。また、今後も法務局や関係機関と協力し、周知や啓発の機会を設けていきたいと考えております。

なお、固定資産税の課税におきまして、課税通知書がお届けできない所有者（公示送達による不明所有者扱い）は昨年度2件ございました。

次に2点目の「公共工事で購入した不動産の未登記はあるのか。あるなら何筆あるのか」とのご質問についてでありました。

荅北町の公共工事分につきましては、土地について未登記物件がございまして、筆数は、令和6年5月末現在で、366筆となっております。

次に3点目の「所有者変更登記ができない要因は何か」とのご質問でありました。

主な要因といたしましては「土地の名義人が死亡し、その後の相続ができていない」「抵当権や地役権が設定されている」など複数ございますが、割合としては相続登記がなされていないケースが多く、筆数は209筆となっております。また、未登記物件のおよそ6割を占めております。また、平成17年の不動産登記法改正によりまして、残地求積が原則禁止となり、分筆前の土地全体を測量・求積することになったことで、分筆に

かかる費用が大幅に増大したことも、未登記物件解消の1つの障壁になっていると考えております。

次に4点目の「危険家屋と判断された家屋はないのか。あるとすれば何棟あるのか」とのご質問についてであります。まず、危険家屋に対する、町の取り組み状況をご報告させていただきますと、現在の令和6年4月1日現在の危険家屋の戸数は38戸で、そのうち家屋所有者又は管理者が分かっていない戸数が1戸あります。町では、38戸の危険家屋所有者・管理者の方に対し、「倒壊や健康被害の誘発、景観悪化など、周辺環境に大きな影響を及ぼさないよう、適切な管理」を行っていただくことと、危険家屋解体に向けた「危険家屋等解体支援補助金制度」活用についての通知を、令和6年3月28日付けで発送し、周知を行っているところでもあります。

最後に5点目の「近隣の住宅地などに迷惑のかかる管理放棄地はないのか」とのご質問についてであります。この件につきましては、現時点で管理放棄地に関する通報等はあっておりません。

次に2項目目の「苓北町堆肥センターの公営企業会計事務処理について」のご質問についてでございます。

公営企業会計の特徴と適用の主なメリットとして、発生主義を導入することによりまして、民間企業と同様の精度の高い財務諸表、貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳などを作成することによりまして、公営企業の経営資産等を正確に把握でき、より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上などや、適切な料金算定、経営の透明化が向上し、住民ガバナンスの向上が期待をされます。国ではご承知のとおり3万人以下の公共団体等に対して、公営企業法の各団体の判断でできる任意適用である、簡易水道及び下水道を重点事業として、令和元年から令和5年度にかけ、拡大集中取り組み期間を設けて、公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業適用債を措置し、その元利償還金に対して、交付税措置などの多くの支援を実施をされましたが、苓北町においてもこれによって本年の4月から水道・下水道事業においては、公営企業としてスタートしたところであります。

公営企業化につきましては、これまでの状況も見てみますと、大きな労力と予算が必要となりますので、まずは限られた職員体制の中で、昨日のご質問にもありましたけれども、堆肥センターの機械の更新をしっかりと実施し、牛糞等の原材料の確保と、販売先の拡大を優先して進めながら、堆肥センターの運営健全化に努めてまいります。

なお、時期を見ながら、まずは一般会計の中で、別途複式帳簿の記帳から始めていくことも必要であろうと思っておりますし、このことによって、経営状況の分析等も行うことができますので、こういったところから始めていければというふうに考えているところであります。

以上、錦戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） まず3年以内に登記を行わなければ、10万以下の過料の対象となる。また、住所変更をした場合でも、義務化されて2年以上未登記の場合は、5万以下の過料とされるとされていますので、今現在も指導もされておりますけれども、今後もやはり機会あるごとに町民に知らせるといふ、町民が知らなかったということがないように、やはり今後も周知していただければと思っているところでございます。

それと、土地の、いわゆる町の公共工事等で購入された土地の未登記物件が、令和6年の5月末で366筆あるとのことですが、内容はどのようなになっているのでしょうか。例えば道路用地とか雑種地、それに宅地とかいろいろありますけれど。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 公共用の工事です、購入してそのまま登記ができていない、この未登記物件につきましては、先程相続がですね、相手方の方の、もともとの所有者の方が亡くなられて、その後の相続ができていないというのが多いということはお話をしたんですけど、中身が道路であるとかですね、その辺は一応ほとんどというか、数的には道路、町道ですとか林道が多くありまして、約300筆、もう366筆のうち、約300筆はですね、林道、町道となっております、その他では河川ですとか。それから寄附をいただいた分の土地ができていない住宅用地。数は少ないですけど、その辺りも内容としてはございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） これはやはり早急に登記をする必要があると思いますけどですね。それと所有者の変更登記ができない要因として、土地の名義人が死亡し、その後できてないということですが、今回の不動産登記法が改正されて、登記が可能になってくると思うんですよね。やはりこの指導していく中で。そしてまた、年数も一応制限されて、その内に登記をしなければ過料が課されるということですので、やはりそういうふうな指導もどんどんされていって、やはり今後進めていく、ぜひ進めていかなければならないと思いますけれども、そこら辺はどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） このたびの相続のですね、相続登記の義務化が施行されたことによりまして、相続がぜひこう進んでいくことをですね、私たちもちろん町としてのやるべき周知啓発をしながらですね、相続未登記の分の解消に繋がっていくように思っているんですけど、先程ちょっと答弁の中にもありましたように、この法改正による中身をですね、住民の方々に周知を徹底していきながら、それによって相続登記が進んでいきますと、この町の分のですね、未登記物件が処理できるという方向に働い

てくると思いますので、町長答弁にありましたこの分筆の登記の費用もですね、町の予算の中に確保しながら、それを合わせたところで解消を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 私はいわゆる町民だけじゃなくて、その相続を受けられる方は町外にもおられると思うんですよね。やはりそういうふうな方々にもこの制度というのを改正されたというのをご存じならば、すぐいわゆるその相続の相談にも乗っていただけるでしょうけども、やはり知らなかったならばそのまま放置される可能性が、町内の方は町の方からですね、そういうふうに周知していただければご理解はしていただけるんじゃないかなと思いますけれども、やはり町外の方々にも話をさせていただいて、ぜひ所有者、相続権者の方々もですね、その対応していただくような進め方でしていただければ、より良く進むんじゃないかなと思います。

それと抵当権の話がちょっと答弁の中でありましたけれども、抵当権や地役権が設定されているということですが、それは早急に解除して、抵当権や地役権の権利の抹消する必要があるんじゃないかなと思いますけれども、もしこれがですね、行使された場合、抵当権のですね、そうしたときに町には大きな弊害が出てくるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺はどのように現在なっているのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） この未登記物件のですね、366筆の今管理を、その土地を管理をされている方を、ちょっとまだ不明な部分もあるんですが、それを現在の管理者をしっかりと調べまして、土木管理課の方でですね、一度お手紙を差し上げようかなというふうな、ちょっと計画というか、ちょっと考えがありまして、その中で、相続の登記の義務化されたことのお知らせもそれに同封したいと考えておりますし、抵当権・地役権についてのその後もですね、お尋ねしながら、現状所有者の方、管理されている方の土地、本来町の土地に変えるべきその土地がどんな状況であるのかのですね、その辺のお尋ねを含めて、ちょっとお手紙というか文書を差し上げたいというふうに考えているところであるんですけど、その中で今おっしゃいました抵当権・地役権の問題もですね、含めてちょっと処理を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） この抵当権は、これ相当かなり昔のっていうことで理解してよかですかね。新しいのであればですね、やはり早急な対応が必要と思うとですよ。そうするとこれは相続登記がなされていない物件の分の設定なのではないでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 具体的にはですね、この抵当権・地役権が設定されて

いる筆っていうのが、366筆のうちの43筆あるんですけども、それは私たちが調べている中では、未相続の分とはまた別の数として把握をしているところではあります。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 未相続がというと、現在もその所有権者が決定されている方ということですかね。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○8番（錦戸俊春君） すいません。決定されているというのは、その方に移っている土地ということですかね。

○土木管理課長（松井徹也君） 一応私たち今この手元の調べた資料の中ではそういう形になってますけども、もしかしたらおっしゃるように、ちょっとダブってる場合もあり得るかと思えますんで、もう一度、土木管理課のほうでですね、詳細な調査をかけたというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） この抵当権とか地役権はですね、早く処理しとかんと。昔のとです、ずっと以前のことで、もう既に終わってるということであれば問題ないと思いますけれども、抵当権だからですね。根抵当だったらまた大変ですけども、やはり新しい分で、現在その抵当権設定の分がですよ、抵当権者がまだ有効な形で残ってるならば早く解決せんと、やはり大変なことになると思うんですよ。それは早急にしていただければと思いますけれども。それと未登記が366筆で、相続登記がなされてないのが209筆とのことですけれども、これの要因はやはり、相続がなかなか話が進まないということで、それで理解しとってよかつちゅうことですかね。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） ちょっと個別にいろんなケースがあるかと思えますけれども、やはり子どもさんからお孫さんとなっていってですね、相続人が多数に渡ったようなケースもあると思えますし、あとは相続権があられる方同士のお話し合いがですね、ちょっとまとまらないとか、個別にいろんなケースがあると考えております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 相続になればなかなか難しかですもんね、正直言って。できるだけ早く解決ができるようにですね、大変でしょうけどもお願いをいたします。

それから答弁の中で「平成17年度の不動産登記改正により、分筆前の土地全体の測量求積となったことで、分筆にかかる費用が大幅に増大したことで未登記物件解消の1つの障壁となっていると考えております」とありますが、土地の一部を公共用地として利用されているのでしょうか。分筆の必要はないのでしょうか、ということですけど。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 道路に関しますとですね、大きな1筆があって、その中を道路が通っている状態であり、最初がですね。それを本来であれば早急にどうか、工事とあわせてその道の部分を道なりに分筆して、残地は個人の所有者、もとの所有者の方のままで、道路の部分は町が購入をして登記も町に変えるという形が本来の姿なんですけども、分筆登記が進んでない分もございましてですね。それは今町長答弁にもありました、費用がちょっと17年から大きく増大して、具体的には筆のそれぞれの大きさ・面積で違いますので一概には言えないんですけども、ここ2、3年のですね、処理をした経費を単純に平均すると、1筆あたり100万円。1筆を、道の部分を分筆するのが100万円ほどかかるという現状でございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 一応全筆面積を計算して、そして分筆する分だけ計算せないかんから大変と思うとですよ。ただその場合に、その土地のですね、税金関係、いわゆる課税は、どのような形で課税されてるんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今申しあげましたように、分筆登記ができてなくて、もちろん所有者も、もともとの購入したときの所有者の名義、もしくはですね、世代が変わってる、相続されてれば別ですけども、個人の方の名義になっているわけなんですけども、一応工事をした直後にはですね、課税の面積を台帳の面積で、町が購入した部分の面積を減らした形で、税務住民課の方のですね、課税対象面積は、実際工事で購入させていただいた土地の面積を減じた形で課税をしております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） いわゆる公簿の面積にしなくて、いわゆる言うならば、任意の面積という形になるわけですよ。その課税の方法はそれでいいんですかね、任意で。もうこれだけ分筆したから、任意でこの面積が確定されたから、それで課税しますということではよろしいんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今の質問にお答えいたします。事業課が公共用地のために取得した用地分の非課税の取扱いについては、土木管理課長が説明をいたしたとおりです。その具体的な手続きといたしましては、事業課が年度単位、もしくはその事業単位で出てまいりました物件の相当面積を、許可不要転用届という形の書面にまとめまして、課税の対象である税務住民課の方に送ってまいります。これをもとに、公簿の面積から、工事対象の面積を減じた現況面積に応じて課税をさせていただいているという対策をとっております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） それでできるということですかですね。はい、分かりました。いや、ちょっとその心配したもんだけですね。

それでは危険家屋の38戸ということですがけれども、近隣のトラブルがないということで一応理解をしてよろしいですね。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 区長さん等からですね、町のほうにもご連絡がありまして、それも含めて、通知等、電話等でですね、差し上げておりますけれども、係争関係になるようなトラブルというところまでは至っておりません。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） なければいいですけども、今回の不動産登記法によって相続登記がなされ、所有者が確定するので、この管理者ではなく、一応早く相続を確定していただいて、管理者というよりもこの相続権者に周知してですね、やはりもしトラブルが出たならば、やっぱり今度の不動産登記法が変わりましたということで、早く登記をして、そしてトラブルがないようにですね、ずっと今後も周知をしていただければと思っていますところでは。

それと管理放棄地、不動産の管理放棄地はないということですので、今後もないように願っておりますが、今後もし迷惑のかかるようなことが発生したならば、これについてもやはりトラブルがないように指導方をお願いをいたしたいと思っていますところでは。

次に堆肥センターについてでございますけれども、この堆肥センターの経営についてはですね、私は公営企業に値するものではないかなと思っていますところでは。そういうことでちょっと質問をさせていただいたところでは。そしてまた上下水道が公営企業の方にですね、形態が変わりましたので、あわせて今回にですね、この機にそういうふうな事務処理ができればなと思って質問をさせていただいたところではございます。公営企業会計することで財務諸表が作成され、経営分析が図られると思います。先程も言いましたけれども、経営・運営の改善はできないか。これについてはですね、全体的に人事、業務内容、業務の流れなどの分析することで、内容が見えてくると思います。また収入増への取り組みなども見えてくるのではないかと考えているところではございます。時と場合においてはやはり堆肥の搬入の経費あたりも、畜産振興費などでのですね、算入、下水道汚泥の処理ですね、処理費あたりについてもやはり、算入などのいわゆる収入としての考え方もしてみたらどうかと。いわゆるその、取るということじゃなくて、独自に経理を立ち上げて、堆肥センターの経理をですね、そしてそこに数字的に、搬入する経費はいくらぐらいかかるから収入がいくらぐらいになりますよ、というような、そういうふうな計算でもいいと思うところでは。これ一般会計で全部処理をされるわけですから、独自の会計処理でしていくと、堆肥センターの中の運営の内容が全て見えてくると

思うとですよ。そういうようなことでの考え方ができないかと思っているところでもございます。

また生産向上への取り組みと販売単価収支バランスについてですけれども、これもやはり原材料の確保、販売拡大、有機農業への取り組み、これは当初の目的でもあります。が、苓北町の有機農業経営を目指され、運営されてこられました。大量に生産し、有機農業をもって取り組むべきだと思っているところでもございます。そういうふうなものも全てこう見えてくると思うとですよ、数字的にですね。経費削減についてでございますけれども、経費削減の取り組みについて、これは職員を含めての検討でございますけれども、やはり費用対効果について、いわゆるその運営していく中で費用は当然かかるわけですけれども、その費用対効果がですね、はたして今のままの経営、また、経費を使ったのに、費用対効果がどれだけあるのかというのもやはり分析ができると思うわけですよ。

それと業務の改善の必要はないかという。これはやはり仕事量、業務のやはり職員さんの仕事の量、それと堆肥センター全体の仕事量ですね。それと業務の流れあたりも分析をして、そして、改善ができるのではないかともし思っているところでもございます。それと勤務改善の必要はないかということですが、これはですね、人員の配置、先程言いましたけれども個々の業務の分析、仕事量、仕事の流れなど、もろもろの分析ができて、検討・協議・改善ができないかと思っているところでもございますけれども、いかがでしょうか、したっちゃちよつとあれです、答えが、でしようけども、こういうのが数字的に私は見えてくると思うとですよ。ですから、複式簿記で一応経営を分析されてみたらどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 堆肥センターの運営についてはですね、これまでもいろいろ議会の中でもご議論をいただいております、なかなかこの赤字の縮小をですね、図るとするのは難しい状況ではございます。そういった中でも今回、機械の更新をやって新たに販路の拡大等も含めて、そういった部分を有機農業に繋げていきたいということでもありますので、まずはそういった体制整備をしっかりとしながら、その中でやはり経営改善が必要でございますので、時期を見ながらまずは、そういった会計帳簿等もですね、複式帳簿等も記帳もしながら、経営状況の分析、把握をして改善に繋げていければというふうに思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 今言われましたけれども、答弁にもですね、時期を見ながら一般会計の中で別途複式帳簿の記帳から始めていく必要があると考えておりますと、こうありました。私が言いたかったのはですね、難しく考えるのではなくてですよ。先程も

言いましたように、堆肥センターは一般会計での運営であります。二重の会計処理になると思いますが、経営改善を図るためにも、ぜひ別途にですね、堆肥センターの独自の会計処理、企業会計方式、いわゆる複式簿記会計で処理したらどうかと思っておるところでございます。先程くどいようでございますけれども、数字から見たよりよい具体的な業務分析ができれば、よりよい経営改善に取り組まれるのではないかと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで錦戸俊春君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時5分まで休憩といたします。

-----○-----
休憩 午後 12時5分
再開 午後 1時5分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ではありますが、皆さんお揃いですので休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

ここで執行部から、明日審議を行います報告第2号、令和5年度苓北町繰越明許費繰越計算書の報告に係る繰越工事位置図の提出がっております。皆様方に配付しておりますので、事前に目を通していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは一般質問を再開いたします。

通告9番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） こんにちは。第3回苓北町議会定例会一般質問、通告9番、5番議員、浜口雅英です。

質問の相手は町長、質問形式は一問一答。

質問事項1、安心して住めるまちづくり。

質問要旨（1）人口減少への対応と検証。

人口の推移に対して、今日のような結果になることを誰が想定したでしょう。ここで、世界人口の状況を見れば、フリー百科事典ウィキペディアによれば、世界人口とは世界において生存している人の数で、国際連合の推計では、2022年11月に80億人に達したとされています。ただ、地球上の一部の区域では、人口を正確に把握できていない政府も多く、世界人口は国際機関や各国政府、大学などの研究者の推定による部分が大きいので、数値の把握には注意を払う必要があるとのこと。

人類の進化の歴史において、人類の総数は疫病等により一時的減少はあったものの、21世紀初頭まで総じて増加してきており、国際連合や米国ワシントン大学等の推定によると、西暦元年頃は3億人、1500年頃は5億人とされています。食料生産技術や

医学、公衆衛生の発達が遅れていた時代は、餓死や病死も多く、人口増加ペースは緩やかだったようです。18世紀の産業革命以降に世界人口の増加ペースが速くなり、20世紀には、人口爆発と呼ばれる史上最大の人口増加を経験し、国連の推定では、1900年におよそ16億人だった世界人口は1950年におよそ25億人となり、1998年には約60億人にまで急増しています。

今後の世界人口の予測は非常に困難であり、出生率の変化等によって変動も大きいため、国際連合の予測も断続的に修正され、2年おきに発表されている世界人口推計の2019年版では、2030年に85億人、2050年に97億人、2100年には約109億人でピークに達するとの予測がされています。ただ近年、先進国、発展途上国においても、出生率の低下が急速に進行しており、世界全体の人口減少は早く訪れるという予測が出始めています。

このような中で、国立社会保障人口問題研究所、社人研は2050年の将来推計人口を公表しました。これによれば、熊本県全体では2020年の173万8,301人から22%減少し、135万人と推計されており、県内45市町村のうち41市町村は人口減少を予測され、苓北町は減少率の高い方から7番目に表示され、2020年7,114人が、2050年には3,537人に減少する見込みとされています。

本町の令和6年4月末の現状は、3,039世帯6,321人が住民登録されております。2020年から2024年までの4年間で、7,114人から6,321人、793人も減少し、単年では198.25人＝199人が減少していることになろうかと思えます。この値を30年間に換算すると、199人×30年では5,970人で、2020年の基準値7,114人と比較すれば、1,144人が推計より多く減少することになります。この数値は、外国人を含まない令和5年12月の坂瀬川地区の住民登録者数に類似するものです。数値の移動を単純に比較すればこのようになりますが、数値で比較することができないのが行政執行上の実務ではないでしょうか。つまり、やりようによってはこの算式とは逆の結果、人口減を食い止めることも可能でしょう。本町の人口減少の最大の要因は、出生数の減少と働き場のない若い世代の人口流出が大きいのではないのでしょうか。

このようなことから、人口減少を防ぐ手立てとして、1つには、出生数と出生率の挽回、そして子育て環境の改善も解決策の1つではないでしょうか。そのために保護者の負担を軽減するために、児童生徒の学校給食費の無償化を直ちに実施することです。このことによって物価高騰の中で子育てに励んでおられるご家族のお手伝いが可能になります。

他にも、児童生徒数が減少したとはいえ、この児童生徒数減少に関係なく、登下校時の通学路の安全は絶対確保しなければなりません。白線が消えかかっている横断歩道や、

本来児童が横断中に手に持って通行車両の注意を喚起するためと思われる、横断中と表示された小旗などがありますが、この小旗はビニール製で丸く筒状になり、旗としての機能を果たしておりません。また、登校後の学校生活を営む上で、校舎横の河川へ容易に出入りできる通路、学校敷地横の未整備水路、高台にある校舎横の里道に何の安全柵も施されていません。などを本議会の中で問題提起しております。もちろん、通常の児童の行動を考慮すればこのことから問題は発生しないでしょう。しかし、行動を予測できないのが児童の特徴ではないでしょうか。問題が起こる前に何らかの手段を講じるべきです。

さらに、国道324号と県道44号の交差点から県道沿いに数百メートルの区間は、時速30キロメートルに速度制限されていますが、登校する児童のすぐ脇を明らかに規制速度を超えて通過する車が数台あります。加えて、原付車で通学する高校生にとって、県道44号の中通交差点から町道仏木坂線を経て本渡まで通学しておられると思いますが、この区間は大部分がセンターの白線は消えかかっています。管理者として現地を確認され、曲線部の多い本道路の安全走行のための環境改善に努めるべきではありませんか。なお、苓北町が管理する箇所を本渡寄りに抜けた、天草市が管理しなければならない区域も不十分です。

道路は身体に例えれば、血管の役割と同じだということを本議会の中で複数回発言し、町もこのことに異論はなさそうでした。とすれば、町道は4月1日現在387本、262キロメートルのようです。この膨大な量の町道が、私たち町民の安心した暮らしに大きく寄与しております。しかし、維持管理の現状には首をかしげざるを得ない状況が見て取れます。集落部では側溝の蓋鳴り、路面舗装の凹凸、山間部では路面への多数の転石が見られ、L型側溝等にたまっている土砂は、イノシシの格好のえさ場と化しています。適切な維持管理に努められ、私たち町民の安心した暮らしを守ってください。

町の産業の最大の原動力である若い世代の減少は、断じて避けなければならない事案です。若い世代の確保の施策として、1つはこれまでの議会のたびに提言しております学園都市構想を実現することですが、検討するという言葉を数回お聞きしましたが、それより前向きな言葉は聞くことができず、人口減少に対する町の施策の1つとして具体的かつ早急な取り組みを期待します。

ところで、本町の大きな企業の1つが撤退されてから数年が経過しております。撤退後広大な跡地が存在しています。撤退された企業の考えを尊重しながら、地域の中央に位置するこの広大な跡地の具体的な対応に取り組むべきです。

また、本町には数多くの福祉更生施設が事業を進めておられます。町政年報によれば15の施設が存在し、入所者、入居者、定員数、入所支援者、就労支援者、通所定員に分けられ、その数の合計は590人程度になるようです。当然これらの施設の就業者も

数百人に上ることが想像されます。少子高齢化の時代に直面している本町では、高齢化率も高まっており、令和5年12月末は44.8%にも上っています。高齢化が進む中で、このような福祉施設が同じ町内に数多く立地されておられることは、安心して老後を過ごすことが可能な、ありがたい状況があります。

ただ、報道によれば、全国的にはまれに入所者と施設職員のトラブルが報道されている場合があります。本町の施設ではこのようなことはないと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（2）生活環境の安寧と産業の振興。

最近、線状降水帯という言葉を目にします。線状降水帯とは、次々と発生する雨雲、積乱雲が数時間にわたってほぼ同じ場所を通過、または停滞することで、長さは50キロメートルから300キロメートル程度、幅は20キロメートルから50キロメートル程度の範囲で、線状に伸びる強い降水帯を作る現象のようです。我が国でも大規模な土砂崩れが複数発生しており、これらの原因の1つに線状降水帯現象が指摘されています。

ところで、令和6年5月8日の新聞に『国道389号で土砂崩れ、当面通行止め』という見出しが出ておりました。道路東側の崖が崩れ、全面通行止めとなっており、復旧の見通しは立っていない。町は、4月から断続的に続いた雨が原因とみている。との記事が掲載されていました。ただ、5月10日の新聞では、全面通行止めから片側交互通行に切り替わった旨の報道でした。土木技術資料によれば、近年の温暖化傾向とともに前線や台風による集中豪雨の多発が問題視されるようになり、大量の降雨が供給されれば、斜面崩壊による土砂流出、それに伴う土砂災害も懸念されると記されています。崖崩れが発生した場合には、地域住民の生活保全のために早急な復旧が必要です。

苓北町の西海岸、いや天草の西海岸一帯は、広範囲にわたって急峻で、そのような地形の中に、国道389号が主要幹線道路として敷設され、地域住民の動脈として重要な役割を担っています。この国道389号は、鹿児島、牛深、天草の循環路線としても、日本の世界遺産の1つである長崎と天草地方の潜伏キリシタン世界遺産として登録されており、その中心の崎津教会への重要なアクセスの1つです。

しかしこのうち、富岡港から天草拓心高校マリン校舎付近までの西海岸区域の国道324号の幅員は狭く、近年大型化が進んでいる観光バス等のスムーズな通行には難をきたしています。先日長崎市で開催されました長崎苓北会へ参加しましたが、この会場の中で、長崎市茂木港と富岡港間のフェリー就航の話題に花が咲いており、このルートが復活すれば、世界的に長崎と天草地方の潜伏キリシタン世界遺産の意義が深まり、あわせて九州天草苓北の観光振興、地域振興に大きく寄与することが可能です。

このようなことも含め、多様な面から国道324号と389号の早期の拡幅工事着手

を、国や県に強く求めるべきです。加えて、先程述べましたように、389号の道の東側法面も西側海岸側もともに急峻な地形に挟まれています。崖の高さも大きくて、一帯が広範囲にわたって土砂崩壊を起こしやすい花崗岩変成岩などで形成されています。現に当該地帯には、落石注意の看板とともに、全線にわたって法面に金網やコンクリート擁壁、コンクリート法面保護工等の施工がなされています。このことは、道路管理者である国、県が現場の状況を熟知しておられ、崩壊事故等の事前の防止対策の1つとして、道路利用者の安全確保のための施策であろうと考えます。

今後は、管理者である国、県に対して一帯全域の地質調査を満遍なく実施され、応急的な法面の金網防止柵でない、根本的な対策工事の実施を強く要望し、周辺住民や道路利用者の安全を確保すべきです。このような地勢の状況、そして国道324号と389号の位置づけなどから、これらの課題を解決し、上天草で止まっている観光客をこの苓北や天草西海岸区域に引き寄せ、併せて観光産業の振興を図り、消滅可能性自治体として懸念される昨今の状態から脱却すべきと考えますが、いかがでしょうか。

加えて、富岡には砂州と呼ばれる珍しい地形があります。ご存じのように日本三景の1つ、天橋立とそっくりの地形です。富岡の砂州は曲崎と呼ばれ、初夏にはハマジンチヨウの花の香りを求めて、多くの観光客が来町されます。しかし、この曲崎の管理道路の先端部分の護岸は崩壊したままです。せっかくの観光資源の1つでもあり、景観を阻害するだけでなく、貴重な自然海岸の状況を保ち、富岡東海岸の集落を守るためにも、保安林として指定されているこの曲崎の洗堀が進んでいるように見受けられます。早急な対応により、景観と国土保全に努め、観光振興を図るべきです。

質問要旨（3）一般廃棄物の処理。

この案件は、この結果はですね、契約の破棄するとかそういう話が新聞報道されていますが、これは24日の日に一般質問の原稿として提出しましたので、そのまま読み上げて一般質問とします。

国立環境研究所によれば、毎日の生活から出るゴミは一般廃棄物といわれ、そのうち80%は焼却され、全国では430万トンの焼却灰が発生しているとのこと。そして、このゴミの中にわずかに含まれる鉛やカドミウムなどといった重金属が焼却処理によって灰に濃縮され、その有機性の高さから灰の大半が最終処分場に埋め立てられているとも記されています。

我が国では、埋め立てるための箇所が限られていることから、一般廃棄物の埋め立て量は、焼却灰の発生量に加えて粗大ごみ等も含まれるため、ごみの削減が求められます。このようなことから、物を大切に長く使い、灰になる前のごみを減らす取り組みが大切です。

私たちは日常生活を営む上で、廃棄物の処理には万全の態勢が求められます。高度経

済成長期以降の交通網の整備や、最近の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用等、広域的なまちづくりや施策に対するニーズも高まってきています。さらに今日、市町村は少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに、広域化する行政課題への的確な対応も求められているのではないのでしょうか。また、市町村合併の進展などによって、基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいますが、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となります。広域的な取り組みを進める方法としては、複数の市町村が合体して、1つの市町村として取り組む市町村合併と、個々の市町村はそのまま連携調整して取り組む広域行政があることはご承知のとおりです。

天草広域連合は1999年7月に発足しました。この広域連合による苓北町議会に対する令和5年の全員協議会での説明で、広域連合によるごみ処理事業の概要は、上天草市、天草市、苓北町のいわゆる天草広域圏域では、年間3万5,000トンの一般廃棄物として排出されたごみが、本渡地区、松島地区清掃センターの2か所、そして牛深、西天草、御所浦のクリーンセンターの3か所、計5か所の施設で処理されているとのことです。しかし、運転開始から20年以上が経過しており、維持経費が増加傾向にあるとの説明もありました。このような経過を踏まえ、令和5年5月に新ごみ処理施設として368億5,000万円で落札者が決定したようです。町政年報による苓北町の一般廃棄物の処理量は、令和5年の可燃物は960トン、不燃物261トンになっており、苓北町の発生量は年間1,221トンにも達し、このほかにも町堆肥センターで資源循環型社会の構築として処理する生ごみ97トンが発生しており、牛糞と合わせて発酵させた堆肥が農業の振興に寄与しております。

このような廃棄物の処理状況ですが、今後の課題として、広域行政の中で取り組まなければならない事案であることは理解できますが、今回日常生活で排出されたごみの処置費としての368億5,000万円はあまりにも巨額ではないのでしょうか。この事業の概要について、再度、苓北町長としての考えをお示しください。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目、人口減少への対応と検証についての1点目の、子育て環境の改善策として保護者の負担を軽減するために、児童生徒の学校給食費の無償化を直ちに実施することにつきましては、浜口議員から本年3月議会でご質問があり、また昨日は、廣田議員からも学校給食費についてご質問がございました。

町内小中学校の学校給食費につきましては、令和6年度から、これまでの私会計方式を町の予算に位置づける公会計化へ移行したところでございます。令和6年度当初予算におきまして、学校給食法第11条第2項に規定する学校給食の保護者負担金として、小学校給食費1,549万9,000円、中学校給食費1,012万2,000円、その他給食費110万円の合計2,672万1,000円を教育費負担金に計上したところでございます。また、学校給食の賄材料費は、3,052万4,000円を計上してございまして、社会情勢の影響による食材価格の高騰が続く中で、給食の質や量を維持できるよう、児童生徒の給食費を据え置くこととして、不足する分380万3,000円は公費により対応することといたしております。

学校給食費の無償化につきましては、本年3月議会でも浜口議員の質問にお答えしたところでもありますが、本年度から保育料の完全無償化を始めとして、出会いから結婚、妊娠、出産、保育、教育、住まい対策まで、総合的な子育て支援対策を講じていくこととした結果、所要の一般財源が必要となっております。その上で、学校給食費の無償化にあたりましても、年間約3,000万円程度の一般財源が毎年必要となってまいりますので、今後における財源確保等の課題もございます。国の少子化対策の動向も踏まえながら、令和7年度以降において改めて状況を見ながら判断をさせていただければと思っております。

次に、2点目の児童生徒の通学路の安全確保につきましては、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会など、関係機関の連携体制を構築し、荅北町通学路交通安全プログラムを平成28年3月に策定しております。その後、毎年度5月までに各学校において、集団登校あるいは集団下校指導等において得た情報をもとに、危険箇所の点検を行い、点検結果をもとに改善要望書を作成し、教育委員会へ報告することになっております。その後6月から8月にかけて、改善要望書をもとに、先程申しました関係機関で合同点検を行い、随時、対策内容の改善・充実を図っているところであります。

次に、3点目の県道44号本渡荅北線及び荅北町・町道仏木坂線から天草市・市道にかけてのセンターラインについてであります。町道仏木坂線につきましては、令和6年度当初予算において区画線補修の予算を計上しており、今年度、カーブなどの危険度の高い箇所を選定し、約350メートル分の区画線を引き直すことにいたしております。また、今年度設置分以外については来年度以降、随時予算を確保し、設置を行ってまいります。なお、県道及び天草市の市道部分につきましては、管理者である熊本県及び天草市に早急な対応を求めてまいります。

次に、4点目の町管理道路につきましては、これまでも適正な維持管理に極力努めてきたところでありますが、今後も引き続き、道路パトロールの強化、維持管理予算の確

保などによりまして、より一層の適正管理を図ってまいります。

次に、5点目の若い世代の確保の施策として、学園都市構想を実現することにつきましては、県立学校では海洋関係の科目を有する天草拓心高校マリン校舎や、特別支援学校の苓北支援学校、大学研究施設では九州大学天草臨海実験所など多様な教育機関が苓北町に設置されていることから、町立小中学校を含めた児童生徒・学生・教職員の交流や地域との関わりをさらに促進したいと考えております。地域との関わりを通じて苓北町への愛着が深まり、若い世代の確保にも繋がっていくものと考えます。

また、本年度、令和6年度からは、天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業を創設し、地域や小中学校、大学との協働による教育の推進に関する事業にも取り組む計画でありまして、事業効果を検証しながら、さらによりよい方策を模索していきたいと考えております。

次に、6点目の企業跡地の具体的な対応についてですが、この土地の利活用につきましては、土地の所有者であります旭化成株式会社を昨年5月に訪問し、上席執行役員の方にご対応いただきまして、意見交換をさせていただきました。苓北町の人口減少、少子高齢化などの現状をお伝えするとともに、様々な分野の事業に取り組んでおられる旭化成株式会社において、雇用や地域振興につながる事業展開をお願いしたい旨お話をさせていただいたところであります。その時点では、役員の回答では太陽光発電所としての活用を計画しているとのことでした。その後の具体的な進捗については、まだお話はございませんが、浜口議員が言われるよう、企業のお考えを尊重しながらお願いを続けてまいります。

次に、7点目の苓北町の福祉施設において、施設入所者と施設職員のトラブルに関するご質問についてであります。町におきまして、町内にあります障がい者支援施設、介護施設に対しまして、改めて状況確認を行いましたところ、現在、施設利用者及び入所者と施設職員とのトラブルはないとのことでございます。また、各施設におかれましては、利用される皆様が安心して利用、生活できるよう、日頃から職員に対して職員研修やアンケート調査を実施しながら、施設内でのトラブルがないように、人権擁護に努めているとのことでした。

次に2項目目(2)の生活環境の安寧と産業の振興についてであります。まず富岡港から天草拓心高校マリン校舎付近までの国道のうち、幅員が狭い箇所につきましては、令和5年度から道路管理者である熊本県に対しまして、文書により改良工事の要望を行っております。今後も現場の状況、本路線の重要性及び道路拡幅の必要性を強く訴えながら、引き続き要望を行ってまいります。

また国道389号の年柄から萱の木にかけての法面につきましては、平成28年度末から熊本県により、全体的な法面調査が実施されており、その結果に基づき、平成29

年度から令和4年度にわたりまして対策工事が施工されております。しかしながら、このたびの法面崩壊を受けまして、熊本県に対し崩壊箇所の早期復旧はもちろんのこと、周辺の法面につきましても、再度安全度調査を実施していただくよう要望を行っているところでございます。

次に観光客を苓北や天草西海岸に引き寄せ、あわせて観光産業の振興を図り、消滅可能性自治体として懸念される昨今の状態から脱却すべきとの質問につきましては、昨年度、新たな観光コンテンツとして、富岡城に「富岡の股のぞき台」、富岡海域公園駐車場には「RVパーク スマート れいほく富岡海域公園」を整備し、さらなる観光客の誘客に努めているところでございます。昨日の行政報告でも報告させていただきましたが、「RVパーク スマート れいほく富岡海域公園」につきましては、全国172自治体が参加するシェアリングシティ推進協議会が主催する「第1回全国シェアリングシティ大賞」において、応募総数95件の中から特別賞を受賞いたしました。この受賞により、インターネット上では複数の記事掲載がなされ、宣伝効果にもつながっている状況であります。天草管内の他のRVパークとの連携を図ることにより、さらなる誘客が期待できると考えておりますので、推進をしまいたいと考えております。

また、今年度から天草市と連携した上で、熊本県の広域連携プロジェクト推進補助金を活用し、天草西海岸の観光周遊促進実証事業にも取り組むこととしております。事業内容としては、富岡港と下田温泉の2か所に各5台ずつ、計10台のE-BIKEと呼ばれる電動アシスト機能がついたマウンテンバイクを配置し、富岡城や国道389号沿いの夕陽スポット、下田温泉などを結びつけるための移動手段、天草に到着してからの2次交通としての実証事業を行う予定でございます。ターゲットとしては、長崎方面を中心に、キャンペーン及びプロモーションを展開する計画といたしております、更には、上天草市にございます、あまいちサイクリングクラブでコース設定を行っております「富岡周遊コース」や「天草西海岸サンセットコース」のPR・活用も計画しているところであります。

今後も市町の枠を超えて、天草地域全体の観光資源・スポットを結ぶ周遊コンテンツの造成を図り、観光客の更なる誘客に努めてまいります。

次に、曲崎の管理道路補修についてであります。本件につきましては、令和5年9月議会でも回答させていただいておりますが、本管理道路は、熊本県天草広域本部土木部の管理となっており、町から管理者である熊本県に対し、修繕工事の要望を行っているところであります。県は、現地調査を行い、管理道路修繕工事の必要性は認識されていると聞いておりますので、町といたしましては、早期の工事实施に向け、引き続き要望を重ねてまいります。

次に、3項目目の一般廃棄物の処理についてのご質問に答えさせていただきます。一

般廃棄物の処理につきましては、人口や所帯数の減少傾向にある中、全体的なごみの量も減少傾向にあります。しかし、資源ごみの推移につきましては、令和元年度から横ばいの状況にあります。家庭から出るごみを正しく分別して出すことは、「環境の保全」と「資源のリサイクル」につながることから、今後も町としましては、一般廃棄物処理対策推進委員の皆様を中心に、なお一層の連携を図りながら、ごみの減量化、資源化率の向上に取り組んでまいります。

次に、新ごみ処理施設につきましては、新聞報道等により既にご承知のこととは存じます。本日、議会後の全員協議会で改めて報告をさせていただくことしておりますが、かねてより進めておりました、天草広域連合新ごみ処理施設運営事業に伴う新ごみ処理施設を受注した川崎技研グループとの契約を入札そのものを無効とせざるを得ないと判断し、5月25日に正副連合長会議において、解消する方針を決めました。そして、天草広域連合長名で5月27日付けで、契約の相手方に対し、「契約の解消について」通知を送付したところであり、今後の対応を含めまして、詳細につきましては、この後の全員協議会で改めてご説明をさせていただきます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 質問要旨3番の一般廃棄物の処理についてですが、本件は結果的に契約解消ということになっていくようですが、私は契約された処置費368億5,000万円は、焼却灰の有効活用にどのくらいの費用がかかったのかなど、巨額な金額がですね、この事業の場合どのような形で分けられているのか、事業の概要をお尋ねしたものです。回答はこの後全員協議会で説明するということですが、現在年4回の定例会において町長の一般質問としてお尋ねしたのに、この本会議では説明できないが、町の見解を示すことなく、後の全員協議会で説明するということですが、これはどういう見解なんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 質問の状況がですね、私全体的な動きだと捉えておりましたので、368億5,000万円の事業の概要という中身の問題だということを今お聞きしましたので、ここでお答えいたします。

368億5,000万円ということなんですが、これにつきましては、建設費と20年間にわたる運營業務委託、この数値が含まれております。この合計額でございます。その中で、当初川崎技研グループと結んでおりました、まず建設工事の請負契約額、これが159億5,000万円でございます。次に、20年間の運營業務委託の契約、これが150億3,807万4,810円でございます。そのほかに、20年間の中で、先程浜口議員からおっしゃいましたけども、最終的な処分等が発生しますので、その分の

それぞれの業務委託が増えてまいります。まず、最終生成物等の運搬業務委託、これがトンあたり1万7,500円。同じく、最終生成物等運搬業務の委託、これは処分のごみの内容によって違います。この分がトンあたり7,400円。同じく最終生成物等運搬業務委託。トンあたり9,000円。この3つが運搬業務委託それぞれの種類に応じた、トンあたりの契約額になっております。それから、今回いろいろ問題がありました焼却灰等の資源化業務委託、これがトンあたり6万6,000円。それから最後に、それでも残った不燃残渣等の処分業務委託、これがトンあたり6万円。いずれも税別でございます。これの20年間の数量を総数で勘案した部分が、先程浜口議員がおっしゃった、総額で368億5,000万円あまりの事業費になるということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 当初からですね、そのような形で回答いただければと思いましたが、当初の回答ではこういうことがありませんでしたので、私は町民の代表である議会の町民代表として、議会の1人として、町の執行部に対しての質問をしたわけですので、それを避けて、次の全員協議会で説明するからというような言葉はですね、まったくこれは住民無視だということだと思いますので、今後十分注意してほしいと思います。

それから1番目の人口減少への対応と検証についてですが、学校給食の無償化についてですね。学校給食の無償化イコール人口減少防止策であると確信はできませんが、国は人口減少予測の具体的な数値を、消滅可能性自治体名を示し、苓北町もその中に入っている。言い換えれば苓北町の将来に向けて、首に刃を付けられた状態ではないでしょうか。そういう状態に置かれていることを認識しておられますか。来年とか再来年とかの取り組みは駄目です。今、具体的な事案に具体的かつ早急に取り組まなければ、数年後、関係者の皆さんの後悔される姿が目に見えます。一番後悔されるのは、町長さんではないでしょうか。人口減少は待たなしで進んでいる状況にあります。これでも考えを変えるという気持ちはございませんか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 人口減少待たなしの状況は私も十二分に分かっております。そういった中ですね、やはり財源的な部分もございます。まずはですね、とにかく昨年度の出生数8名というこの数値、これに愕然としたところでありまして、まずは出生数を増やす必要があろうかと思っております。そのために、出会い、結婚部分についても重点を置きますし、また0歳児からの保育料の無償化、こういった部分も考えまして、まずはですね、保育料の無償化から始めたいということで、今年度からその無償化を実施をしているところでございまして、その後につきましては、十分その学校給食の問題、重々承知しておりますので、次の段階としてですね、取り組みたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 学校給食の無償化はですね、対にならなくてもその対象者が1人おれば、この事業の推進はできます。しかし、出生を増やすとかなんとかなくていけばですね、1人ではどうもできんわけですね。そういう部分でやっぱ大きなネックがあるかと思しますので、やっぱ先程言いましたように、具体的かつ早急に取り組める内容での事案に取り組んでほしいと思います。

それから、児童生徒の通学及び学校生活での安全確保についてもお尋ねしましたけども、答えの中では関係者による交通安全プログラムにより調査点検を実施し、要望書を教育委員会に報告し、改善を図っているとのことでしたけども、私が回った中ではですね、その改善策は全然見られません。ので、これはもうそのまま放置するのか、それとも、そういうところには子どもは行かないから大丈夫だと、何があっても、全ての責任はその児童の責任なんだ、ということで対応するのかどうかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 議員の方からですね、昨年9月議会だったと思うんですけども、ご指摘があった箇所です。まず議員からのご指摘を受けまして、学校等に報告をしましてですね、相談を当然いたしました。その中で、今回交通安全プログラムの方なんですけども、そちらについては、学校としては要望はなされておられませんでした。ただし、教育委員会としましては指導の方をですね、こういった要望がっておりますということで、学校内においての指導をですね、再度お願いをしたところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 町道の管理についてですけども、町長は町道の現況を実地検分されているのでしょうか。回答の中ではですね、道路維持問題には道路パトロールで適切に対応しているという言葉を使っておられますが、具体的にですね、もう率直にいきますが、具体的に当初質問のうちからいくつかの具体的な箇所を指摘しますと、坂瀬川富貴迫線の起点区域の横断側溝グレーチング蓋の金属音、それから志岐釜1号線のコンクリート横断工のコンクリート製蓋の蓋鳴り、それから志岐中央線、富岡中央線側溝の、共に蓋鳴り、それから上津深江椎葉線の路面水の不適切な処理、これは昨年ですか一昨年ですか、災害復旧工事で大々的に処理していただいたところの約100メートルぐらい終点部分がですね、左側に大きな迫があって、その水が何もないうきは横断暗渠を流れてるんですけども、ちょっと雨が降ったときには横断暗渠を超えて、道路を側溝側に水が走るというようなことのようにですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 道路パトロールにつきましては日頃からですね、できるだけ細やかに実施できるように、ということまで心がけているところですけども、令和4年度からは道路パトロールの実施要領というのを設けまして、それに基づいてパトロールを行っております。もちろんその成果につきましては、日誌に記録をしておりますと、その中で対応が必要だという部分については、町の維持管理費予算の修繕料でありますとか、重機借上料、それから町所有のですね、ホイールローダーなどを活用して対応にあたっております。

令和6年度もパトロールに基づく、維持管理の予算も含めて計上しております、舗装の補修、それから側溝の修繕などをですね、行うこととしております。ただし予算の関係もありまして、ちょっと優先順位をつけながらの実施ということにさせていただいております。今具体的に箇所を挙げていただきました部分についてはですね、対応できていない部分があるというふうに思いますが、今後も予算の確保に努めながら、今言われたところの、改めて現場も見せていただきまして、対応にあたらせていただきたいというふうに考えます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 同じような抽象的な回答ですが、ぜひ町長もですね、町道を実地検分もしてみてください。

それから学園都市構想についてですが、人口減少の対策の手だてとして学園都市構想を提起してまいりましたが、今回の回答にも今一つ分からない点があります。具体的な取り組みが理解できないわけですが、町内の児童の減少が進んでおり、昨日今日の議会の中でも、小学校の統合や校舎の建築、小中学校教育方式の変更、義務教育学校への取り組みが急遽進められているようです。大きな成果を期待することはできないのかもしれませんが、前向きの、具体的にそして早急な取り組みを望みます。

先の新聞には、天草拓心高校マリン校舎、熊本丸の出港式に出席し、自分の将来を見直す旨の投稿が記載されておりました。まさにこのように地道な取り組みが学園都市構想の礎ではないでしょうか。これを1つの契機として、本事業の取り組みを強化し、町の人口減少の歯止め策にしてほしいと思います。

それから、撤退企業の跡地活用についてですが、世界的脱炭素の取り組みが盛んに行われ、本町でも大規模な風力発電の取り組みがなされています。当該跡地も、太陽光発電システムの検討をされているのだとのことです。この脱炭素の取り組みをですね、否定するわけではありませんが、今あの、県の北で華々しい行動が報道されている半導体企業に関連する数百人規模の工場が望ましいと、個人的には考えているわけです。当然土地所有者のご理解を得ることは大事ですけども、そういうことも含めながら、この半導体企業の誘致についての何か対応はできないのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程のですね、坂瀬川の企業跡地につきましてはご承知のとおり、企業の方が現在のところ太陽光の発電を考えておられるということですので、その旨ですね、進捗があったらご連絡をしていただくようお願いをしているところですけども、昨年訪問以来まだ連絡があっておりませんので、引き続きですね、太陽光発電のことで進めておられるものと思います。

それから、今、県北のほうでですね、半導体の関連があっておりまして、半導体の部分につきましても、苓北町にも以前はですね、いろんな半導体関連の企業がございました。そういった中ではちょっと交通的には遠隔地であろうと思いますけども、遠隔地であっても、そういう企業が以前誘致されていたということであればですね、可能性がゼロではないと思いますので、そういった部分も含めて今後は、私もその企業誘致に向けて努力をしてみたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 旭化成もですね、半導体関連、半導体とは全然違うかもしれませんが、似たような業種の会社だろうというふうに思いますので、ぜひ取り組みを強化してください。

それから生活環境の安寧と産業振興の中で、国道324号と389号の拡幅・改良を提起し、このことが観光・産業の振興につながるというふうに提起しました。町の回答は個別の観光メニューを示されましたけども、私は観光に限らず、この事業はですね、全ての産業振興のためになるんだと思います。まず、産業振興には道路の整備が大事ですよ。そういう位置づけから苓北町の産業振興のために、富岡西海岸の国道を拡幅すべきです。このことなしに町の産業振興策は語ることはできません。

ところで確認しますけども、富岡港から西海岸、324号と389号までの交点、交わる点ですね、そして389号の円通寺下の交点までの区間にセンターラインは引いてありますか、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 国道324号につきましてはですね、富岡港から、それから、天草拓心高校マリン校舎を過ぎて、ウッディーハウスのところから今度は役場のほうにですね、324号は行っておりますけども、ウッディーハウスのところから389号が都呂々方面に行っております、センターラインの方はですね、引いてございません。

○5番（浜口雅英君） 西海岸は引いてあつと。

○土木管理課長（松井徹也君） 西海岸も引いてないですね。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） ほんなら今言うたところは全然引いてないということですか。ざっと答えれば。もう時間のなかもんだけん。ちょっと教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 手元にはですね、今私が先程言いました区間のうちの、富岡小学校の付近、ちょっと狭くなっているところがあるんですけど、その写真がありまして、そこには今言いましたように、センターラインは引いてありませんし、天草拓心高校マリン校舎のところです。から、トータルファッションもりというか、その辺りにも、幅員が実際狭くなっている関係もありまして、そこについても、センターラインは引いてありません。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番議員（浜口雅英君） えらいどうもすいません。実は私はですね、昨日全部軽トラックで回ってきとる。全線にセンターラインが引いてないのは、私は確認しております。それでですね、何を言いたいかという、センターラインが引けるような幅の道路にすべきだということなんです。で、交番からずっと白木尾を通過して都呂々に抜けるあの道は全部引いてありますよね。ほうから、交番から志岐・深江・坂瀬川にかけてもですね、引いてないのは、その富岡のところだけです。円通寺下から、苓北中学校横の389号、それからウッディーハウスから富岡港までの324号、この区間を、真ん中にセンターラインがある道路に広げてもらう。そうすることによって、先程言いました、茂木港～富岡港を、苓北町に留まる人が何人おるのか分かりませんが、1つのルートとしては、崎津に行くルートとしては確立することができる。そのことによって、何べんも言いますが、苓北に留まる人はしょんべん停車ぐらいなもんかもしれせんけども、1つの観光ルートは出来上がるというふうなことです。町長ひとつ、やっぱその点は強く関係機関に、関係者も含めて要望してほしいと思います。できれば長崎市あたりとも協働した取り組みが可能ではないかというふうに思います。はい分かりました。

○議長（野崎幸洋君） 答弁は。要りますか。

○5番（浜口雅英君） 俺は答弁せん。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の国道改良の分につきましてはですね、389号も含めてですね、今後も要望を続けてまいりたいと思います。

○5番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

これで全一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

引き続き、この場で全員協議会を開催しますが、10分間休憩、2時5分から全員協議会を開催いたします。

-----○-----

散会 午後1時56分

令和 6 年 6 月 7 日（金）

（第 3 日目）

令和6年第3回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和6年第3回苓北町議会定例会は、令和6年6月7日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 早退議員は、3番 廣田 幸英（正午をもって早退）。

7. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

8. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

9. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 承認第 2号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 3号 | 荅北町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 承認第 3号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 4号 | 荅北町税特別措置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 承認第 4号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 5号 | 令和5年度荅北町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第 4 | 承認第 5号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 6号 | 令和5年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第 5 | 承認第 6号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 7号 | 荅北町固定資産評価員の選任について |
| 日程第 6 | 議案第41号 | 荅北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第42号 | 荅北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第43号 | 荅北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 報告第 2号 | 令和5年度荅北町繰越明許費繰越計算書（荅北町一般会計）の報告について |
| 日程第10 | 議案第44号 | 令和6年度荅北町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第45号 | 令和6年度荅北町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第46号 | 令和6年度荅北町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第14 | 発議第 3号 | 荅北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 発議第 4号 | 荅北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について |
| 日程第16 | | 閉会中の継続審査（調査）の件 |
| 日程第17 | | 議員派遣の件 |

10. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおはようございます。只今の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせて15分以内に制限します。質疑、再質疑、再々質疑につきましては、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならぬとしております。

議場掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしております。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

なお、議会事務局から、議員派遣の件について差し替えのお願いがっております。皆様方に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第1 承認第2号 専決処分の承認について

専決第3号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、承認第2号、専決処分の承認について。専決第3号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。それでは説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認について。苓北町税条例の一部を改正する条例をご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、苓北町税条例の一部を改正する条例を、令和6年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） おはようございます。

承認第2号、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。提案理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布、令和6年4月1日より、施行されることに伴い、苓北町税条例の一部を改正する必要が

生じましたが、町長が先に説明いたしました理由によりまして、専決処分にて承認をお願いするものです。

それでは、次の次のページ、条例本文をお開きください。恐れ入りますが、今回は、新旧対照表の説明を省略し、条例本文の朗読は冒頭のみとさせていただきます。以降は、改正の内容を条例本文に沿って説明させていただきますので、ご了承願います。

令和6年荅北町条例第20号、荅北町税条例の一部を改正する条例。荅北町税条例（昭和40年荅北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正の内容についてご説明いたします。

まず1ページ前段です。

第51条第2項は、町民税の減税で職権による減免を可能とする規定の整備をするものと、関連する字句の整理をするものです。第51条第3項は、関連する字句の整理を行うものです。第71条第2項は、固定資産税の減免で、職権による減免を可能とする規定の整理をするものと、関連する字句の整理を行い、特例措置、調整措置の期間を令和8年度まで延長するものです。第71条第3項は、関連する字句の整理を行うものです。第139条の3第2項は、特別土地保有税の減免で、職権による減免を可能とする規定の整備をするものと、関連する字句の整理を行い、特例措置の期間を令和8年度まで延長するものです。第139条の3第3項は、関連する字句の整理を行うものです。

これより後段は附則に係る改正です。

附則第7条の4の次に、次の4条文を加えるにつきましては、個人の町民税の特別税額控除を行うため、附則に4つの条文を加えるものです。附則第7条の5は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除で、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設です。令和6年度の個人住民税所得割額から、納税者を含めた扶養親族1人につき、1万円の減税を行うものです。納税者の合計所得が1,805万円、給与で2,000万円相当以下の場合に限ります。

2ページをお願いいたします。

附則第7条の6は、令和6年度分の個人の町民税の納税通知に係る特例で、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設です。減税は各徴収方法に応じて、次のように行います。まず、給与所得に係る特別徴収ですが、令和6年6月分、第1期は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分、第2期から令和7年5月分、第12期の11期でならして、徴収をいたします。次に、普通徴収についてですが、定額減税前の税額をもとに算出した令和6年6月分、第1期の税額から控除し、第1期から控除し切れない場合は、令和6年7月分、第2期以降の税額から順次控除いたします。なお、荅北町税等の徴収の特例に関する条例第2条、第4条の規定を援用し、10期での徴収期間において、順次控除いたします。

3 ページをお願いいたします。

後段の附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金に係る所得に係る個人の町民税に関する特例で、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設です。公的年金における定額減税は、特別徴収においては、定額減税前の税額をもとに算出した、令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れない場合は、令和6年12月以降の特別徴収税額から順次控除するものです。なお、公的年金の場合は、令和6年4月から令和6年8月までの期間について、前年の令和5年6月時点で、仮特別徴収額が決定しているため、10月からの対応となります。また、令和6年度において、新たに特別徴収になられる方については、年度の前半に相当する令和6年6月分、第1期から、令和6年9月分、第4期までは、税務住民課で区分する普通徴収に該当しますので、定額減税においても、普通徴収の方法で控除をし、普通徴収で控除し切れなかった場合は、令和6年10月以降の年金特別徴収から順次控除されます。なお、公的年金以外の所得がある方については、この限りではありません。また減税対象外の方については、例年どおりの徴収方法となります。以上のような内容について、7ページ前段までの条文について規定するものです。

7 ページをお願いいたします。

附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除に係るもので、令和7年度分の、個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設です。令和7年度に限り同一生計配偶者（特別控除対象配偶者を除く）を有する者の個人住民税、所得割額から1万円を控除するもので、所得金額が1,000万円から1,805万円までの方を対象とした控除となります。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例に係るもので、特別税額控除の対象となる所得割の額を算出するときは、肉用牛の課税の特例適用後の算出額を用いるよう、読替えの規定を追加するものです。これより固定資産税に関する附則の改正となります。附則第10条の2は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、読替規定に係るものです。再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、特例の割合を定める規定、第7号を新設し、この規定の追加による項ずれの改正を行うものです。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてで、固定資産税の減額措置において、条文の整理を行い、新築の認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅について、固定資産税の減額措置申告書が本人から提出されなくても、本法律に規定された管理者から提出され、当該住宅が要件に該当すれば、減額措置が適用できるとするものです。

8 ページをお願いいたします。

中段の附則第11条は、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度

分の固定資産税の特例に関する用語の意義についてで、法律改正に合わせた年度更新の改正です。見出しの「令和3年度から令和5年度まで」を、「令和6年度から令和8年度まで」に改めます。附則第11条の2は、令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例についてで、法律改正にあわせた年度更新の改正です。見出しの「令和4年度又は令和5年度」を、「令和7年度又は令和8年度まで」に改め、第1項中の、「令和4年度分又は令和5年度分」を、「令和7年度分又は令和8年度分」に改めます。第2項中では、「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を、「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改めます。附則第12条は、宅地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例で、法律改正に合わせた年度更新の改正です。見出しの「令和3年度から令和5年度まで」を、「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第1項中の「令和3年度から令和5年度まで」を、「令和6年度から令和8年度まで」に改め、条文中の「（商業用地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削ります。次に、第2項及び第3項中の「令和4年度分及び令和5年度分」を、「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、第4項及び第5項中の、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改めます。附則第13条は、農地に対して課する、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例で、法律改正に合わせた年度更新の改正です。見出しの「令和3年度から令和5年度まで」を、「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中の「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、条文中の「。以下この項において同じ。」及び、「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削ります。

9ページをお願いいたします。

上段より、附則第15条は特別土地保有税の課税の特例で、法律改正に合わせた年度更新の改正です。第1項中、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第2項中、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めます。

ここからは、町民税に関する附則の改正になります。附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例で、特別税額控除の対象となる所得割の額を算出するときに、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例適用後の算出額を用いるよう読替えの規定を追加するものです。以降の附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、附則第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課

税の特例。附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例。附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。

めくっていただき、10ページになりますが、附則第20条の3、条約適用利子及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例におきましても、特別税額控除の対象となる、所得割の額を算出するときに、各附則条文で規定した、特例適用後の算出額を用いるよう、読替えの規定を追加するものです。

附則といたしまして、第1条施行期日、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2条、経過措置といたしまして、第1項は、令和6年度以後の年度分の固定資産税に適用する。第2項は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの、新たに取得された特定再生可能エネルギー発電に対する固定資産税については、なお従前の例によるというものです。

以上が苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 非常に大変な作業だったかと思います。お疲れでございます。特に定額減税。所得税の定額減税、もう非常にテレビ等でも問題になっております。それに加えて、住民税の方も、1万円の定額減税ということで、これは行政のみならずですね、民間の源泉徴収事業者の皆様に多大なご迷惑と、また、労力をかける、大きな悪例じゃないかと私は思っております。本当に一括で支払いが済むものをですね、税金でもって、特に住民税も固定資産税も、各月で必ず徴収するよというようにことを言って、所得税は罰則までつけるというように話が出ておりますが、住民税の場合は、やっぱりその所得税と同じように、源泉徴収義務者にこれだけ減税しますというようにこともきちんと明示しなさいというようにことを指示されるのかどうか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるとおり、所得税については、只今申されたような罰則規定の報道等もあっております。住民税に関しましては、実際、これから発送をしまして、各事業者並びに納税者の方に通知をすることとなりますが、給与明細等につきましては、事業所で発行されるものに記されておりますし、町がお届けするものが当初の発送時のものを、給与明細と同封していただくというふうな形で資料を送付いたします。この中に、定額減税額の表記、それから、定額減税から引き切れない分の額

の明記をしてお知らせをすることとしております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今回、これらの減税に係るですね、行政がかかる事務費等については当然国の方が全額、また交付金等で措置をしてくれるものだというふうに思いますが、職員の時間外についても、当然これには相当な時間がかかってるんじゃないかと思えます。単純に事務費とか人件費も含めたところでの予算措置を国がするのかどうか、それとあと、源泉徴収義務者に対してですね、法律上、所得税・住民税を取るようになってますけれども、源泉徴収義務者に対しての交付金なりは今回は考えてあるのかどうかお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今の質問ですが、議員申されましたように、この減税に係る原資、それから事務費負担分については、全額国庫のほうで負担をしていただけるというふうになっております。ただ、納税義務者の方ですね、そちら側の方についての負担は、こちらのほうで把握をできておりません。申し訳ありません。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 3回目ですか。ぜひですね、こういうものは国が本来、源泉徴収義務者に対してですね、それなりの措置をするというのが一義的責任だと思います。自分で勝手にそういう減税を決めてですね、物凄い労力が、特に大きな会社なんというのは、システムの改修等もですね、しないと所得税の計算ができない。多分苓北町もそうだと思いますね。皆さんも所得税がかかりますから、当然所得税の計算については、システムでしてあると思いますので、源泉徴収義務者としての町長の作業も当然出てくる。会計年度任用職員も含めて150人ぐらいの所得税の計算についても、大変な作業がかかってるんじゃないかと思えます。やっぱりそういうものも含めてですね、単に行政だけじゃなくて、やっぱり源泉徴収義務者という方たちに対しての支援措置をですね、何らかの形で国が責任を持つというようなことをですね、ぜひ自治体のほうからもですね、声を上げていく。当然これは国会の中で審議をするべきかと思えますが、ぜひやっぱり徴収義務者としての一面も自治体にはあります。そういう面も含めてですね、ぜひ国のほうにもですね、何らかの源泉徴収義務者に対する支援措置を講じるような形での要望をですね、またしていただきたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。本当にお疲れでございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） これは財源は国ということのようですけども、標準的な1人

当たりの減税額というか、減税という言葉が……。財源は国ということのようですが、これは1人当たりへ給付、配布される額はどうか。それで、こっで分かればですね、その事務所とか何とかにせずとも、給付条例を町独自で作ってですね、地方税に関する部分ですね、町税に関する部分。これで独自の給付条例を作って、その中で基準額、標準額を定めて、その条例に基づいて対象者へ配布するということは、今の日本の法律制度上はもう無理なんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） ご質問ありがとうございます。議員おっしゃるように非常に複雑で、様々な手続きを経て、難しい内容で、納税者の方の手元へ届くという制度が、今回の制度でございます。

可能であれば私どももできるだけ簡素な形で、直接早くお届けできるようなことが望ましいと考えてはおりますが、これが所得税ですね、国税の所得税に発して、それに準じた住民税、あとその所得税、それから住民税を加味したところの調整給付とか、非課税の手当の給付金であったところに進んでまいりますので、今回はこのような形で準備を進めさせていただきました。大変分かりにくく複雑な制度ではございますが、申し訳ありません。ご了解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） テレビとか新聞でもですね、非常にこの民間の業者さんにですね、しわ寄せというのかどうか、言葉はよく分かりませんが、面倒な手続きをせざるを得ないと。そうしないと、その該当者にいわゆる減税ができない、給付ができない状況ですよ。そこら辺はやっぱ、何か国会も当然、国でそういう制度を決めていくわけですが、そういう部分はやっぱり事前にその情報を掴んで、代議士あたりに何ていうか、熊本県選出の議員だけでも構いませんので、そういうことをどう思うかという問い合わせといいますか、そういうことはできなかったんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 山口議員、浜口議員様からいろいろご提案いただきました。国会議員の方にはなかなかそういう提案はできないと思いますが、私どもは、より早く、お金の給付を他の方法でもう少し簡単にできなかったかなというたら、町当局も思っております。条例とか法律とかありますので、今回は国の方がこういう形で源泉のような形で給付をなささいということでしたので、今後こういうことがありましたら県あたりを通じてですね、検討していただくようお願いはしたいと考えております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 国が苓北町関係に配布する金額っていうのはもう確定といいま

すか、仮でもいいわけですが、決まっているんでしょうか。それで決まっていればですね、その額を基準にして苓北町独自の給付制度、これ繰り返しになりますけども、そういうものを作るべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） すいません浜口議員のご質問ですけども、国から入ってくる交付金の額ですけども、今のところはですね、概算の見込みというような形で、今回の補正予算に計上させていただいております。その費用というのがですね、この事業に係る費用として全体で5,286万9,000円を、事務費を含めてですね、計上させていただいております。以上でございます。

○5番（浜口雅英君） 5,000万・・・。手続き上や。俺が聞いたとは、これ支給・・・。

○議長（野崎幸洋君） もう一度、じゃあ立ってどうぞ。

○5番（浜口雅英君） 私が質問したのは、苓北町管内で、いわゆる減税として支給できる額は、全部国が面倒見てくれるということなので、その額が分かっているのかとお尋ねしたんです。今、課長の話は5,000万を・・・ばってん1人、5,000万なら1人1万円ずつですたい。なあ。

○企画政策課長（宮崎良成君） すいません、申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） すいません。今回、町の補正予算に計上しているものはですね、定額減税で引き切れなかった分についてですね、給付をするのが出てきます。その分の費用が先程申し上げた5,286万9,000円というのになります。

○5番（浜口雅英君） そがんとは聞いとらん。聞いたとば答えろ。

○議長（野崎幸洋君） 全体での金額を聞きたいということですか。

○5番（浜口雅英君） そうです。4万円かける7,000人だけん、2億8,000万か、ざっと考えてな。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） すいません。私の今現在持っている資料が適正かどうかはちょっと、分かりませんが、一応、本町内ですら、実際の減税、それから、給付金の恩恵を受けられる方の世帯数なり人数なり、額面を申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○5番（浜口雅英君） はい。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） まずですね、所得税です。これはもう税務署のほうからになりますけれども、対象者が3,366名。この内訳は、ご本人が2,126名、配偶者が164名、扶養親族が1,076名で算出をしまして、

減税の総額は7,151万5,000円相当。7,151万5,000円を見込んでおります。続いて、税務住民課で実施します、個人住民税の定額減税です。対象者が3,800名。内訳、ご本人が2,300名、扶養親族が1,500名、減税総額を2,062万4,000円と見込んでおります。次に、新たに住民税非課税、それから均等割のみの課税となる世帯、それと子ども加算の対象となる世帯ですが、非課税世帯については60世帯600万円、均等割世帯30世帯300万円、子ども加算該当する方が12名で60万円。この分に関しては、960万円を給付対象と見込んでおります。最後に調整給付金ですね、減税し切れない見込みの額を基礎に算定させていただきました。対象者は947世帯、対象人数は1,137人、給付総額を5,000万円と見込んでおります。以上でございます。

○5番（浜口雅英君） 総額で。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 総額です。

○5番（浜口雅英君） 総額では。今んとはずっと内訳やろ。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） そうです。

○5番（浜口雅英君） だけん、その総額でいくらなつとですか。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） ちょっとお待ちください、すみません。

○5番（浜口雅英君） 7,000万と2,000万と5,000万じゃけんそれで1億。3億ぐらいなつとかな。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） そうですね。

○5番（浜口雅英君） ほんなら1人……。のんきに仕事ばしとくなぞ。

○町長（山崎秀典君） のんきにはしとらんですたい。のんきには仕事してないですよ……。

○5番（浜口雅英君） 昨日のんき言うたとはあんたたちやつかね。

○議長（野崎幸洋君） 私語はやめてください。個人的な……。

○5番（浜口雅英君） のんきっちゅうとは昨日執行部が言うつとぞ。なあ。忘れたな。

○議長（野崎幸洋君） 浜口議員。発言やめてください。

○5番（浜口雅英君） こっちに言うな。執行部に言え。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 申し訳ありません。よろしいですか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 所得税までの分を含めまして、1億5,713万9,000円。これは所得税分も含まれます。というところの数字になり

ます、すいません。遅くなりました。申し訳ありません。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 直接この条例には該当しないかと思います。不都合のあるなら消してもらって結構です。固定資産税関係です。固定資産税関係がですね、評価額自体が今の実情とにや合うとらんとじゃなかろうかなと私は思います。今あの取引あたりがですね、大体評価額の平均で7割ぐらいの、100万のところは70万ぐらいの取引、実際の取引しかなかわけですね。そういったことを聞いております。もう私自体もそう思っております。そこで取引価格が70から75%が基本で、それから前後プラスがつけてあるというような感じで今現在取引が行われている。もう売れないところは全く売れない。そういった形でかなりの価格の税がかけられている。私はそう思います。そこから辺を、これは評価委員の関係だろうと思いますけれども、今回減税が、措置がとられておりますけれども、そもそも高くとったやつを減税にするというのは、まちっと下げて、実情に合わせた徴収方法でとったやつを改めて減額して、計画不要策でするので、それで早めにはよ減額せろということでしょうが、そうでなければ、確定申告のときに減額してやれば、そもそも相当簡単ですのでね。そういったことをございますけれども、この固定資産評価自体の高いちゅうのをいろいろ町の方では把握はしておられますかね。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今のご質問は、令和6年度評価替えに係る苓北町の状況のことに関係するものではないかと思えます。議員がおっしゃるように、確かにですね、現行の売買の時勢の時価と評価で算定する固定資産税の評価額にはかなり差があるのは承知をいたしますが、令和6年度におきましては、3年に一度の評価替えの年となっております、令和5年11月30日の新聞報道でもありますとおり、県内の基準宅地の価格、いわゆる評価額ですが、県内は一部を除きまして、軒並み下落の傾向ということでございました。

しかしながら、これが下落の傾向であっても、不動産をですね、流通させる、いわゆる売買でありますとか、こういったことに波及する部分で実売価格と評価に対しての開きがあるというのは依然あると認識をしております。ただ、このですね、今回の減税に関しては、所得税、並びに住民税に関しての減税措置をするものでありまして、固定資産税のものの議員が今おっしゃるような、売買の活性化を含めたところの減税なり、税の減額、こういったところには、すいません波及しておりませんので、これはまた別の問題として捉えさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 前向きで検討するという事だろうと思いますのでね、今後ですね、その評価の価値観の実態に合わせた税の取り方、このようにたまたまですね、固定資産税関係の条例の変更が出ておりましたので、この際、そういうことがあったならば、そのついでにやったほうがいいじゃなかかなというような感じで質問したわけですが、ぜひですね、実勢価格に合わせた税のとり方、これ全部そうですからね。所得税にしても、収入に合わせて税金取りよるわけですから、町県民税にしてもですね。そういうことでございますので、ぜひ固定資産税もですね、実勢に合わせた取り方を今後検討してもらいたいと、そう思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。したがって承認第2号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 承認第3号 専決処分の承認について

専決第4号 苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、承認第3号。専決処分の承認について。専決第4号苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 承認第3号、専決処分の承認について。

苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例をご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例を、令和6年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○**税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君）** 承認第3号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和6年3月30日に公布、令和6年4月1日より施行されることに伴い、苓北町税特別措置条例の過疎地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、町長が先に説明いたしました理由によりまして、専決処分にて承認をお願いするものです。恐れ入りますが次のページ、条例本文をお開きください。

令和6年苓北町条例第21号苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例、苓北町税特別措置条例（令和2年苓北町条例第2号）の一部を次のように改正する。第2条中、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。改正内容につきましては、固定資産税の課税免除の対象となる特別償却設備について、当該特別償却設備の取得に係る期限を延長するものでございます。新旧対照表によりご説明をいたしますので次のページ、新旧対照表をお開きください。第2条中のその適用期限となる右側、改正前、下線部「令和6年3月31日」を左側、改正後、下線部「令和9年3月31日」とし、3年間延長するものです。条例本文にお戻りをいただき、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上が、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（野崎幸洋君）** 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（野崎幸洋君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（野崎幸洋君）** 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。本案を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（野崎幸洋君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第4号 専決処分の承認について

専決第5号 令和5年度苓北町一般会計補正予算（第11号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、承認第4号、専決処分の承認について。専決第5号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 承認第4号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度苓北町一般会計補正予算を令和6年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、令和6年3月31日までに確定いたしました交付金、地方交付税、国県支出金、町債等の歳入項目で最終調整の必要があったもの、及び、歳出項目における事業費確定により補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、承認第5号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましても、同様の提案をいたしております。

内容につきましては、企画政策課長並びに福祉保健課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 専決第5号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第11号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,423万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,943万2,000円とするものです。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正、1、変更ですが、過疎対策事業債、観光施設整備事業（富岡城施設ほか6件）について、事業費の確定により、合計で1,060万円を減額変更するものです。

9ページをお願いします。歳入です。

款1町税、項3、目1環境性能割は、確定による軽自動車税（環境性能割）19万6,000円の減額です。

10ページをお願いします。

款2地方譲与税、項1、目1地方揮発油譲与税は、確定による25万9,000円の増額です。

11ページをお願いします。

項2、目1自動車重量譲与税は、確定による251万2,000円の増額です。

12ページをお願いします。

項3、目1森林環境譲与税は、確定による7,000円の減額です。

13ページをお願いします。

款3利子割交付金、項1、目1利子割交付金は、確定による17万1,000円の減額です。

14ページをお願いします。

款4配当割交付金、項1、目1配当割交付金は、確定による12万6,000円の増額です。

15ページをお願いします。

款5株式等譲渡所得割交付金、項1、目1株式等譲渡所得割交付金は、確定による32万9,000円の減額です。

16ページをお願いします。

款6法人事業税交付金、項1、目1法人事業税交付金は、確定による786万6,000円の増額です。

17ページをお願いします。

款7地方消費税交付金、項1、目1地方消費税交付金は、通常分と社会保障施策経費充当分を合わせ、確定による11万円の増額です。

18ページをお願いします。

款8環境性能割交付金、項1、目1環境性能割交付金は、確定による258万6,000円の増額です。

19ページをお願いします。

款9地方特例交付金、項2、目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、確定による40万7,000円の増額です。

20ページをお願いします。

款10地方交付税、項1、目1地方交付税は、確定による特別交付税242万2,000円の増額です。

21ページをお願いします。

款11交通安全対策特別交付金、項1、目1交通安全対策特別交付金は、確定による10万2,000円の減額です。

22ページをお願いします。

款12分担金及び負担金、項1負担金は、目1民生費負担金の保育所入所児童保護者負担金から、目3衛生費負担金の未熟児養育医療費保護者負担金まで、確定による、合わせて191万5,000円の増額です。

23ページをお願いします。

款13 使用料及び手数料、項1 使用料は、目3 農林水産業使用料の町管理漁港使用料及び、目4 商工使用料の富岡城ワーケーション施設（東角櫓）使用料の確定による合わせて31万7,000円の増額です。

24ページをお願いします。

項2、目3 農林水産業手数料は、確定による下水道汚泥処理手数料60万3,000円の減額です。

25ページをお願いします。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金は、目1 民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費国庫負担金から、目2 衛生費国庫負担金の未熟児養育医療費等国庫負担金まで、確定による、合わせて93万9,000円の減額です。

26ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金のマイナンバーカード交付事業事務費補助金から、目6 教育費国庫補助金の特別支援学級就学援助費補助金まで、確定による、合わせて3,369万6,000円の減額です。

27ページをお願いします。

項3、目2 民生費国庫委託金は、確定による国民年金事務委託金78万6,000円の増額です。

28ページをお願いします。

款15 県支出金、項1 県負担金は、目1 民生費県負担金の障害者自立支援給付費県負担金から、目2 衛生費県負担金の未熟児養育医療費県負担金まで、確定による、合わせて、1,212万2,000円の減額です。

29ページをお願いします。

項2 県補助金は、目1 総務費県補助金の熊本県移住支援事業費補助金から、次のページの目7 教育費県補助金の地域学校協働活動推進費補助金まで、確定による、合わせて1,196万9,000円の減額です。

31ページをお願いします。

項3 県委託金、目1 総務費県委託金の県税徴収事務委託金から、目6 土木費県委託金の富岡港港湾施設使用料徴収等事務（県権限移譲事務）交付金まで、確定による、合わせて564万円の減額です。

32ページをお願いします。

款16 財産収入、項1、目2 利子及び配当金は、確定による九州電力株式配当金、105万円の減額です。

33ページをお願いします。

項2、目3生産物売払収入は、確定による堆肥売払収入144万9,000円の減額です。

34ページをお願いします。

款17寄附金、項1、目1総務費寄附金は、一般寄附金ほか2件の、確定による、合わせて110万6,000円の増額です。

35ページをお願いします。

款18繰入金、項2基金繰入金は、目1苓北ふるさとづくり応援基金繰入金の苓北ふるさとづくり応援基金とりくずしから、目3中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給事業基金繰入金の中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給事業基金とりくずしまで、確定による、合わせて329万2,000円の減額です。

36ページをお願いします。

項3、目2志岐財産区繰入金は、確定による、議会議員選挙費繰入金76万2,000円の減額です。

37ページをお願いします。

款20諸収入、項5雑入は、目1雑入の災害対策費用保険金から、目2過年度収入の児童手当国庫負担金過年度収入まで、確定による、合わせて171万8,000円の減額です。

38ページをお願いします。

款21町債、項1町債は、目4商工債の（過疎対策事業債）観光施設整備事業（富岡城施設）から、目6消防債の（過疎対策事業債）天草広域連合負担金（消防施設整備事業）まで、確定による、合わせて1,060万円の減額です。

続いて歳出です。39ページをお願いします。

款2総務費、項1、目1一般管理費の節7報償費及び節12委託料は、ふるさとづくり寄附金対策事業に係る予算の組み替え、節18負担金補助及び交付金は、実績による危険家屋等解体支援事業補助金60万円の減額、節24積立金は、財政調整基金積立ほか3件を合わせて、9,717万9,000円の増額です。目6企画費は、実績による地方バス運行補助金ほか2件を合わせて、1,102万5,000円の減額です。目8諸費は、実績による外灯電気料163万9,000円の減額です。目10交通安全対策費は、交通安全対策特別交付金の減額に伴う財源内訳の変更です。

40ページをお願いします。

目12庁舎管理費は、実績による電気料290万9,000円の減額です。目14情報化推進費は、実績によるオンライン申請サービス構築業務委託料643万円の減額です。

41ページをお願いします。

項 2、目 1 税務総務費は、県税徴収事務委託金の増額に伴う財源内訳の変更です。

4 2 ページをお願いします。

項 3、目 1 戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード交付等事業の実績による節 3 職員手当等の時間外勤務手当から、節 1 3 使用料及び賃借料のシステムリース料まで合わせて 7 9 万 3, 0 0 0 円の減額です。

4 3 ページをお願いします。

項 4、目 3 熊本県知事選挙費は、選挙事務の実績による節 1 報酬の開票立会人報酬から、節 1 3 使用料及び賃借料の使用料及び賃借料まで合わせて 1 4 1 万 5, 0 0 0 円の減額です。目 4 熊本県議会議員一般選挙費は、選挙事務の実績による、節 1 報酬の投票立会人報酬から、次のページの節 1 3 使用料及び賃借料の使用料及び賃借料まで合わせて 4 5 6 万 8, 0 0 0 円の減額です。目 5 志岐財産区議会議員一般選挙費は、議会議員選挙費繰入金の減額に伴う、財源内訳の変更です。

4 6 ページをお願いします。

項 5、目 2 指定統計費は、経済センサス基礎調査準備事務委託金の減額に伴う財源内訳の変更です。

4 7 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1、目 1 社会福祉総務費は、住民税非課税世帯への価格高騰重点支援給付金事業、及び住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰対策支援給付金事業の実績による、節 3 職員手当等の時間外勤務手当から、節 1 8 負担金補助及び交付金の物価高騰対策支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）まで、結婚新生活補助金を除き、合わせて 1, 2 7 9 万 9, 0 0 0 円の減額。結婚新生活補助金は、実績による 1 8 0 万円の減額です。目 2 老人福祉費は、老人福祉施設物価高騰対策事業への、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額確定に伴う、財源内訳の変更です。目 4 介護保険事業費は、実績による介護保険特別会計繰出金（介護給付費分）及び次のページの介護保険特別会計繰出金（地域支援事業費分）、合わせて 3, 6 5 0 万 1, 0 0 0 円の減額です。目 6 障害福祉費は、障がい者自立支援給付費国庫負担金、及び県負担金の減額及び、地方消費税交付金（社会保障施策経費充当分）の増額に伴う財源内訳の変更です。

4 9 ページをお願いします。

項 2、目 1 児童福祉総務費は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び子育て世帯への物価高騰対策支援給付金事業の実績による、節 3 職員手当等の時間外勤務手当から、節 1 1 役務費の後納郵便代まで、合わせて 2 5 万 6, 0 0 0 円の減額。節 1 8 負担金補助及び交付金は、実績による保育所運営費補助金ほか 2 件を合わせて、1, 5 8 6 万 3, 0 0 0 円の減額。節 1 9 扶助費は、実績による児童手当ほか 2 件を合わせて、7 7 5 万 5, 0 0 0 円の減額です。

50ページをお願いします。

項4、目1国民年金事務取扱費は、国民年金事務委託金の増額に伴う財源内訳の変更です。

51ページをお願いします。

款4衛生費、項1、目1保健衛生総務費は、実績による節12委託料の妊婦健診委託料から、節19扶助費の特定疾病児童日常生活用具給付費まで、合わせて420万6,000円の減額です。目2予防費は、予防接種の実績による予防接種委託料（麻しん・風しん混合）ほか、次のページまで、16件を合わせて1,192万2,000円の減額です。目3環境衛生費は、水道・下水道等利用者支援事業への物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額確定に伴う財源内訳の変更です。目5健康増進事業費は、企業版ふるさと納税寄附金の充当に伴う、財源内訳の変更です。

53ページをお願いします。

項2、目2塵芥処理費は、実績によるごみ臨時収集運搬委託料（補助）ほか1件を合わせ、328万5,000円の減額です。

54ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目3農業振興費は、地域計画策定推進緊急対策事業の実績による、節3職員手当等の時間外勤務手当、節8旅費の普通旅費、委員費用弁償、節11役務費の後納郵便代、節17備品購入費の備品購入費（OA機器）を合わせて、103万9,000円の減額。節7報償費は、実績によるイノシシ駆除謝金70万6,000円の減額。節10需用費は、イノシシ个体処理の実績による、燃料費（施設用）62万6,000円の減額、節18負担金補助及び交付金は、実績による農業用廃プラスチック処理費補助金ほか、次のページまでの5件を合わせて、152万4,000円の減額です。目4畜産業費は、畜産業資材高騰対策事業への物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金充当額確定に伴う、財源内訳の変更です。目5農地費は、農業集落排水の水道・下水道等利用者支援事業への、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額確定に伴う財源内訳の変更です。目7堆肥センター管理費は、実績による、節10需用費の燃料費から、節12委託料の堆肥センター攪拌機運転等業務委託料まで、合わせて210万5,000円の減額です。

56ページをお願いします。

項2、目1林業振興費は、実績によるくまもと間伐材利活用推進事業補助金139万7,000円の減額です。

57ページをお願いします。

項3、目1水産業振興費は、貝類等養殖漁業支援事業への物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額確定等に伴う、財源内訳の変更です。目2漁港管理費は、町管理

漁港使用料の増額に伴う、財源内訳の変更です。

58ページをお願いします。

款6商工費、項1、目2商工業振興費は、実績による中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給費補助金ほか1件を合わせて、52万2,000円の減額です。目5富岡城公園管理費、節10需用費は、富岡城施設漆喰修繕の実績による、修繕料20万円の減額、節18負担金補助及び交付金は、実績によるワーケーション施設利用推進助成金、56万2,000円の減額です。

59ページをお願いします。

款7土木費、項2、目3道路新設改良費は、道路防災事業の実績による測量設計委託料、工事請負費（単独）を合わせ、400万円の減額です。目4道路舗装費は、町道舗装事業の実績による、工事請負費（補助）、工事請負費（単独）を合わせて、60万円の減額です。目5橋梁維持費は、橋梁補修事業の実績による、工事請負費（補助）10万円の減額です。

60ページをお願いします。

項3、目1河川総務費、節14工事請負費は、町河川浚渫事業の実績による工事請負費（単独）、460万6,000円の減額、節18負担金補助及び交付金は、実績による土砂災害危険住宅移転促進事業補助金300万円の減額です。

61ページをお願いします。

項4、目1港湾管理費は、富岡港港湾施設使用料徴収等事務（県権限移譲事務）交付金の減額に伴う、財源内訳の変更です。

62ページをお願いします。

項5、目1住宅管理費は、苓北町町営住宅等基金積立充当に係る、財源内訳の変更です。

63ページをお願いします。

款8消防費、項1、目1常備消防費は、新苓北分署建設事業ほか、天草広域連合負担金の実績に伴う、財源内訳の変更です。目2非常備消防費は、実績による消防団員報酬、消防団員費用弁償を合わせて、428万7,000円の減額です。目4災害対策費は、実績による時間外勤務手当156万円の減額です。

64ページをお願いします。

款9教育費、項1、目2事務局費は、実績による備品購入費（パソコン）、288万円の減額です。

65ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費は、実績によるICT教育支援業務委託料、162万7,000円の減額です。目2教育振興費は、実績による特別支援学級就学援助費、

要・準要保護児童就学援助費を合わせて、136万1,000円の減額です。

66ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費は、実績による水道料、下水道料を合わせて、61万3,000円の減額です。目2教育振興費は、実績による特別支援学級就学援助費、要・準要保護生徒就学援助費を合わせて、160万3,000円の減額です。

67ページをお願いします。

項4、目1社会教育総務費は、実績による講師謝金54万2,000円の減額です。

68ページをお願いします。

項5、目1保健体育総務費は、夕やけマラソン大会等参加料の減額に伴う、財源内訳の変更です。

69ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2、目1河川等災害復旧費は、実績による測量設計委託料、218万6,000円の減額です。

以上で、令和5年度荅北町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりましたが、ここで10時55分まで休憩とします。

-----○-----

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ですが、全員お揃いですので本会議を再開いたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 誰もないようですので、それではいくつか。

まず、1点目先に言っておきます。専決処分、これ大分前の議会にも言いましたけれども、やっぱりこれを全部要求から取りまとめから作る。相当な、多岐に渡ってされていらっしやいます。本当に必要な分だけ残が残るとかというようなことだけであれば、当然、決算のときに、あんまりそれを委員会でやかましく言うから落とすというふうなことだけは、私たちが戒めにやいかんと思いますけれども、予算残で余ったとしても、もうそのままだう残すというような形であれば職員の負担も、また、財政の担当の方もですね、これ相当な負担がかかっているんじゃないかと思います。本当に必要な分だけ専決していただくような方向をぜひ考えていただきたいというふうに要望を入れとります。

それではこの中身について教えていただきたいと思います。歳入の方は当然歳出に絡んできてると思いますから、歳出の方を質問いたします。

まず、39ページの、18の負担金の、危険家屋等解体支援事業補助金が60万減になっております。これについても危険家屋を、持ち主の人から要望がないというようなことで、どうしてもこれは個人の申請主義だから残ってしまうという理由かと思えます。やっぱり私の一般質問で申し上げましたけれども、本当に危険な家屋があります。多分これは地元を持ち主がいらっしゃらない方だろうと思えます。もう年々、何年も家に帰ってこないというようなことで、どんどんもう隙間だらけです、台風が来るともう家自体が吹っ飛ばすような家が志岐、富岡、都呂々、あります。もう隣の人は本当に心配しております。そういう要望はないというようなこともありましたけれども、現実には言えないだけであって、やっぱりそれらに対するですね、措置、本気になって役場が考えていただかないと、やっぱり災害が起きる前の防止対策についてですね、考え方が少しまだまだ問題じゃないかと。やっぱり行政代執行を視野にですね、やっぱりそういう危険な家屋はもう撤去して、その費用をその持ち主にですね、請求するというようなことをやっていかないと、今後ますます不在地主じゃないですけど、そういう方がどんどん増えてくる中であってですね、やっぱり利用で考えれば、もうどうにかせないかんといい瀬戸際に来てるんじゃないかと思えますので、よろしく願いいたします。

それとふるさとづくり寄附金、その上の委託料の受付業務が50万増になっております。歳入のほう見ますと、ふるさとづくり寄附金は1,600万の減で、逆に企業版のふるさと納税のほうで200万増えています。このふるさと納税の企業版の税収の絡みで、これの委託料として50万っていうのが追加になったのか、当然こういうのは歳出ですから、補正予算対応に、3月の補正予算後に駆け込みでそのような納税があったので、どうしても専決でその分の比率として出さないかんだったのかっていうのを教えていただければと思います。

それとですね、次に志岐財産区の議員の一般選挙、44ページですけれども、志岐財産区は立候補が定数内だったということで、選挙がなかったということで、志岐財産区からの繰入金が減になったのかなと思えますけれども、実際に歳出のほうは76万2,000円かかったと言うのであればですね、当然選挙事務費というふうなことで一般会計で支出があるなら、その分は志岐財産区からのですね、委託料として取るべきではないかと思えますが、これは法律上、選挙がなかったら、その準備費等についてはもう取れないというふうになってるのかどうかを教えていただければと思います。

次に、あんまりあり過ぎるもんだからちょっと省略をしますね。47ページの社会福祉総務費の負担金補助で1,321万円の減になっております。一番大きいのが価格高騰重点対策事業で1,000万減になっておりますが、これは予算の組み方が間違っていたのか、それとも人数が誤ってこれだけの残になったのかを、教えていただきたいと思えます。

それと、次の49ページの保育所運営費補助金で1,400万の減になっております。こういうふうな非常に大きな金額を専決で落とすというようなやり方はですね、これ当然3月補正までにはこれだけの大きな金額が、やっぱり判明してなかったのかどうか。ここも物価高騰対策支援給付金が180万も減になっております。やっぱりもう3月の段階でわかんないというのはもうないんじゃないかと思います。その辺りの状況を教えていただきたいと。

それと51ページにもそうですけれども、保健衛生総務費、予防費、これらについても非常に町民にとって大切な事業としてですね、予算を組んでおりますけれども、金額が1,000万以上の残高が生じているという、やっぱこういうふうなことの理由ですね。専決でしてるから、決算委員会のときにこれだけの金額が減になるというのは、確かにまた指摘されるんだろうなと思いますけれども、やっぱりこれだけの予算をつけてるからにはですね、もっともっと町民の方に使ってもらおうと、現実的にこういう対象者がいないというようなものであるならば、それなりの予算措置で済むのかなと思います。

それと、55ページの堆肥センターの支出について、攪拌機の運転業務で89万の減になっておりますけれども、私の一般質問でも申し上げましたが、やっぱり非常に厳しい中で作業させております。そういう面でのですね、処遇改善とかいうことも、やっぱり考えてやるべきかなと思います。減になった理由を教えてくださいたいと思います。それとですね、ちょっと戻ります。すいません。

すいません、47ページの価格高騰関係の社会福祉総務費の中で1点質問を忘れました。ここで国庫支出金がですね、2,442万4,000円の減になって、逆に一般財源が982万5,000円の増になっております。この理由を教えてくださいたいと思います。精算であれば当然、国庫補助金が減になればそれに対して一般財源も、当然割合に応じて減になるかと思っておりますけれども、逆に1,000万程度一般財源が持ち出しになってるというふうになってますので、その理由を教えてくださいたいと思います。まだ、もうあまり多過ぎると皆さんから……。以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） はい、それでは39ページから。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） ご質問ありました、39ページのふるさと納税にかかる件でございます。ここの増の分は企業版ふるさと納税に影響がなくてですね、一般のふるさとづくり寄附金の中で、寄附金の申込みを受け付けまして、発送の時期がそれぞれ商品が準備できたときに発送するというところで、3月の補正以降ですね、発送の額が、ここの分が不足を生じたので、財源を調整させていただいて、3月末までの発送に備えたのでその50万が増えたということになります。

志岐財産区の選挙についてですけれども、執行額は立会人報酬等がありましたので、

ゼロではありません。7万5,600円ということで歳出の方は執行しております、それに合わせたところで、財源の歳入の方はですね、志岐財産区の繰入金を受け入れて、苓北町の一般会計の繰入金ということで、7万6,000円で精算しておりますけれども、歳出の方の財源区分が、一般財源が出たような形になっておりますけれども、これは不用額ということになりますので、今後はその辺をもうちょっと精査してですね、実績に合うようなところで補正等に努めたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 39ページ、危険家屋について。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 危険家屋ですね。冒頭申されました件につきましては、議員おっしゃるとおり、隣の家にはですね、隣接しているところが結構危ないところあります、私も何か所か見に行っております。で、6年の3月28日にですね、危険家屋の所有者の方については、昨日錦戸議員のご質問にもお答えしましたとおり、危険家屋の解体のお願いと、危険家屋解体の補助金もありますので、活用くださいとしておりますけれども、今後ですね、空家等対策の特措法に基づいて、最初に指導・助言というのがありまして、そのあとに勧告とか、ずっと法の中で決められた手続きがあつて、最終的に公告とかも含めて行政代執行という、かなり長い時間を要するような法で規定されておりますので、そこの法に基づいてですね、放置することなく、連絡をとるなりですね、解体できない理由等も含めて、そういった所有者の方と連絡をとりながら、そういった解体のほうに向かって努力してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 次47ページ。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 47ページの1,321万円の減額の部分でございます。価格高騰重点支援給付金になりますが、この部分につきましては、その前にですね、3万円給付の部分と同じ予算額を計上させていただきました。この件につきましては、なるべく早く、町からですね、給付するということで、3万円給付と同じ世帯数、1,250世帯を組ませていただいたところでございます。実際はですね、今回減額した中で143世帯分を減額し、1,107世帯での予算で、もう実績が出ておりますが、1,089世帯分を支払っているところでございます。これが住民税の追加分ですね。

次が、住民税の均等割のみ課税世帯の、140万円の減額の部分でございますが、これは270世帯分の方で計上させていただきましたが、この専決では256世帯分を予算に合わせておまして、実績では251世帯というところでございます。なるべく早くというところでございましたので、ある程度概算、世帯をですね、調べた中ではございますが、こういった手続きのほうを踏まさせていただきます。2,442万4,000円の部分の財源の区分の減でございますが、これにつきましては、先程申し上げまし

た物価高騰分で、地方創生臨時交付金を活用して住民税非課税世帯の追加給付分と、住民税均等割のみ課税世帯分の分と合わせて、上にあります結婚新生活補助金でございますが、この部分につきましては、結婚新生活事業費補助金120万円を減額したというところで、合わせて県の支出金が減額というところになっております。

次に49ページの保育所運営費の部分でございますが、この分につきましては、昨年はずいぶん残った状態で、9月の方で実績ですね、決算の審査会のほうで見ていただいたところですが、その前にですね、監査委員さんの決算審査というのがありまして、その部分であまりにも残金が多過ぎますと、その理由書をつけてですね、出す必要があったもんですから、すいません、こういった形でですね、今年度は実績額に近い数字まで落としたところでですね、対応したいというところで、1,400万円を減額させていただいたところでございます。

保育料の部分になりますが、延べ1,968人分の運営、子どもさん方の保育料として支払った部分になります。

次が51ページになります。51ページの予防費の部分でございますが、この部分につきましては、3月分の請求が4月になってきますので、その部分を見込みまして、各予防接種ごとにですね、減額をさせていただいたところでございます。総額が、1,192万2,000円の減額というところで、予防接種費を落とさせていただいております。人数につきましては、こちらのほうで手元で持っておりますが予算よりも接種をされる方が少なかったというところで減額をしております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 47ページですね、県支出金の減額と一般財源の増額についてですね、追加で説明をさせていただきます。給付金の実績については先程、福祉保健課長から説明があったとおりでございますけれども、国からの受け入れっていうのが、その前の段階での受け入れて、実績での受け入れになりましたので、最終的には今年度過年度収入としてですね、交付金を追加で受け入れる予定となっております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 次、55ページ。

農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 55ページの目、堆肥センター管理費の減額になった理由でございますけれども、まず、需用費の中の燃料費でございますが、当初の予算ではですね、月650リッター予定をしておりましたが、月平均550リッターほどの使用となりましたので、その分の12ヶ月というところで、18万円の減額となっております。電気料につきましても、月20万円の計画で考えていたところ、電気料についても15万円の月の使用料でございましたので、月5万円ほどの減額というところで専決

をさせていただきました。あと修繕料につきましては、重機関係の修繕を約100万ほど見込んでいたところですけども、それが55万ほどで収まりましたので、その分の減額となっております。それと委託料につきましては、当初4名分の予算を計上しておりましたけれども、12月から退職者が発生されましたので、その分について委託料が減額となっております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 分かりました。そうですね、ちょっと再質問の中で、やっぱり志岐財産区の取扱い、確かに歳出を落とさなければ、歳入を落とすと一般財源で対応せにゃいかんと、これは100対100の関係でそうせざるを得んと思います。やっぱりそういうものであるなら、逆に、もうしないと。もう受け入れだけして、その金額ですね。あと不用残でその分を残すというようなことでしたら、あえて専決で予算を触らなくてもいい話でしょうから、もうそのためにやっぱりこれを作らにゃいかんと、本当なら歳出も減にしておけば何も問題なかったわけですよ。そこは私が言う限り、せんほうがいいかと思ってしなかったんでしょけど、かえっていびつな形になってるなと思いました。はい、分かりました。

それと、47ページの一般財源、これよく厚生労働省がやる、お金がなくなったから、逆に一般財源で対応しとってくれというパターンじゃなくて、逆に今度は町のほうが実績報告がどうしても少なくなったということじゃなくて・・・、っていうことで、やっぱり従来の国の補助金額がどうしてもその決定額が低いというところで実績が上回って、一般財源で対応せざるを得ないということで一般財源を入れて、来年度、令和7年度で過年度で、国・県のほうからお金を出しますということですね。もうそれで分かりましたので。価格高騰とか、これなんかももう結局その支払いの3月補正までにはもう確定しとったじゃなかですか。いや3月補正までに、これだけの人数自体が確定せずに3月になって支払ってるというふうなことであればですね、やっぱり専決でないかと落とせないということもあろうかと思いますが、当然国の補助金絡みの業務ですから、そこでちょっと問題があって、こういうせざるを得なかったのかということがちょっと1つあります。それと、保育所運営費の補助金ですね、1,400万と。私、施設整備を保育園ができなくなったということで、1,400万どうしても余ったのかなというふうに理解しとったもんだから、その施設整備の関係かなというふうなことで質問をいたしたところ。なかなか専決のときには、補正であれば、そういう話も十分聞けると思いますけど、そのままいってしまうので、1,480人分、当初予算の積算から実績が1,480人ということで、相当な人数が減ったのかなというふうに思います。やっぱりそれだけ、保育所の方に支払われる金が落ちるといふのと、正比例してるのかなと思います。本来やっぱり、予定してる人数よりも実際に入所してる子どもが少ないと

というのが、これなんですよ。これに国の方の補助も当然これに関わってくる、じゃないかと思えますけど、1,400万を6園で割ったっちゃ200万ぐらい収入が減るということですので、非常に厳しい財政状況に今陥ってるんじゃないかと。これは町長が今年、保育園の園長先生たちとお話し合いをされて、その辺りの状況は十分お聞きになれるかと思えますけれども、どのように今後するか、少子化対策の一番の走りが保育所の運営に、学校以上にですね、大きな問題として取り上がってくると思えますので、今度完全無償化をされてます。令和6年度から。そういうのもありますけれども、やっぱり保育所運営に対する町の考えをもう少し、これまで以上な考え方を持っていくべきかなというふうに思います。それと、あと監査委員の理由書の提出があつてこういうせざるを得ないというのであるなら、やっぱり専決以前にこれだけの大きな金額が動く。数がいっぱいあるから、小さくても足せば大きくなるというような面もあるかと思えますが、その点十分配慮しながら予算の設定をお願いいたしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 1点だけ、山崎町長にお伺いして質問いたします。58ページの商工業振興費の中のLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金っていうのがマイナスで出てるんですけど、これは今、何かテレビで宣伝して、第2弾とかの支援みたいなのが謳ってるんですけど、第1弾は苓北町のほうでもあつてるみたいなんですけど、第2弾が苓北町ではあつてないっていう状況を聞いたので、ちょっとどういう感じなのかをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） このLPガスの支援っていうのは、熊本県とあとは市町村が出し合つてする事業なんですけども、これの実施の判断というのは各市町村に任せられております。これは、国からこれをやればその分費用が来るっていうわけではなくて、物価高騰対策として町にいくら来ます、それを何に使用しますか、っていうふうなことで、町の中でいろいろな事業にそれを活用しようというふうな中で、前年度は例えば水道・下水道の使用料の減免ですね、そういったやつとか、あとは農業とか漁業の振興に充てましたので、こちらのほうは、今回、実施は見送ったということになります。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 大体内容のほうは理解しました。若干ですね、テレビ報道で苓北町が出てこないのがなぜかなって気になりましたんで、一応質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） お願いですね。お願いを。今年度からですね、実は今資源ごみあたりは相当、よくしておられる。これはもう私たちも、私も、いつも見ますけれども、私の区あたりも。これはこのまま続けていただきたいと思えますけれども、巷でですね、業者さんに委託して集めよらっところがあつですね。商売人さんたちとかが、個人業者にですね。環境なんじゃろとか書いてあるところ、そこら辺がですね、相当緩いそうですよ。何でもよかと。これは課長に聞くわけじゃなかですけど、お願いするわけではありませんので、連合長あたりでですね、その資材が個人で集めて商売なさってる事業者さんたちが、広域連合あたりに持って行って処理をさすとならば、広域連合のほうでもう少し厳格にしてもらわんとですね、どうも調子が取れんとじゃなかろうかなと。要するに、要は、分かつですかね、町にやれば相当厳格ばつてんが、環境云々とか書いてあつたそういった事業所んとはぼんぼん何でんよかけんが、持って行つてくるつとか、行先は一緒じゃろうもんというのが、私の考え方なんです。できればですね、今資源の関係で、要するにリサイクル関係の問題が相当出ておりますので、ぜひですね、行つた先、処理先でもですね、厳格にして、リサイクルできる部分はリサイクルしていただくように、そうせんと町村あたりで一生懸命しよつとこつとの関連性がつかんとじゃなかろうかなと思えますので、そこら辺、そつちの連合会のほうの、現場のほうにぜひそこら辺をぴしゃつと指導していただきたいと思えます。これはお願いですね。

それからもう1点。粗大ごみの収集が年に1回ですね。もう少し柔らかくしてもらえんばんとじゃなかろうかなと。3品以内やつけんかもう出さんととかですね。あるいは何か相当厳しいのでですね、できればそこら辺を柔らかくして、そして今はもうこういつた机なんかが出たときに現場で解体してもう持って行かすとですね。そうじゃなくて、できたらですね、使われる分あたりはリサイクルもできるわけですので、要られる方には持っていつてもらふと。あるいは100円でも500円でも、手数料関係で販売すると。そういった制度をとつていただければ、焼却をする、CO₂の問題とか何かがありますので、無駄な経費は要らんというような考え方でございますので、もうちよつとこつ幅広い意味でですね、見ていただいて、ぜひ活用していただければなと思えます。予算に関する問題ではございませんけれども、もしやれば、そういった形で、進めていただければと思えます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 答弁要りませんね。ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私の質問は、要点だけ簡単に申し上げます。まず26ページ、デジタル田園都市国家構想交付金がマイナス516万3,000円ですが、これはどう

いった内容で、どういった事情なのでしょう。それから32ページ、株価がマイナス105万になっていますが、去年は株価はなんかかなり高騰したんじゃないかというふうに思いますが、これどういうことなのでしょう。それから58ページで、これは別に何も記載はしてないわけですけども、富岡城をですね、夜間照明で照らしてあるというふうに思うんですよ。それは何時から何時までなのか、どうも一晩中のぐらいの気がずっとですが、それに係る電気料は幾らなのか。それで、その財源内訳は一般財源なのか、それとも県のビクターセンターとしての何か費用があるのかどうか。それは夜間照明するのはなぜなのか、以上お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 26ページからいきます。

行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 26ページのデジタル田園都市国家構想交付金のほうですけども、このうち一部になりますが、40ページの方を見ていただいたほうが分かりやすいかもしれませんが、40ページで、オンライン申請サービス構築業務委託料というのの643万円の減額をしております。こちらは昨年度実施いたしました、デジタル田園都市国家構想交付金による窓口のスマート化に係る分です。このオンライン申請サービスにつきましては、一昨日の田嶋議員の一般質問の中でも答弁ありましたとおり、熊本県内の市町村が共同で実施しております電子申請サービスの方に加入することが決まりました。同じようなもの2つは要らないだろうということで、こちらデジタル田園都市国家構想交付金であるオンライン申請サービスのほうを取りやめたため、減額というふうになったものになります。それに伴いまして、26ページの歳入のほうも減額になっております。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 32ページの九州電力株式配当金でございます。確かに議員言われるようですね、九電関係、今年度はですね、景気いい話が報道等もされてるんですけども、昨年度は燃料価格の高騰や原子力発電所の稼働減とかを伴いまして、配当がなかったというようなことですね、減額としております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 次、商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 58ページの富岡城の夜間照明の質問についてでございますけれども、夜間照明のですね、時間につきましては、タイマーによりまして日没から22時、午後10時までのライトアップを行っているところでございます。この夜間照明に係ります電気料金につきましてはですね、このライトアップの分の別に電気のメーターというのを設置がしてありませんので、ビクターセンターとですね、同じ電気料ということになっておりまして、このライトアップだけの電気料というものは把握をしていない状況でございます。ライトアップのですね、行っている理由につきましては、

富岡城の方が苓北町のメインの観光施設となっております。で、夜間におきましてでもですね、富岡城、来られたお客さんというか、あまりですね、夜間は行かれないかと思うんですけれども、シンボルとしてですね、PRを行うためにライトアップのほうはですね、行っている状況でございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 26ページの、この分はちょっと分かりかねますので、またよく調べてから、今度は決算のときでもお尋ねしたいと思います。それから32ページの株価の去年は余り上がらなかったということですけども、これはどういうこと・・・、あんまりそうは分かりませんからね。それから58ページは、これは10時までですかね。夜中もずっとついとつとやかですかね。そういう気がします。それで、もしこれをこのまま続けるとすれば、あるいは続けられないにしても、このライトアップをするということであればですね、やはりメーターは別につけるべきじゃないかというふうに思います。メインの観光施設ということらしいですけども、私も夜間にですね、見に行きました。ほいばって、やっぱ人いっぱいおらして危なかと言われれば困るけんと思って懐中電気も持っていきましたけども、誰もおられませんでした。そういう状況で、観光に来られる方の安全を守るっちゅうことも大事ですけども、やっぱ経費も要らないように、工夫をすべきだというふうに思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） 答弁要りませんね。ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第5号 専決処分の承認について

専決第6号 令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、承認第5号、専決処分の承認について。専決第6号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 承認第5号、専決処分の承認について。専決第6号、令和5年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたしますので、次の次のページの1ページをお開き願います。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,791万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億7,782万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由につきましては、歳入では、国庫支出金等の確定、歳出では、保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目10、節1補助金132万7,000円の減額は、介護保険事業費補助金の確定に伴うものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1、節1利子及び配当金、14万4,000円の増額は、基金預金利子の増額によるものでございます。

次に8ページをお開きください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分、3,637万6,000円の減額。目2地域支援事業繰入金、節1現年度分12万5,000円の減額は、歳出における施設介護サービス等給付費、任意事業費の減額により、財源調整を行うものでございます。

次に9ページをお開きください。

項2基金繰入金、目1、節1介護給付費準備基金繰入金、1,023万1,000円の減額は、歳出における保険給付費の介護サービス及び介護予防サービス給付費、高額介護サービス費の減額により、財源調整を行うものでございます。

次に歳出でございます。

10ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料の172万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、11ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等給付費、節18負担金補助及び交付金の3,600万円の減額は、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等給付費、節18負担金補助及

び交付金の681万3,000円の減額は、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

次に、13ページをお開きください。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節18負担金補助及び交付金の、288万5,000円の減額は、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

次に、14ページをお開きください。

款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2任意事業費、節19扶助費の49万7,000円の減額は、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

次に、15ページをお開きください。

款4基金積立金、項1、目1介護給付費準備基金積立金は、財源区分の変更によるものでございます。

以上が、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって承認第5号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第6号 専決処分の承認について

専決第7号 苓北町固定資産評価員の選任について

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、承認第6号、専決処分の承認について。専決第7号、苓北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 承認第6号、専決処分の承認について。

苓北町固定資産評価員の選任についてご説明をいたします。苓北町固定資産評価員の

選任について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

なお専決処分の内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 次のページをお開きください。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和6年4月1日、苓北町長山崎秀典。

専決理由でございます。令和6年3月31日をもって、苓北町固定資産評価員が退職し、4月1日より新たに固定資産評価員を選任する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

専決第7号、苓北町固定資産評価員の選任について。地方税法第404条第2項の規定により、次の者を苓北町固定資産評価員に選任する。令和6年4月1日、苓北町長山崎秀典。

記。

松村保則。

なお、松村保則氏の略歴につきましては、次のページに掲載しておりますので、ご参考のうえ、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） これ、否定するものではございませんけれども、これ、評価員はしゃっちが4名なら4名置かなければならんということになっとつとですかね。もし3月31日でもう辞めらしたとならば、もう今回の議会ですとならば、6月の今日に任命してもその空白が、もし空白でよかったならば、あえて専決処分じゃなくても、堂々としたまともな任命の方法でよかったじゃなかろうかなと私は思いますけれども、そこら辺は何か規則かなんかありますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 本日の専決の部分はですね、固定資産の評価員でございまして、評価委員ではございませんで、評価員は1名選任をいたしているところでございます。

評価委員ではなくて、評価員です。これは今まで税務住民課長が1人、評価員ということで選任しておりましたので。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 地方税法のですね、404条の第1項で固定資産評価員の設置というのが規定されております。その中に、市町村長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、かつ、2つ目要件として市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置するというので、町の補助機関としての設置が義務づけられております。

あと、4月1日から、その間ですね、空白を、6月からでもいいんじゃないかというお尋ねだと思いますけれども、固定資産の価格に係るですね、各審査の、今課税の通知を出す準備しておりますけれども、土地価格等の縦覧簿ですね、縦覧帳簿並びに家屋価格等の縦覧帳簿の縦覧が令和6年4月1日から令和6年6月28日までになっております。この間にお尋ね等がございましたときには、当然税務のセクションの、所属の責任者である税務住民課長がここに対応するというのでございますので、この価格決定の登録を令和6年3月29日にしておりますので、いずれにしても4月1日からもう設置する必要があるということで専決処分いたしましたという次第でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） すいません、私、評価委員と評価員の間違うとったのは大変恐縮でございますけれども、そしたら町長が課長を任命するというのであればですよ、自動的に税を携わる課長が異動で代わった場合は自動的になるということじゃなくて、やっぱりそれも議会で提案をせにゃないかんというのが何かあるわけですか。評価委員はありますけれどもね。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 今のご質問の件ですけれども、同じく地方税法の第404条の第2項にですね、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうち、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するというふうな規定がございます。町長が冒頭に専決理由を申し上げましたとおり、4月1日からすぐやっぱそういうことに対応するために、選任をする必要がございましたので、本来は議会の同意を得てということでございますけれども、専決で選任させていただいたということでご提案させていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 何か法的に、すいません、法的に必ずその長はならんばならんということであればですよ、そこら辺の法律自体がどうなってるか分かりませんが、本来ならば町長が、もう税務住民課長になったならば指名すると、きれいに決まっ

とつとならば、本来ならばその法律自体が間違いつちゅうことですかね。ですね。でしょ。必ずその長を評価員にせんばならんちゅうことであれば、我々が否決したんじやったっちゃせんばならんとでしょ。やはりそこら辺をもう1回再度ですね、今後の問題としてですよ、今日はいいと思いますけど、私はそこら辺が疑問になったから聞いただけでございますので、そこら辺を調査していただいて、今後まだ、また今後の交代もあろうと思いますので、そこら辺を兼ねてですね、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第41号 苓北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第6、議案第41号、苓北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 議案第41号、苓北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について。苓北町個人番号の利用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。令和6年6月5日提出。苓北町長山崎秀典。

提案理由でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行され、情報提供ネットワークシステムを利用することにより、特定個人情報の照会・提供等が可能な事務及び特定個人情報を定める別表第2が削除され、主務省令で定められたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。

荅北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）。改正概要としましては、もともと特定個人情報、いわゆるマイナンバーについて、照会・提供等が可能な事務等については、番号法という法律の別表第2に記載されておりましたが、この別表第2が番号法から削除され、省令で定められることになったため、本条例中、番号法別表第2を引用していた部分の表記を改正するもので、制度そのものには何ら変更はございません。

それでは、改正内容の詳細について、新旧対照表で説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開きください。

右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。第2条は用語の定義を定めるものですが、改正後に、第5号と第6号を追加しています。これは、これまで番号法別表第2で定められていた事務を、第5号の特定個人番号利用事務と定義し、同じく番号法別表第2で定められていた特定個人情報を、同じく第6号の利用特定個人情報と定義したものです。そして、改正前の第4条第1項では、下線部分の番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報となっているものを、改正後では、第2条第6号で定義した利用特定個人情報に改め、また、改正前の下線部分、同表の第2欄に掲げる事務となっているものを、改正後では、先程と同じく、第2条第5号で定義した特定個人番号利用事務に置き換えております。第4条第2項も同様の改正になります。

それでは、条例案の本文のページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、荅北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第42号 苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第7。議案第42号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第42号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を別紙のとおり改正することとする。令和6年6月5日提出、苓北町長山崎秀典。

提案理由でございますが、人口減少等に伴い、消防団員の加入対象者数が減少しており、平成7年に改正した条例定数330人と現在の団員数との差異が大きくなっていることから、今後の適正な消防団員の定数について、苓北町消防委員会で協議・検討いただいた結果による意見を踏まえ、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）の改正内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の次のページの新旧対照表をお開き願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正部分となっております。第2条中、消防団員の定数を改正前の330人から改正後260人とするものでございます。

それでは、前のページの条例（案）に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するとして、施行日を規定するものです。

補足説明をさせていただきます。令和6年3月19日に開催しました苓北町消防委員会において、参考資料として説明しました、資料1から資料3についてご説明をさせていただきます。

資料1をお開きください。

左上が条例定数の推移でございます。昭和41年度に団員定数が定められて以降、これまで4回定数の改正がなされております。現在の定数330人は、平成7年度に改正され、本年、令和6年度まで30年間同じ定数となっております。右側が平成7年度以降、現在までの実数による団員数の推移となっております。

次のページの資料2をお開き願います。

令和元年度から令和6年度までの、班ごとの消防団員数の推移となっております。

次のページの資料3をお開きください。

上段が1、国勢調査による苓北町の人口の推移、これは男性のみ抽出しております。昭和30年から直近の調査年であり、令和2年までの5年ごとの国勢調査のうち、

消防団員の主な加入団員の主な年齢であります、20歳から49歳までの国勢調査人口を抽出して、年代別に集計したものでございます。次の下の段が平成26年から令和6年まで、4月1日現在の住民基本台帳による人口の推移で、国勢調査人口の推移と同様に、20歳から49歳までの男性を抽出・集計した表となります。

2つの表とも、人口減少により、団員活動の対象となる人口も減少してきており、これまでの人口推移の傾向を見ましても、今後も団員加入対象年齢の人口は、減少が見込まれる厳しい状況下となっております。これらの資料に基づき、苓北町消防団の現状並びに、消防団員の確保に対する町の取り組みについて、消防委員会のほうでご説明させていただいたところ です。町からの説明の後、議会から選出いただいております4名の議員の皆様、及び消防団副団長以上による委員の皆様で、今後の適正な消防団員の定数について、慎重に協議・検討いただいた結果、消防団の定数について、現行の団員定数330人から、260人とすることが適当であるというご意見を消防委員会の方から町に建議としていただいたところ です。

町としましては、消防委員会からのご意見を踏まえ、消防団の定数について、今回、条例の一部改正について提案させていただきました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 実は私も消防委員です。このこと、その内容は今総務課長も説明されたとおりでございますけれども、実は私は反対しました。

まず、総務課長お尋ねしますけれども、人数の云々じゃなくて、面積とか海岸の状態、山の状態、河川の状態等で何か上部機関、自治省ですね、総務省、上の方の機関は、そこら辺の定数あたりの規則等はありませんか。私、消防団の消防委員に入っとってですね、消防団の方あまり意見な言わっさんとですよ。我々議員が言うのが大半ですけども、何かそこら辺がですね、実際今までというのが、今までですね、過去に私が知る限りここ何年か、10年ぐらいの間にですね、認知症によって徘徊される方の搜索願ひとか、あるいは分からんからその他の理由では・・・っていう2、3日見つけて回ったのが消防団の方あたりがいっぱいおいででございます。そういった方、そういったことであれば、私は確かにボランティアの方とか、何かその時も協力もされたと思いますけれども、やっぱり今まで、今苓北町で統制のとれているのは消防団しかなかつですよ。消防団と老人会しかなか。後はもう青年団がなし、女性の会も1団体とか、もうそんな中でですね、安易にですね、この定数をですね、別に持ったっちゃよかわけですので、あえてせんにゃならんちゅうことじゃなかわけですから、そこら辺がそうにゃ違和

感があつてですね。それと今、男女雇用機会均等法ですね、男もおなごも、男つて言えば悪かつですかね。昔はどこも男つてしか言ひよらんじやつたですけどね。女性も男性も、同じ仕事を出来る。させろと。ような感じですね。

そんな中で、今茶北町の消防団の体系を見てみますと、女性は女性の班だけしておられます。しかしあの、テレビとかなんか見ますと、いろいろあの、・・・とかなんか見ますと、男性の中に女性の隊員なんか、救急隊員とか、あるいは自衛隊とか、あるいは外国なんかちゅうのはもう、貴重な・・・の中で男と女ということが差別なく頑張つておられます。そういったことであれ、当然、差別じゃなくて、女性の隊員も同じその班の中に編制してですね、やればいいんじゃないかと、私はそう思います。そうした方が、ボランティアで見つけが行つとつて、あそこで傷つたどうのこうので補償がなかと。しかし団員であれば補償がある。そういったこともあります。

それからもう1点、年齢をいつも聞きます。この年齢別で人間を、例えば令和2年度は、20歳から29歳が190人、あるいは40歳から49歳までが414名、今これですね、昭和30年度から同じですよ。もう選挙法で選挙も18歳からなつたと。あるいは定年もですね、65歳まで引上げられてると。しゃちがですね、この49歳までじゃなくても、59歳、60歳まででも団員はいいんじゃないかと私思つております。そこら辺の併せてですね、男女の格差の問題を、なぜ行政の方から必然的に差別を付けているのかと、これだけ茶北町はですね、他町よりも海岸線の距離は多いんじゃないかと。それから河川もですよ。河川あたりも、坂瀬川に大きな河川が2本ある。小路川、松原川、それから上津深江川、志岐川、三会川ですね。それからこっちから言うとな柄川、都呂々川、舞子川。舞子川は支線ですけど、舞子川の支線。それから小松川、河川もあるわけですよ。山も急い。そういった中でですね、あえて定員を変革せんにゃならんのかと。私はそこら辺思ひます。これだけ定員がありますので、女性も入つてください。で、女性も一緒に班に入つてもろて和気藹々やつていきたいと思います。うなことはできんもんじやろかと。私はそこがあつたので常に反対しております。

それからもう1点。前回、何年か前にですね、この議会に提案されて否決をされています。まだ冷めやらぬんじゃないかなと思つておりますね。そういったその当時の否決をなされた方も、今私が言つとつたそこら辺を考慮に入れて否決の方に賛同されたんじゃないかなと思ひますけれども、メンバーは変わりますので、どういった考え方が分かりませんが、そこら辺を併せてですね、もしよかつたら、できる範囲でよかです。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） まず茶北町の特殊な地形、海とか山とか海岸とかということからですけども、ご承知のとおり、海もあります。川、山もありますし、市街地

もございます。その中で、団員はやはり市街地の方に対象者の方はいらっしゃるということで、山とかですね、ああいうようなところはやっぱり、人口数も少ないですね。そういう方々も、どうにか入って地域を守ろうということで精いっぱい、年齢も上がっていくにもかかわらず入っていただいて、その地域があったときには、どうにか活動したいというふうなところで入団しておられます。

2点目の女性の役割ということで男女関係なくしたらいいんじゃないかということもございますけれども、やはりその男性女性なんもかんもですね、現場でやっぱり危険なところもございますし、その中でやっぱりその役割を分けながら、全国的にそのOBの団員とか、女性の団員とかそういったところ分けながら、加入していただくと。あくまでも、加入には本人の意思によるものでございます。現場にですね、非常時のときは本部についたりとか、捜索の時はですね、そういったところは女性の中でもできると思っておりますので、そのようなところの役割の中で、任務にあたっていただきたいと思いません。

あと年齢についてでございます。年齢につきましても、実際50を超えてからですね、在籍しておられる方は団長さんだけでございます。以前も、松本議員も消防団に加入されておられて、当時はですね、まだ早い段階で辞めておられました。人口もいらっしゃるのです。今回退団された役員の中にもですね、50近くになられる方も、機能別団員でと、少ないのでということで入っていらっしゃる団員の方も分団長上がった方もいらっしゃいますので、その辺は年齢は誰でもいいんじゃないかと、年齢の制限は当然設けておりません。ただし、その年齢でですね、50過ぎても入りたいということで活動したいということであればその地域を守る活動のそういった崇高な思いの中でということでは、加入していただいているのはもう構わないと思えます。

あと定数です。人員ですね。これにつきましては令和2年度の消防委員会のときも、今回の消防委員会のときも、やっぱり330人というのが、やはり消防団の中には相当重くのしかかって、その定数をどうしても集めんばつまらんと。相当そういったところが役員さん含めですね、幹部の方も、心の中に負荷になっているというふうなものもあって、令和2年にもそういったことでの団員定数の見直しというふうなご提案がなされたというふうに承知しております。あと、令和2年のときですね、議会の中で議決をいただかなかったところの中身を見ますと、もう少しその団員を増やす取り組みをしてからというふうなところもございまして、そのあと町としましては、団員確保に関する町の取り組みとしまして、機能別団員制度の導入であったりとか、あと退団者に対してですね、引き続きご協力いただいて、団に残って活動をお願いするとか、今年の令和5年度はですね、住所要件の見直しとか、あと企業への消防団活動の協力依頼というふうなところも行っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私が思うのはですね。まず、現在一生懸命言われております男女の雇用格差の問題。仕事の内容は全く男と一緒にやっかと。それでですね、行政が差別するわけ、差別していいかということです。行政自体がですね。実際消防団っちゅうのは今も、私はもう言いたかったですけれども、団長・副団長おいでだったので言わなかったですけど。別枠ですよ。今、女性の方は。あれはなんでその支部に入れて活動なさって出来んかと。その中ですね、危ないところ、あるいは力加減とかなんかっちゃうのはその分団長、あるいは班長が決めることですので、これ我々行政が考える必要はない、私はそう思っております。そこら辺が1点。それから、年齢の格差もそうです。年齢の格差も今は若くなって、昔の60歳・65歳といえ、相当なお年寄りやっただですよ。消防団長っちゅえば、そんな歳やったんですよ。見た目がですよ。私は61の祝いちゅうてから、赤着物着せてからですね。こんくらいぐらいの厚い座布団に座らせて、それで写真撮ってやったりなんだりして相当しよった・・・からの、昭和30年代以降もですよ、そのままの人数でいっておりますので、私は逆にですね、消防団員の方は、特に女性隊員辺りをこの隊員の中に入れていただいて、やはり和気藹々していただく、そして地域を作ってもらいたい。これしかなかつですよ今は。社会教育、これは本当の社会教育と思いますよ。統制がとれて。今それがない。それでそこら辺にぜひ力を入れてくれろって私は消防団の団長あたりにも頼みよつとですよ。それでそこら辺の問題と、もう1点。班の編成の問題、班にはですね、ある程度、人数を確保してある班もあります。見てみれば。しかし、全く確保していない班もあります。そこら辺もですね、それはそれでいいと思いますよ。一生懸命頑張っておられるからですね。これで確保されてるところは、それだけ加入団員がおいでになるということで確保されておられるので、そこら辺もですね、やっぱり加味して、もう最低はこっだけするんじゃないくて、もう適当にしてください、そんなかし報告はしてくださいで私いいと思いますので、そこら辺もですね、私はどうかなと。定員をわざわざ下げんじやったっちゃ、何か定員を下げなければならない理由は何もなかつたでしょう。定員を下げなければならないという理由が。そこら辺があれば別ですけども。逆に、そこら辺のあれは法的には、例えば、面積とかなんかで何名以上にするとか、何名以下にするとかがありますけれども、さっき聞いたつですけども。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 女性を全部一緒にというふうなお考えでございますけれども、国の団の編成の中には、機能別団員の中に女性の分団でありますとか広報とか、そういうところの中で活動をしていただくと。そういうところも重要な消防団の活動だと考えております。全部が男女一緒にすることが全部男女の協働ということでは捉え

ておりませんので、その中でも、皆さんが団長の下に統率して・・・、あと、年齢につきましては、当然もう、高い年齢ですね、お元気な方で加入したいということであればもう歓迎いたしますので、また、そういった方をお誘いいただければと思います。

3点目の班の編成についてはですね、編成されてないのではなくて、加入の努力を相当されたけれども、班員を確保できていないというふうなところが現状でございます。そこはもうご承知のとおりだと思いますので、そこをご理解していただきたいと思います。またこれにつきましては、消防団の役員会の中でもですね、やはり少ない人数の班がございますので、班の再編についてもちょっと、今後協議していくというふうなところで団長の方もお考えでございます。

あと、定員につきましてはですね、法的な規定はございませんけれども、条例によりますけど、そこはもう地域の実情に応じたところで地域でご確認いただくと。松本議員も委員会にご出席だったとおり、団の方のご意見も相当述べられたと思います。その辺のところもやっばご理解をいただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 定員を減にするけんか、よろしくお願ひしますって言うて総務課長からわざわざ頭下げられる筋合いは私はなかったと思うとですよ。私はただそのまま置いとつてもいいんじゃないかと。別に支障はないんじゃないかなろうかなと。そこでですね、例えば、この定員を下げることによって、何か不利益が生じつとならばですね、定員を下げてびしゃっと、今総務課長がそがんさせてくださいということできりに申されましたけれども、何か不利益が生じつとならばですけども、私がさっき申し上げましたとおり、女性の隊員も班の編制の中に入つとならば、友達どん連れてきて入れてよかよってということもあるかもしれない。そういうことであれば、やっばりそのまましとつて、単に団にもう1回、もう一時330名でいっちょいとってもよかじゃなかなかって、それで、なっだけ班に男と一緒にちゅうか男女同じ働き方をしてもらって頑張らせてもらえばなあということで、もうそういったことを、例えば消防団の方に、私は消防団の方はそこまで考えておられると思うとですよ。私は。団員の方は。もう別編制しとつて、別の枠においでなる女性の隊員は入れんばんとやかですかって私しきりに言ってきましたけれども、今もう班の編制もですね、そういった女性隊員の専門の班に分けられた。そういったことではございますが、そこら辺をもう1回見直してもらってですね、班に帰ってもらって、班と一緒に活動してもらおうというような班の編成のやり方もいいんじゃないかなろうかと思ひます、私は。あえてですね、あつとを減らせと。ですね。減らしてくれろというのが、どうも納得いかんですよ。減つとつたっちゃよかわけです、少なかつたっちゃよかわけです、誰が330人の定員が定員がって言うんですか。

定員、我々、消防委員に私はおりますけど、私はそれに反論すると思いますよ。330人の定員にしとってから今1人でんおらんじゃかって、定員のしこ集めじゃって言うもんな誰もおらんとですよ。事情分かりますので。私はあえて、そういった事情をもう1回ですね、男女雇用の関係あたりもぴしゃっとしてもらう。女性のなんじゃろ長とかなんか言うてから、男と女と差別つくんなってという大騒動ですよ。そんな中にですね、必然的にですね、行政のほうからですね、消防団には女性は班には入れんでおってって、女性の班には作れということであれば女性から怒らるっですよ。今の流れはそうじゃない。男性の隊員が15人おれば女性も15人おつとですよとした世の中というのが、今の国の考え方ですよ。国の考え方ばかりじゃなくて、今の国民の見方でしょう。国会議員も女性がせろって、町会議員も女性ば、なんで女性はならんとかという時代なんですよ。そこら辺を考慮してですね、もう1回考えてしてもらえばなと私は思います。よろしくをお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 松本議員おっしゃるのも分かります。私どもやはり団員をですね、1人でも多く確保して住民の皆さんが安心して住んでいただけるというふうなところに、町も団もそういったところで勧誘のほうを行っておりますので、その辺のところを引き続き努力してまいりたいと思います。ただ定員につきましては先程申し上げましたかもしれませんが、消防団の中からやはりこの定員の、この330人というのがどうしても負荷になって、集めきらんじゃかかと、そういったふうなところもあったということで、対象者をずっと調べましたところ、この対象者の中にも退団された方もいらっしゃいますし、なかなか厳しいので実情に応じたところということで委員会の中で建議をいただいたところです。

あと、女性消防隊を1つにというふうなところについてご意見いただきましたので、また女性消防隊のですね、本人さんたちのご意見等も踏まえて、こういったご意見がありましたということで、消防委員会のほうで団長さんにはお伝えしたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） この330人の根拠と、260人の根拠を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 提案いただいた中ではですね、団長から部長さんまでが24名。

○5番（浜口雅英君） いや、330の基準が、例えば人口の10%とか5%とか、それでよかけんが。団長さんとか副団長さんとかそがんとは要らん。

○総務課長（錦戸雅志君） 人口の何%かとかいうのは330人の中にはございません。人口が何%でというのは。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） なんかの基準があつて330という数字が出たんじゃなくてということですか。これならば、330は古いので、それはそれとして260。新たに提案しておられるこの数字にもその根拠はないということなんですか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 失礼しました。人口の何%かというのはございませんけれども、まず260人ですね。内訳として団長から部長までが24名いらっしゃいます。班が17班ありますので、17班の12名で204名。女性消防隊と機能別団員が32名ということで、260名というふうなところが妥当ではないかというふうなところがございます。330人の元のところですけども、すいません、330人はですね、部長以上が先程申した24人と、当時18班ありましたので、18班の17人足して330人というふうなところで定数が決められたようでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 詳細にですね、渡って計算された、ここは理解できますけれども、やはりこれから人口がずっと減っていくわけですので、もうちょっとやっば、簡単にといい言ひ方はちょっと語弊がありますけども、もう少し決めやすいような形にしていくべきだと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 賛成多数です。

したがって、議案第42号、荅北町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条

例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、1時20分まで食事休憩とします。

-----○-----

休憩 午後0時20分

再開 午後1時20分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは全員お揃いですので、時間前ではありますけども、休憩前に引き続き本会議を再開します。

廣田幸英議員から早退届が提出されております。只今の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

-----○-----

日程第8 議案第43号 苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第8、議案第43号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第43号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。令和6年6月5日提出。苓北町長山崎秀典。

提案理由でございますが、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年苓北町条例第17号）の一部を次のように改正する。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。

右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。これまで重度心身障害者医療費助成の受給者の自己負担額は2,040円または1,020円と規定していましたが、昨今の医療費助成事業を取り巻く様々な状況を勘案し、重度心身障害者医療費助成の自己負担額を変更する熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正が行われました。今回の改正により、自己負担額の端数を切り捨て、受給資格

者が自己負担すべき額を入院の場合において、1医療機関等につき40円減額の2,000円。入院外の場合において、1医療機関等につき20円減額の1,000円に条文改正を行うものでございます。

条例案本文の2ページに戻っていただきまして、附則、施行期日。1、この条例は令和6年8月1日から施行する。経過措置。2、この条例による改正後の苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年8月1日以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、同日前の診療又は施術に係る医療費については、なお従前の例による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 内容についてはなんだ別に異議はありませんけれども、提案の理由にですね、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業補助金とあり、障害の「害」の字がですね、平仮名の表記になっております。町の条例は、障害の「害」の字をですね、漢字表記になっておりますが、これは以前、私の記憶では定かではありませんが、変更されたんじゃないかなという気がいたしてるところでございまして。平仮名に変更された背景には、障害の「害」の字は害悪・公害など、負のイメージが強く、別の言葉で表記すべきとの意見があり、障害という用語自体を変えるべきではないかという意見もあるようございまして。現在これに替わる一般的な言葉がないのが実情であり、障害を平仮名での表記で、いわゆる障害の「害」をですね、平仮名表記することによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが行政を中心に広がっているということで、熊本県も変更されているようございまして。したがって苓北町も条例等をやはり平仮名の「がい」に変えるべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 障害者の「害」を平仮名にするか漢字にするかでございますが、まず熊本県の交付要領につきましては、平仮名の「がい」になっております。町におきましては漢字を使用しておりますが、この部分につきましては、平仮名にする・しないはですね、個人を指す場合ですね、障がい者として1個人を指す場合には、平仮名の「がい」を使うということで、それ以外は障害の「害」ですね、漢字の害ですね、これを使っても構わないということになっておりますので、これまで苓北町におきましては、重度心身障がい者医療費助成、この部分については漢字を用いないで、これまでできているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 言われる意味は分からないでもありませんけれども、やはり県あたりもですね、行政もやはりこのような傾向であるし、熊本県もやはり、平仮名の「がい」のほうに変更されておりますので、やはりこっちの「がい」の方がイメージ的にもですね、やはり先程もこの替えられた背景についても言いましたけれども、害悪とか公害とか、負のイメージが強くて、こっちの平仮名のほうに替えるということでありますので、替えられたほうがいいんじゃないかなと私は思っているところです。同じような質疑になりましたけれども。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましては、他の自治体との状況も見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） すみません、苓北町の対象者はですね、大体どの程度おらっですか。入院と入院の外は。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 重度心身障がい者の受給対象者でございますが、本日現在261人。障がいによってですね、手帳をお持ちの方とか重複しておりますので、すいません、261人のうちには、重複障がいをお持ちの方がいらっしゃることをご理解ください。身体障がい者手帳ですけども、1級と2級が該当いたしまして、206人。精神手帳1級が該当いたしまして、27人。261人です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はア・イに該当する人はどのくらいぐらいおいでかということです。1、2級とか想定的には言うたらんです。現在ですね、入院は何人ぐらいか。あるいは入院以外の場合が1,000円になっておりますんで、入院以外の方は何人おられるかというて聞いたんですが。聞き方ん悪かったですかね。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 令和5年度で申し上げます。入院がですけども、503件、通院で1,722件ございました。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は、人間はどんくらいぐらいおいでかって聞いたんですが、261人が該当するということで、全部足せば2,200ぐらいなってるけど、これはまちっとですね、聞いた、早めじゃなくて、私はこの入院外の場合において、1,000円に該当する人が何人ぐらい、何名ですよ。おおよその予算でですね。そっから、入

院しとらす氏は何人ぐらいおらっとなことですよ。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） まず、受給対象者を申し上げます。受給対象者261人です。先程件数を申し上げたのは、1人が2件、3件も入院される場合がございますので。

○4番（松本良人君） 何人かって。対象者は大体何名ぐらいおいでですかと。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 261人って最初に申し上げたら、今度は違うということでしたので。

○4番（松本良人君） 1人があって5件行ったんじゃないっっちゃって、1人・・・何人じゃっけん。

○福祉保健課長（田尻康彦君） ですから、そこでこれが件数でしますので、この方が人数に直すというのはなかなかですね、小さい数字をもう拾い上げてこなればできませんので、うちといたしましては、1医療機関につき対象となった方を1件、入院で1件として取り扱って、通院でも1件として取り扱いますので、先程申し上げました件数で重度心身障がい者医療費の助成を行っているところです。人数になりますと細かくなりますので、1人の方がこの件数の中に何個入ってるのか、細部まで調べないといけませんので、その部分についてはちょっとお時間をいただかないと把握はできません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はそがん、聞かされただけ聞いて回答をしてください。それで時間がなかったならちょっと調べますので待っててくださいというようなことで、我が知っとなっただけ言うてからですよ。私は、もし私が認知症で入院した場合は1人にあたりますので、例えば苓北町でどんくらいぐらい、何名ぐらいおいでかなと。入院しとらる方がですね。そこら辺を知りたかっですよ。何人ぐらいはお医者さんにかかっとなっかなということを知りたかっなものですから聞いたんですよ。課長の場合は、入院歴から料金から・・・、私そこじゃなくて、おおよその何名ぐらいおいでかなと。我々はそっでよかっですよ。

○議長（野崎幸洋君） 現在延べ件数でしか表記されてませんので。

○4番（松本良人君） 延べじゃなくて。

○議長（野崎幸洋君） 後ほど細部にわたって調べたいのであれば、また課長のほうに調べとっていただいて。

○4番（松本良人君） これば言うてくれればよかっじゃっかな。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 認知症の方はこの重度心身障がい者医療費の対象とはなりません。先程申し上げましたが、身体障がい者手帳1級・2級の所持者、精神手帳

1級の所持者。療育手帳AⅠ・AⅡの所持者がこの重度心身障がい者医療の助成対象となります。

○4番（松本良人君） ちょっとおかしかけんもう1回、よか、言うて。

○議長（野崎幸洋君） その細部にわたってお聞きになるのであれば、後ほど福祉保健課のほうでデータが出た後にまた聞いてみてください。

○4番（松本良人君） 私が聞いたしこ教えてもらえばよかったですよ。

○議長（野崎幸洋君） だから今はその数字は出ませんということでさっき答弁ありました。

○4番（松本良人君） ばってんが、出ませんばってんが、後で出すって言うて、もう言われんもね。後でほんなそら調べてしますうちゅうことは言わんもね。ただわが知つとることだけば、ばばばばって言うただけで。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 調べはする・・・ただ、こちらの件数しか出てない。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 後ほどですね、重度心身障がい者医療費助成にかかられた人数、後ほど松本議員にお示しをしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 報告第2号 令和5年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第9、報告第2号、令和5年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 報告第2号、令和5年度苓北町繰越明許費繰越計算書

(苓北町一般会計) の報告について。

令和5年度苓北町繰越明許費繰越計算書(苓北町一般会計)を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和6年6月5日提出。苓北町長山崎秀典。

提案理由ですが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告しなければならないためです。

次のページをお開きください。

令和5年度苓北町繰越明許費繰越計算書(苓北町一般会計)です。これは3月議会定例会で議決をいただいた繰越明許費について、額の確定により、翌年度繰越額として報告するものでございます。款2総務費から款10災害復旧費まで8件の事業で繰り越しを行っており、金額合計1億9,482万3,000円のうち、令和6年度に繰り越した額は、1億6,707万3,000円です。財源内訳は、国県支出金が6,350万7,000円、地方債が8,990万円、一般財源が1,366万6,000円です。

なお、昨日、繰越工事箇所的位置図を配付させていただきましたので、改めてご確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(野崎幸洋君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番(山口利生君) すいません、ちょっと確認ですが、この金額というのはこれ予算額ということでしょうか。予算が。ですね。それとあと、これは未契約繰越と契約繰越というのが2通りあるかと思いますが、全額翌年度繰越になっているのはもう未契約というふうに捉えていいものか、それとも前払いもしないまま契約はしとるけれども、全額繰り越しているというケースがあるのか。その辺りもし把握されているのであれば。契約と未契約を教えていただきたいと思います。

○議長(野崎幸洋君) 企画政策課長。

○企画政策課長(宮崎良成君) すいません、契約・未契約の状況についてはそれぞれの主管課のほうから答弁させていただいてよろしいでしょうか。

○議長(野崎幸洋君) 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長(山下晃弘君) 私のほうからは1行目、総務費、総務管理費、住民情報システム等改修事業についてお答えさせていただきます。こちらは契約をしておりません。

○議長(野崎幸洋君) 税務住民課長。

○**税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君）** 私のほうからは、2番目の戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修費についてでございます。内容は戸籍のふりがなを新たに追加するものです。契約状況については、契約をいたしておりません。

○**議長（野崎幸洋君）** 福祉保健課長。

○**福祉保健課長（田尻康彦君）** 私のほうからは3行目、衛生費になります。新型コロナウイルスワクチン接種実施事業の31万9,000円でございますが、これも事業を実施する部分で契約はしておりません。

○**議長（野崎幸洋君）** 農林水産課長。

○**農林水産課長（田尻 悟君）** 5の農林水産業費の坂瀬川漁港の防波堤の改修工事につきましては、3月に契約をしまして前払い金を1,500万円、令和5年度で支出し、その残額を繰り越しいたしております。

○**議長（野崎幸洋君）** 土木管理課長。

○**土木管理課長（松井徹也君）** 土木管理課の道路メンテナンス事業から、その4つ下ですかね、河川等災害復旧事業までの繰り越し分につきましては、年度内に全て契約はしてしております。年度末ぎりぎりになった分につきましては、一部前払金は令和6年度に入ってから支払った分がありまして、前払金は年度内に支払った分と、年度が変わってから払った分がありますが、契約につきましては、全て5年度内に契約をしておりまして、未契約繰越はありません。

○**2番（山口利生君）** 分かりました。以上で結構です。

○**議長（野崎幸洋君）** よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（野崎幸洋君）** ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第2号を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第44号 令和6年度苓北町一般会計補正予算（第1号）

○**議長（野崎幸洋君）** 日程第10、議案第44号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（山崎秀典君）** 議案第44号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の令和6年度税制改正において、現況の賃金上昇がまだ物価高に追いついていない状況にある国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から設けられた所得税、個人住民税の定額

減税を補足する給付金、及び令和6年度個人住民税において新たに非課税等となる世帯への給付金、並びに、昨日の全員協議会において説明させていただきました基幹電算システムの標準化・共通化などに要する費用を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第44号、令和6年度荅北町一般会計補正予算（第1号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,220万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,320万3,000円とするものです。主な点について説明をさせていただきます。

4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正です。昨日の全員協議会における基幹電算システムの標準化・共通化についての中で説明いたしました、システム標準化・共通化移行等業務について、令和7年度分の1億4,119万8,000円を追加するものです。

7ページをお願いします。歳入です。

款14国庫支出金、項2、目1総務費国庫補助金、節2物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税を補足する給付及び令和6年度の新たな住民税非課税世帯等への給付に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、6,266万6,000円の増額。節3社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、自治体中間サーバープラットフォームの次期システム設計構築に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）261万9,000円の増額です。目5土木費国庫補助金は、交付金内示による社会資本整備総合交付金（町道舗装）6万円の増額です。

8ページをお願いします。

款19繰越金、項1、目1繰越金は、前年度繰越金1,781万6,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款20諸収入、項5、目1雑入は、自治総合センター助成事業の採択に係る中区及び八区分のコミュニティ助成事業助成金210万円の増額、及び、昨日の全員協議会にて説明しました基幹電算システムの標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金2,150万円の増額、並びに地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくりを支援する一般社団法人地域環境共生社会連携協会補助事業の採択に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（計画策定支援事業）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（導入調査支援事業）を合わせて1,544万2,000円の増額です。

10ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1、目1一般管理費は、申請件数の増加見込みによる危険家屋等解体支援事業補助金3件分、180万円の増額です。目6企画費は、9ページで説明しました中区及び八区分のコミュニティ助成事業補助金210万円の増額です。目13電算システム管理費、節11役務費は、費用の確定見込みによるガバメントクラウド接続サービス利用料30万3,000円の減額。節12委託料は、節13使用料及び賃借料への組み替えによる総合行政ネットワーク（LGWAN）機器類保守委託料182万6,000円の減額、及び昨日の全員協議会にて説明しました基幹電算システムの標準化・共通化に係るシステム標準化・共通化移行等業務委託料2,150万円の増額。節13使用料及び賃借料は、節12委託料からの組み替え182万6,000円と、費用の確定見込み22万2,000円を合わせたLGWAN接続サービス使用料204万8,000円の増額、節17備品購入費は、基幹電算システムの標準化・共通化の移行作業に伴い、必要となるハードウェア機器購入に係る備品購入費（サーバ）434万5,000円の増額。節18負担金補助及び交付金は、自治体中間サーバ・プラットフォームの次期システム設計構築に係る事務について、地方公共団体情報システム機構へ委任することに要する自治体中間サーバ・プラットフォーム設置等関連事務委任交付金261万9,000円の増額です。

11ページをお願いします。

目14情報化推進費は、LGWAN回線使用料の確定見込みによる情報通信回線使用料60万1,000円の減額です。

12ページをお願いします。

項2、目1税務総務費は、所得税、個人住民税の定額減税を補足する給付金、及び令和6年度個人住民税において新たに非課税等となる世帯への給付金の支給に係る節3職員手当等の時間外勤務手当から、節18負担金補助及び交付金の定額減税補足給付金ほか2件の給付金まで、合わせて6,269万8,000円の増額です。

13ページをお願いします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料は、戸籍情報システムのクラウド化に向けたシステム改修について、基幹電算システムの標準化・共通化事業にて対応可能となったことによる、10ページの目13電算システム管理費、節12委託料のシステム標準化・共通化移行等業務委託料への組み替え、及び、同項目、節17備品購入費へのハードウェア機器購入に係る費用の組み替えによる、合わせて2,328万2,000円の減額。節17備品購入費は、節12委託料の戸籍情報システム改修業務委託料からの組み替えによる、備品購入費（OA機器）491万2,000円の増額です。

14ページをお願いします。

款3民生費、項1、目2老人福祉費は、老人ホーム入所判定委員会の開催回数増による委員報償費、費用弁償を合わせて8万4,000円の増額です。目7新ふれあい館管理費は、施設内事務室の雨漏り修理に係る修繕料25万3,000円の増額です。

15ページをお願いします。

款4衛生費、項1、目3環境衛生費、節12委託料は、9ページで説明しました地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための地域の再エネ目標と、意欲的な脱炭素の取り組みの検討による計画策定に係る二酸化炭素排出抑制対策事業（計画策定）業務委託料、及び公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査に係る二酸化炭素排出抑制対策事業（導入調査）業務委託料を合わせて2,150万円の増額。節18負担金補助及び交付金は、赤仁田水道組合の水道施設整備に係る水道施設整備事業補助金53万7,000円の増額。節27繰出金は、熊本県が実施する志岐川の河川改修事業に伴う、下水管移設工事基本設計業務の施工に係る下水道事業会計繰出金（建設費分）1,572万9,000円の増額です。

16ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目5農地費は、申請件数の増による小規模土地改良事業補助金及び3月末の豪雨により被災した農地の農地等小災害復旧事業補助金を合わせて、48万円の増額です。

17ページをお願いします。

款7土木費、項2、目2道路維持費、節12委託料は、都呂々木場地区への配電に係るバイパス線敷設に際し支障をきたす、町道沿い樹木の支障木伐採業務委託料86万円の増額。節13使用料及び賃借料は梅雨時期に向け、不足する重機等借上料100万円の増額です。目4道路舗装費は、舗装構造調査に係る社会資本整備総合交付金の交付内示による調査委託料12万円の増額です。

18ページをお願いします。

款9教育費、項1、目3住宅施設費は、柵の水団地のトイレ洋式化に係る修繕料41万8,000円の増額です。

19ページをお願いします。

項4、目3社会教育施設費は、農村運動広場のトイレ洋式化、及び総合センターの消防設備点検による指摘箇所の修繕料を合わせて99万1,000円の増額です。目5志岐集会所管理費は、会議室及び和室のエアコン故障、修理不能による、設備更新に係る備品購入費（エアコン）422万1,000円の増額です。

以上で令和6年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 1点。15ページ、二酸化炭素排出抑制対策事業業務委託と、同じく導入調査の業務委託料、合わせて2,150万、今回国の環境省からの補助が採択されたということで、これからの再エネを核とした脱炭素社会の実現に向けて、非常にこれが有効な新しい産業につながってくるものじゃないかというふうに大いに期待しております。それで、その関係でですね、委託料全額、ここに組んでありますけれども、やっぱり、職員の皆さん自体がですね、先進地研修とか、同じような地域の実態とかも十分調査をされてですね、やっぱり苓北町に沿った新しい再エネのまちとかいうような形をですね、十分検討する必要があるんじゃないかと。これはそういう意味で補助金自体がそういう事務費にはですね、使えなくて、やっぱりこういう委託というのは業者の方に発注するわけでしょうから、それはそれで必要かと思っておりますけれども、そういう役場そのものがですね、やっぱりこの再エネに脱炭素社会に向けて、十分な知識とまた知見辺りをですね、身につけるための経費辺りをやっぱり確保すべきじゃないかと思っておりますけれども、その点どういうふうな考えで委託だけになっているのかお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 山口議員の質問に答えさせていただきます。

ご覧のとおり二酸化炭素排出抑制対策事業計画策定の分と導入調査の分、2つ合わせて2,150万を計上させていただいてるんですが、山口議員おっしゃるとおりですね、私たち、職員一人ひとりも、私たちに限らず、町民一人ひとりも、二酸化炭素の排出の抑制に関してですね、認識を深めていくことが必要かと私自身も思っております。また、先進地の研修あたりも、おっしゃっていただきましたので、予算の旅費のですね、予算の許す限り、そういうところもですね、併せて行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この事業につきましてはですね、採択をいただいたばかりでありますけれども、これから中身の検討をするわけですが、総合的にはプロポーザル型ですね、業務委託という形になろうかと思うんですが、その中では、今山口議員がおっしゃった先進地の視察でありますとか、そういったほかの地域の調査とか、そういった部分も当然含まれてくると思っておりますので、そういった中身を検討しながらですね、今後計画の詳細を詰めていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ぜひですね、やっぱりこういう計画をただ単に作るっていうよりも本当にこれから先、苓北町がどういくべきかということをやっぴり静岡県知事がお

っしやいましたけれども、シンクタンクという形でやっぱり役場の職員がですね、一番考えていただかないと、なかなか民間ではですね、こういうことには、要請があればするけれども、自ら考えるというのは非常に難しい。やっぱりそういう面では、やっぱり役場の担当、それぞれほかの課も一緒になって考えるような組織を今作っていただいているというふうに聞いておりますので、やっぱりこれから先の荅北町の新しい産業を作るんだというようなことをですね、踏まえながら、ぜひ業者任せじゃなくて、そういう視察には当然関係者も役場職員と一緒にいって行くとすれば、その委託費の中にですね、そういう経費を入れることでできるかと思えますけれども、やっぱり自分で同じような、先を走ってるところをきちんと見に行くというためには、やっぱり旅費を予算としてですね、組まないとやっぱりその委託業者に連れていってこれというようにはできないと思いますから、十分補正もまだまだありますのでですね、十分その辺が使えるようであれば、そういう補助金を活用した旅費もですね、ぜひまた、流用というのができれば簡単ですけど、そういう面も含めて、ぜひ財政課、担当も含めてですね、町長肝煎りのこれこそ本当の、やっぱり脱炭素社会宣言をされた中にありますから、一生懸命頑張っていたいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上で結構です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私も15ページですね。山口議員さんおっしゃったとおり、あまりですね、丸投げとか何かもう絶対やめていただきたい。私昨日一般質問をいたしましたけれども、ちょっとだけ・・・だけでもかなりありますので、そこら辺を荅北独自の考え方で、どういった形で減額して、なるだけそのCO₂の出ない町を作っていくか、ちゅうのをやっぱり、よそに先駆けてですね、やっぱりやっていただきたいなと思います。ぜひですね、業者主導じゃなくて、町長、副町長、考え方を十分にですね、網羅していただいて、できれば私たちも入れてもいただいて、簡単な、少しでからでもですね、CO₂の削減に向けて取り組んでいかにや、そしてあるいは住民を巻き込んだ対応をしていかなければならんとじゃなからうか。そうすればゼロカーボンシティにはなりませんよ。今ですね、幸いここは風力、あるいは太陽光も都呂々に立っております。各地にも太陽光もありますので、そこら辺も含めて使う方の電力を、あるいは自動車を使わない社会が一番よかわけですから、そういったことを含めてぜひですね、今山口さんのおっしゃったとおりに前向きに検討していただきたい。私も全くそう思います。よろしくお願いします。

それから19ページ。エアコンが422万1,000円で組んでありますね。これ当初予算もあつたっですか、私見とらんとですけども。すみませんが。当初予算にも入ったのでしょうか。エアコンは。プラスですか。プラス。そこら辺をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 15ページの件です。二酸化炭素の脱炭素に向けた今後の動きにつきましては、昨日もですね、山口議員それから松本議員からも一般質問でもありましたように、苓北町ならではの計画づくりができるように頑張ってもらいたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 19ページの志岐集会所のエアコンの予算の計上なんですけども、当初予算には計上しておりません。と申しますのが、大体令和6年の2月以降にちょっと不具合が発生したものですから、当初予算には計上ができず、今回6月の補正ですね、お願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 町長の直々のご発言で安心したわけですがけれども、よろしくお願いいたしたいと思います。

それからこの備品購入に420万。これ当然ですねやっぱり維持管理はですね、常にやっぱ見とかにやいかんと私は思います。教育委員会あたりには特に学校関係なんかもありますので、特殊なエアコンじゃなかろうかと思しますので、すぐにさってにや間に合わん。これもどんなエアコンか分かりませんが、やっぱり動力関係とかなんかに多分さってにや間に合わんと思うとです。常日頃ですね、常日頃の管理。維持管理は職員さんあたりがですね、見守っていただいて、もう全て管理をせろっちゃばもうどっかの電力会社に委託ばしていっちゃよくような簡単な考え方があられますけれども、担当の職員、そこの部署の担当された職員さんがですね、常にそらエアコンばっかじゃなかつですよ。常に何ももっと昔から、前年度あたりがありましたけれども、シロアリとかですね。さびの状況とか。あるいはこのエアコンの関係とかも、常に見守ってですね、早期に例えばこれ、完全に壊れんとならば、部品ば変えろばよかったかもしれん。あるいはシロアリにしても鉄骨のさびとか何か、早めに見つければ金はかからんわけですから、そこら辺十分気をつけて、これ皆さん一緒ですよ皆さん。特に水道あたりはいっぱい持つとらるけん。電気とか発電機とかですね、建物なんか持つとる。常にやはり気を配って頑張っていたきたいと思います。以上です。要りません。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第45号 令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第11、議案第45号、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第1号）（案）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第45号、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。今回の補正は収益的収入及び支出につきまして増額補正し、資本的収入及び支出につきましては、減額補正を行うものでございます。

苓北町水道事業会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出について。支出科目、第1款水道事業費用の既決予定額、2億8,523万2,000円から補正予定額50万円を増額し、2億8,573万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

実施計画の収益的収入及び支出。支出。款1、項1、目2配水及び給水費50万円を増額いたします。内容につきましては、資本的収入及び支出からの材料費の予算の組み替えを行うことにより、費用を増額計上するものでございます。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出について。支出科目、第1款、水道事業資本的支出の既決予定額、4,967万円から補正予定額50万円を減額し、4,917万円とするものでございます。

続きまして4ページをお開きください。

実施計画の資本的収入及び支出。支出。款1、項1、目1施設整備費50万円を減額いたします。内容につきましては、先程ご説明いたしました収益的収入及び支出への材料費の予算の組み替えでございます。

以上で、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第46号 令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第12、議案第46号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第46号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出につきまして、既決予定額に変更はなく、節内予算の組み替えを行うものでございます。資本的収入及び支出につきましては、増額補正を行うものでございます。

苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出につきまして、支出科目、第1款、下水道事業費用の既決予定額に変更はなく、節内予算の組み替えをするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、収入科目、第1款、下水道事業資本的収入の既決予定額3億1,355万円から、補正予定額1,572万9,000円を増額し、3億2,927万9,000円とするものでございます。これは熊本県が実施する志岐川の河川改修事業に伴う下水道管移設工事基本設計業務の施行に係る一般会計からの繰出金と建設費分となります。

次に、支出科目、第1款下水道事業資本的支出の既決予定額3億1,368万5,000円から、補正予定額1,572万9,000円を増額し、3億2,941万4,000円とするものでございます。これは先程ご説明いたしました下水道管移設工事、基本設計業務の委託料となります。

以上で、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 1点だけ。先程この1,572万9,000円の施設整備費ですが、志岐川の河川改修が今進んでおります。早期改修を望むものですが、志岐川の河川改修に伴って下水管を移設するというふうになると、補償費をもらうというようなことはないのか、これ一般財源って書いてありますから、河川改修に伴っての移設であれば当然その工事に伴う補償費でもらえるんじゃないかと思えますけど、その点について伺います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 山口議員の質問に答えさせていただきます。移転補償の件につきましてはですね、県ですね、公共補償基準に基づいて行われます。まず、今回の基本設計を行いまして、下水道移設工事全般に係る事業量を算出する必要があります。その後ですね、詳細設計、それから仮設工事、本工事というふうな流れになっていきますが、補償額をですね、算定して、補償契約の締結を今のところですね、天草広域本部と行うよう、打合せを行っておるところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 分かりました。まだ工事費も分かってないので、設計した上で、最終的な移転補償の契約を結んで、一般会計のほうに受け入れるということですね。すいません、ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（野崎幸洋君） 日程第13、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご提案を申し上げます。

このことにつきまして、そこに示してありますとおり、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記。

氏名、齋藤高子（再任）。

任期は令和6年10月1日から令和9年9月30日まででございます。

同じく、氏名、道田久美（再任）。

任期、令和6年10月1日から令和9年9月30日まででございます。

両氏の略歴につきましては次のページに掲載しておりますので、ご承認、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、6番田崎稔君、7番倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

2名いらっしゃいますので、まず齋藤高子さんについて投票いただきたいと思います。

(投票用紙配付)

○議長(野崎幸洋君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(野崎幸洋君) 異常ありませんね。異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(野崎幸洋君) 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の田崎稔君、倉田明君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野崎幸洋君) 諮問第1号、齋藤高子さんの投票の結果を報告します。

投票総数8票。有効投票8票、無効投票0票。有効投票のうち賛成8票、反対0。

以上のおり、賛成が多数です。

次に道田久美さんについて投票いただきます。

只今の出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、8番錦戸俊春君、9番高戸幸雄君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

(投票用紙配付)

○議長(野崎幸洋君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(野崎幸洋君) 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の錦戸俊春君、高戸幸雄君。開票の立ち会いをお願いいたします。開票をお願いします。

(開票)

○議長（野崎幸洋君） 諮問第1号の道田久美さんの投票の結果を報告します。

投票総数8票。有効投票8票、無効投票0票。有効投票のうち賛成8票、反対なし。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、齋藤高子さん、道田久美さんを共に適任とする答申をすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

-----○-----

日程第14 発議第3号 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第14、発議第3号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第3号、令和6年6月4日、苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英です。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。

この提出理由、通常は短くまとめて発言するべきなのかもしれませんが、内容的に、議員の皆様には耳だけでなく、目にも留めていただきたいと考え、文章が長くなりました。それでは提出理由を申し上げます。

私たちを取り巻く社会の生活は、コロナ禍や、ロシアのウクライナ侵攻等による輸入穀物や資材の高騰により厳しい生活を余儀なくされています。町は、日頃から農業、林業、漁業の一次産業を町の基幹産業として、これの振興に力を入れると常々口にされ、我々議員もこのことに賛同しています。とすればこのような社会環境の中で、町民生活の安寧に少しでもお手伝いをすべきでしょう。口先だけの町民優先なのでしょうか。口

先だけでなく、身をもって町民の生活の安寧に力を注ぐべきです。

令和6年度の当初予算で、議員期末手当、673万2,000円は、1人当たりの単純計算では67万3,000円で、これを全額カットすべきです。そして、カットした議員期末手当673万2,000円のお金は、町の全体予算の中では少額かもしれませんが、僅かであってもこれを人口減少、高齢化対策、子育て環境の整備の一部に流用すべきです。

世界的な紛争等の続出に起因した生活必需品の物価高騰を考慮し、住民生活の安定化に寄与するため、令和6年度の苓北町議会議員の期末手当を削減するため、本条例の制定を提案します。

次のページをお開きください。

発議第3号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第48号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（期末手当）第2条、条例第5条の規定にかかわらず、令和6年度に限り、期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑ありませんね。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第3号を採決します。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。なお、起立しない議員は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第3号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

日程第 15 発議第 4 号 苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化
に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第 10、発議第 4 号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5 番（浜口雅英君） 発議第 4 号、令和 6 年 6 月 4 日、苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提出理由。

新型コロナウイルス感染症の継続や、ロシアのウクライナ侵攻等、世界的な紛争の続出に起因した原油価格や生活必需品の物価高騰が進む中で、児童や生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進し、苓北町の将来を担う子供の成長を町全体で支える施策の 1 つとして、子供たちの安心で充実した食の環境を整え、苓北町立小中学校において学校給食の提供を受ける児童及び生徒に係る学校給食費の無償化について必要な事項を定めるものとする。

以上により、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定を提案します。本案の積極的な取り組みによって、保護者の子育て負担の軽減等により人口減少対策、あるいは、これ早急に取り組むことによってこの人口減少対策にもなろうかと思えます。複数の議員の方が一般質問されております。住民の気持ちに沿った結果を確信しております。

次のページをお開きください。

発議第 4 号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例（案）。

（目的）第 1 条、この条例は、苓北町立各小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）の学校給食費（学校給食法「昭和 29 年法律第 160 号」第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）を苓北町学校給食費条例（令和 5 年苓北町条例第 35 号）第 4 条の規定に関わらず全額を無償化することにより、児童及び生徒の保護者（学校教育法「昭和 22 年法律第 26 号」第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

（無償化の対象）第 2 条、無償化の対象となる事が出来る者は、町立学校に在籍する

児童、生徒の保護者とする。

(無償化の額) 第3条、無償化の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合には、学校給食費から当該給付額を除くものとする。

(委任) 第4条、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、令和6年7月1日から施行する。

以上です。

○議長(野崎幸洋君) 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○9番(高戸幸雄君) 確認ということで執行部の方に質問をしたいと思います。いいでしょうか。

無償化に関する条例の中に、第3条、無償化の額という項目がございます。この中にただし書で、国または地方公共団体の負担において、学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合には、当該給付額を除くという項目がございます。令和6年度予算においてですね、教育振興費、小中学校各々でございますけれども、その中の節に扶助費という項目がございます。その説明の中に要・準要保護、就学援助の児童・生徒、この就学援助費の中に給食費は含まれているのでしょうか。

○議長(野崎幸洋君) 教育課長。

○教育課長(吉本英明君) お答えをいたします。教育費、小学校費と中学校費、それぞれですね、教育振興費の中に、要・準要保護児童生徒就学援助費がそれぞれ小学校が109万3,000円、中学校が196万5,000円組んでございます。この中には学校給食費の1年間分の金額も入っております。以上です。

○議長(野崎幸洋君) 高戸幸雄君。

○9番(高戸幸雄君) それから令和6年度においてですね、基準額の一部を町の方から支援しているということを伺っておりますけれども、それは事実でしょうか。

○議長(野崎幸洋君) 教育課長。

○教育課長(吉本英明君) 支援金の額ですかね。

○9番(高戸幸雄君) 一部を支援しているかどうか、それだけで結構です。

○教育課長(吉本英明君) 令和6年度においては、一部を支援しております。

○議長(野崎幸洋君) 高戸幸雄君。

○9番(高戸幸雄君) そうすると要保護・準要保護家庭については、各々経済支援をしながら、そしてほかの家庭については、一部を援助し、子育て支援に努めているということで理解していいわけでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 給食費につきましては本来ですね、値上げも考えたんですけども、そこは据え置いておりますので、据え置いた分は当然援助してることになります。以上です。

○9番（高戸幸雄君） ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論がありますので、討論にあたっては必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、本件に反対者の発言を許します。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 2番議員、山口利生です。本条例制定に対して反対の立場で討論に参加いたします。

今年度当初予算には、子育て対策として、保育料の完全無償化のための700万円が措置をされております。苓北町の令和5年度の出生数は8人と聞いております。今後の保育園の経営は危機的な状況になるのではと思いますので、共働きの若い世代が苓北町に移住してもらうことを大いに、この事業によって期待をしているものでございます。

今回提案されております学校給食費無償化を行うとすれば、6年度当初予算に計上されている保護者負担金、小学校が1,247万4,000円、中学校が891万円、合計2,138万4,000円の一般財源が新たに必要となります。苓北町の財政は、国からの新型コロナウイルス感染症対策交付金や過疎対策事業債の活用により、令和5年度末に財政調整基金残高は15億円余に増加し、令和4年度決算での将来負担比率も32.2%まで低下し、財政も健全化していると考えます。しかしながら、今後少子高齢化がさらに進展すると、これまで以上に財政が逼迫することが予想されます。国においては、少子化対策関連法案が6月5日の本会議で可決成立をしました。公的医療保険料に上乗せして幅広い世代から徴収する子ども子育て支援金を2026年度に創設するということになりました。ふるさと納税寄附金収入が大きな市町村では給食費の完全無償化が実施されていますが、苓北町のふるさと納税寄附金は1億円余でございます。財源確保が難しい状況であり、国からの支援を受けての実施が苓北町の将来のためにも必要と考えますので、条例の制定には反対をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

次に、本件に反対者の発言を許します。

次に、本件に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論ありませんので、これで討論を終わります。

発議第4号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議があります。異議がありますので起立によって採決します。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第4号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第16 閉会中の継続審査調査の件について

○議長（野崎幸洋君） 日程第16、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長。建設経済環境常任委員長。議会運営委員長。議会広報特別委員長。議会活性化等検討特別委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第17 議員派遣の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。なお、議員派遣に変更がある場合には、議長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回荅北町議会定例会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員